



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2013

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行(DBJ)のプロフィール (平成25年7月1日現在)

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
根拠法	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)
代表取締役社長	橋本 徹
従業員数	1,168名(平成25年3月31日現在)
資本金	1兆2,069億53百万円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人2カ所
子会社・関連会社	連結子会社21社、非連結子会社26社、持分法適用の関連会社17社(平成25年3月31日現在)
主たる業務	長期資金の供給(出融資)
目的	出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">●出資・融資・債務保証等の業務を基本として、新金融技術を活用した業務を行う。●社債や長期借入金による資金調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行う。
総資産額	16兆1,838億円(平成25年3月31日現在)
貸出金残高	14兆154億円(平成25年3月31日現在)
総自己資本比率	15.02%(国際統一基準・パーゼルⅢベース)(平成25年3月31日現在)
発行体格付	Aa3(Moody's)、A+(S&P)、AA(R&I)、AAA(JCR)

(上記は、単体ベース)

本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成25年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します。)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

目次

■ トップメッセージ	2
------------	---

■ 日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス	4
----------------------------	---

DBJについて

企業理念	14
ロゴマークとコーポレートカラー	14
DBJが目指すビジネスモデル	16
DBJの役割	16
第2次中期経営計画の概要	17
最近の新たな取り組み	18
DBJのあゆみ	20

DBJの民営化について	22
平成24年度の事業概況	24
業務の状況	24
連結業績の概要	26
海外業務について	28
グループ会社について	29
トピックス	30

業務のご紹介

投融資一体型金融サービス	32
投融資	34
コンサルティング/アドバイザー	45
危機対応業務について	49
東日本大震災への取り組み	52
情報機能の活用	56

CSRレポート

CSR経営の実践	63
投融資等を通じたCSR	68
環境マネジメント	90
事業継続計画(BCP)	94
人材育成と職場環境づくり	96

知的資産報告

知的資産経営	100
時代の要請に応える基盤 「金融プラットフォーム」	104

マネジメント体制

コーポレート・ガバナンスの状況	106
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	111
リスク管理態勢	112
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、 利益相反管理方針	116
ディスクロージャー	118

コーポレート・データ

財務の状況	137
-------	-----

用語解説	212
------	-----



わが国が直面する課題と 当行の果たすべき役割

わが国経済は、個人消費の持ち直しや、大企業を中心とした企業収益の回復等、景気は緩やかに持ち直しているようですが、東日本大震災からの復旧・復興、電力供給問題、わが国産業の競争力強化、国土強靱化、環境・防災への対応等、解決しなければならない課題が依然として山積しています。

当行は、これまでも長期・大口・投融資一体・中立性といった特色を活かし、上記の課題を含め、わが国経済社会の発展に貢献するため努力してまいりました。

当行の足下の具体的な取り組み

今年度は第2次中期経営計画（3カ年）の最終年度にあたります。当計画は、震災復旧・復興対応や、エネルギー、インフラ、都市開発分野等への重点対応等に加えて、足下ではわが国の将来に向けた成長戦略のための取り組みにも積極的に対応しております。

このうち、震災復旧・復興対応については、震災危機対応業務で約1.5兆円の融資を行う（平成24年度末現在）とともに、被災地域の金融機関と共同して東日本大震災復興ファンドを組成し、被災地の地場企業に対するリスクマネーを供給しております。加えて、BCM（防災）格付をもとに、企業の防災や事業継続への取り組みを支援するなど、早期復興に向けたきめ細やかな対応を心掛けております。

次に、わが国の将来に向けた成長戦略のための当行独自の取り組みとして、世界に通じる競争力強化、まちづくり、環境・エネルギー等の分野を融資対象とする「DBJスマートジャパンプログラム」を引き続き実施していくほか、このたび、新たにインフラ強化支援、成長産業立地支援の新プログラムを創設いたしました。

さらに、平成24年11月、幅広い知見を有する多くの識者にご参加いただき「競争力強化に関する研究会」を立ち上げ、わが国の競争力強化に向けた議論を開始しております。平成25年1月の中間報告を受け、



オープンかつフラットな関係で意見・知恵を広く集め対話をする場として「大手町イノベーション・ハブ (iHub)」を本店ビル内に開設するとともに、新たな価値創造や企業価値の向上を図る企業に対しリスクマネーを供給するための「競争力強化ファンド」を立ち上げたところです。こうした取り組みを通じて、オープン・イノベーションを推進し、わが国産業の競争力強化を支援してまいりたいと考えております。

このほか、経済活力向上の観点から、女性の社会進出を支援するため、女性起業家を対象にした女性新ビジネスプランコンペティション (第2回) を本年6月に開催しています。

来年度からの第3次中期経営計画においては、第2次中期経営計画での取り組みを強化していくのはもちろんのこと、わが国経済や金融資本市場の課題に対して機動的に対応することにより、引き続きわが国産業の競争力強化や経済社会の持続的成長・発展に貢献していきたいと考えております。

私たちの社会的責任 (CSR)

私どもの事業活動は、さまざまな社会ニーズや課題を汲み取り、金融機能を通じて、社会的価値の実現を図ることにありますので、本業である投融資業務に真摯に取り組むことこそが当行のCSRの根幹となります。そのうえで、社会的なニーズへの感度を磨き、ソリューション提供レベルの不断の向上を図ることと、CSRのレベルアップを進めてまいります。

平成25年7月

株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長

橋本徹

復興支援への取り組み

DBJは、平成20年10月1日より指定金融機関として危機対応業務を開始しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組んでおり、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うなど、積極的に支援してまいります。

Energy

2.8兆円

電気・ガス・熱供給・水道業
融資残高
(平成25年3月末)

関連情報

P.71 ~ 72

Resilience

復興へ

復興支援に有益な知見・
金融ノウハウを集約した
危機対応業務を実施

関連情報

P.49～55、
69～70

エネルギー分野への取り組み

DBJは、資源開発、石油などの備蓄機能整備等の取り組みに対する投融資を通じ、日本の産業の成長に必要不可欠なエネルギーの安定供給の支援を行ってきました。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光、風力およびバイオマスなど

を利用する再生可能エネルギーの普及・促進に取り組むお客様のサポートを行っています。

平成25年3月末の電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高は、2兆8,319億円となり、業種別融資残高比率では20.2%となりました。

運輸・交通分野への取り組み

DBJは、交通インフラ(鉄道、空港、航空、バス、道路など)の整備・改善に向けて、長期的な視点に立ったプロジェクトの形成から、中立的な立場を活かした複数の企業による連携のサポートまで、幅広く取り組んでいます。

平成25年3月末の交通インフラ向け(運輸業向け)融資残高は、2兆8,102億円となり、業種別融資残高比率では20.1%となりました。

関連情報

P.73

Real Estate

1.6兆円

不動産業向け融資残高
(平成25年3月末)

関連情報

P.74~75

Transportation

2.8兆円

交通インフラ向け融資残高
(平成25年3月末)

都市開発(不動産)分野への取り組み

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、市場の活性化に取り組んできました。平成23年度には、「DBJ Green Building 認証」制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしています。

平成25年3月末の不動産業向け融資残高は、1兆6,632億円となり、業種別融資残高比率では11.9%となりました。

Restructuring

国内初

平成13年、日本初の
DIPファイナンス実施



海外業務への取り組み

DBJは、平成20年10月の民営化以降、海外業務への本格展開を推進しています。

海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成25年3月末時点の海外向け投融資の対象国は40カ国以上となっています。



再編・再生分野への取り組み

国内の需要低迷や需要構造の変化、厳しい競争環境など、企業を取り巻く事業環境の変化が加速するなか、競争力強化による企業価値向上に向けて、事業再構築、産業再編、企業再生などの動きが活発になっています。

DBJは、再生に不可欠な短期の資金繰りを支えるDIPファイナンス、企業の買収や資本再構築に対するバイアウトファイナンスやメザニンファイナンスなど、トータルソリューションを提供し、事業再編・事業再生をサポートしています。

関連情報

P.76～79

Overseas

40カ国以上

海外向け投融資対象国数
(平成25年3月末)

関連情報

P.28、80

環境分野への取り組み

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、これまで40年以上にわたり環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに、「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが独自に開発した格付システムによる「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

平成25年3月末時点の環境格付融資先は371件を超え、融資実績の累計額は6,431億円となりました。

Environment

医療・福祉分野への取り組み

DBJは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス、コンサルティング、情報発信等に取り組んでいます。また、病院の経営改善のサポートに向けて事業計画づくり等の経営コンサルティング業務を行っているほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

平成25年3月末の医療・福祉向け融資残高は、前年度末比36.3%増の673億円となりました。

関連情報

P.82~83



6,431 億円
環境格付融資実績の累計額
(平成25年3月末)

関連情報

P.81、90～93



36.3% 増
医療・福祉向け融資残高
前年度末比
(平成25年3月末)

Healthcare

Network

101 機関

業務提携金融機関数の累計
(平成25年3月末)

社会インフラ整備への取り組み

DBJは、戦後復興期から日本の経済社会の発展・高度化や国民生活の改善に努めてきた経験・ノウハウを活かし、社会インフラ向けの整備・改善に向けたお客様の取り組みを支援しています。

平成25年3月末の社会インフラ向け（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、不動産業向け）融資残高は7兆7,609億円となりました。

関連情報

P.88～89

地域活性化への取り組み

DBJは、豊かな生活の実現に向けた地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備など、地域の抱えるさまざまな課題に対して、長期的な視点から適切なソリューションを提供しています。また、各地域の企業を熟知している地域金融機関と連携して、地域企業のM&Aに取り組む

「地銀M&Aネットワーク」を構築するなど、これまで築いてきた信頼に基づくリレーションシップを地域活性化に活かしています。

平成25年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は、累計で101機関となっています。

関連情報

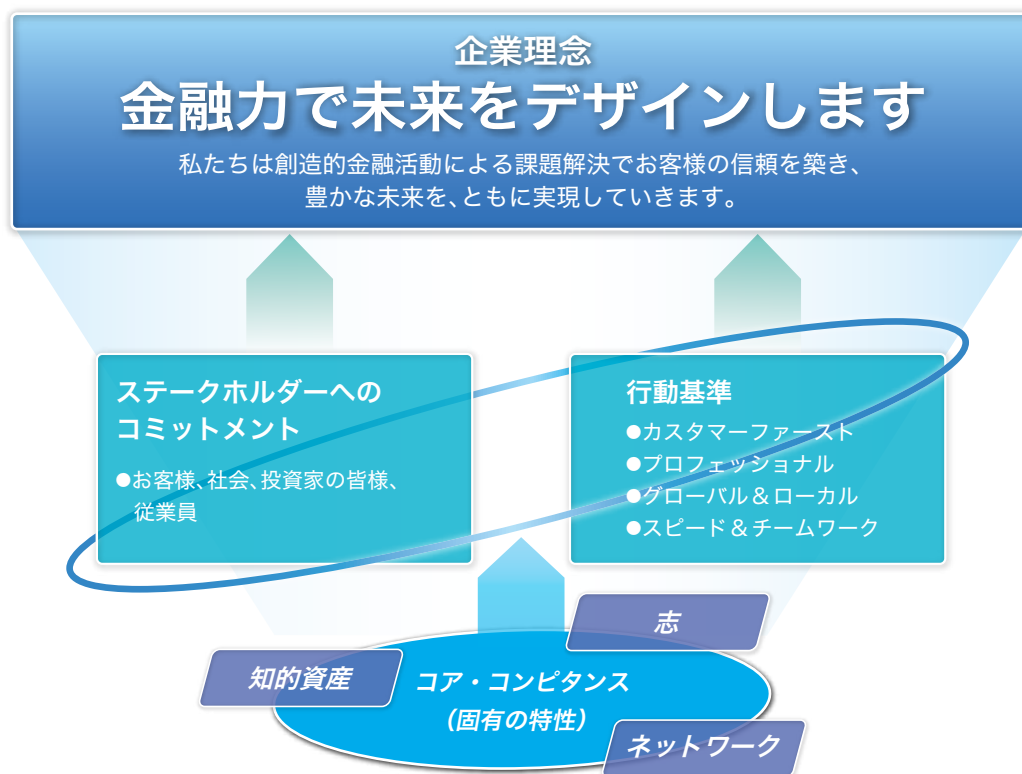
P.84~87

7.7 兆円

電気・ガス・熱供給・水道業、
情報通信業、運輸業、不動産業向け
融資残高

(平成25年3月末)

Infrastructure



ロゴマークとコーポレートカラー

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。

ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

ステークホルダーへのコミットメント

- ▶ **お客様へのコミットメント**
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- ▶ **社会へのコミットメント**
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- ▶ **投資家の皆様へのコミットメント**
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- ▶ **従業員へのコミットメント**
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

行動基準

- ▶ **カスタマーファースト**
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- ▶ **プロフェッショナル**
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- ▶ **グローバル&ローカル**
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。
- ▶ **スピード&チームワーク**
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コア・コンピタンス

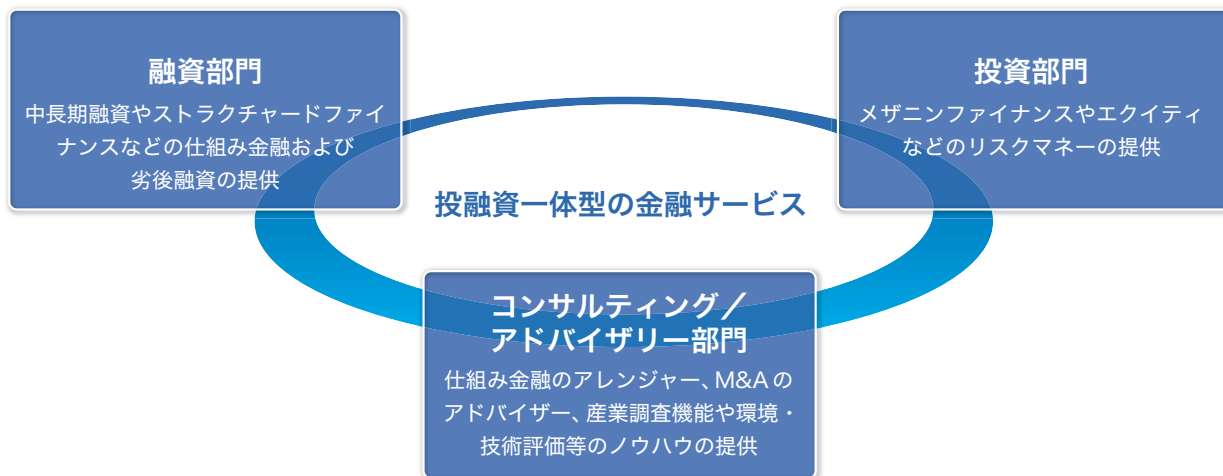
- 志** 当行のDNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D（研究開発）力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などとのリレーションに基づくネットワーク。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

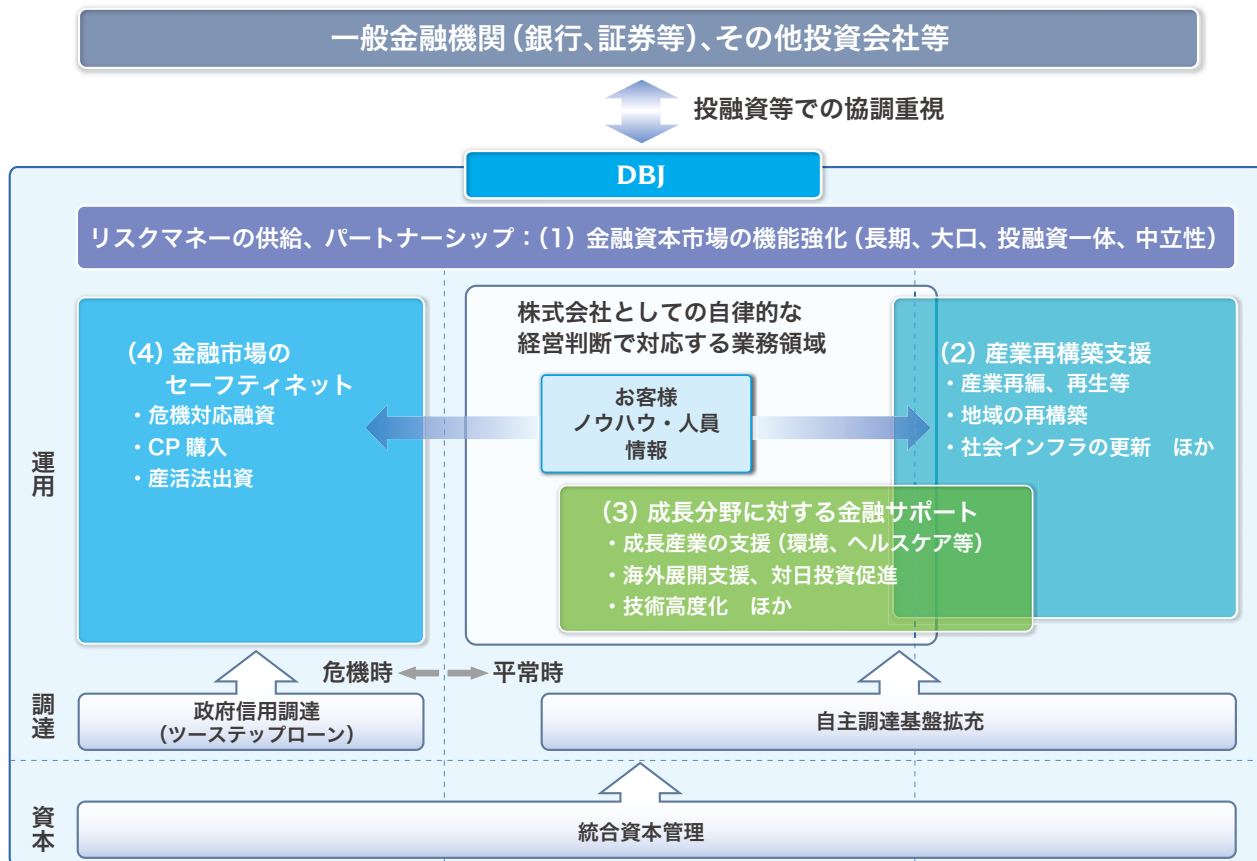
DBJが目指すビジネスモデル

投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



DBJの役割

従来よりDBJが発揮してきた投融資一体型等の特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、金融資本市場において果たす役割を4つに整理しています。



DBJは平成20年10月1日に株式会社日本政策投資銀行として新たなスタートを切ったのち、第1次中期経営計画「Challenge 2010」に基づき、平成22年度までの2年半を「投融資一体型金融サービスの確立」および「基礎力充実の期間」と位置づけて、事業基盤の強化に取り組んできました。

このたび、第1次中期経営計画の成果と課題、およびわが国の経済・社会に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復旧・復興に向けた課題を踏まえ、平成25年度までの3年間を対象とする第2次中期経営計画「Endeavor[※] 2013」を策定しました。

※ Endeavor：「困難を克服しようとする継続的な強い努力」

第2次中期経営計画「Endeavor 2013」(平成23年度～平成25年度)の基本方針

1. 今般の東日本大震災は世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、その復旧・復興に向けた施策については、
 - (1) 時間軸ごとにステップを刻んだ対応が必要であること
 - (2) 地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であることに留意する必要があると考えています。
当行といたしましては、危機時への対応を主要業務のひとつとして位置づけていることから、地域・産業・エネルギー・インフラに係る豊富な投融資実績等を活かし、長期や投融資一体等のリスクマネー供給という特色ある金融機能を発揮することで、わが国経済・社会に未曾有の被害をもたらした震災からの復旧・復興支援に全力で取り組んでまいります。
2. 震災への対応と同時に、第2次中期経営計画において定めた主要施策、すなわち
 - (1) 既存業務の重点化
 - (2) 機能多様化の推進
 - (3) 人財投資の強化等の成長戦略を着実に推進することで、将来の発展に向けた事業基盤の強化に注力してまいります。

第2次中期経営計画「Endeavor 2013」主要施策

- ▶ 投融資一体業務の推進
 - 顧客ニーズに即した最適なファイナンスの提供
 - ミドルリスク分野の投融資を主軸
- ▶ 重点業種・分野の設定
 - 当面、東日本大震災の復旧・復興事業等への集中対応
 - 他方、わが国の将来に向けた成長戦略のため以下の点も重点対応
 - ◆ 従来分野の深掘り：エネルギー、運輸・交通、都市開発
 - ◆ 成長分野支援：環境、ヘルスケア
 - ◆ 再編、再生への本格取り組み
 - ◆ インフラ、地域での取り組み
- ▶ 海外業務の本格展開
 - お客様の海外成長戦略に添う形での業務展開
 - アジア重視、ストラクチャードファイナンス手法を強化
- ▶ 調達基盤の拡充
 - 自己信用調達の基盤固め
 - 流動化等の推進
- ▶ ノンアセットビジネスの強化
 - 手数料収入の多様化

人財、業務プロセス等

- ▶ 人財への投資強化
 - 重点分野の強化や新規業務への取り組みに向けた増員
 - 重点分野に即したプロフェッショナルの育成
 - 若手職員に対する教育強化
- ▶ 業務プロセス、リスク管理
 - 重点業務等を適切に推進しうる業務プロセス、リスク管理態勢を整備

最近の新たな取り組み

競争力強化に関する研究会

日本経済の低迷が長期化するなか、わが国の産業は「高度な技術」は持っているのに革新的な成長モデルが見られないのはなぜか、という問題意識を出発点として、平成24年11月に「競争力強化に関する研究会」を立ち上げました。

実務経験豊かな産業界の方々や幅広い知見を有する学識経験者の方々をメンバーとして、成長に向けた「分野論」はすでに網羅的になされているところ、本研究会では、まず成長実現に向けた「新たな方法論」と「具体的なプロジェクトの実践」を通じ、マインドセット変革の「運動化」を盛り上げることを主眼として、仮説の検証や課題解決に向けた具体的な方策について議論しました。

平成25年1月には、企業などが内外に横たわる「壁

を越えることを「自らの課題」として取り組むことが必要で、そのためには、価値創造につながる、連携促進に向けた「構想力」を強化し、その構想をビジネスとして実践・実現する「場」の構築を促進することが重要、との中間報告がとりまとめられました。中間報告では、この「自らの課題解決」を促進する政府諸施策の充実とリスクマネー供給等を通じた金融の後押し必要性についても触れられています。

DBJではかかる中間報告を受け、

- リスクマネー供給のための競争力強化ファンドの創設
 - 新たな価値創造のための「場」としての大手町イノベーション・ハブ (iHub) の開設
- の2つの取り組みを行うこととしました。

競争力強化ファンドの創設

国内外における消費者のニーズが量から質へと変化し、企業に求められるものが複雑化・複合化するなかで、1社だけで行う「自前主義」では対応できない領域が増えています。これに十分対応できていないことが産業競争力を低下させるひとつの要因であると考えられます。また、国際的な競争下においては、「スピード」も求められており、社内外にすでに存在する高い技術・ノウハウの新しい組み合わせにより、イノベーションを大がかり、かつ、素早く起こす「オープン・イノベーション」が重要です。

DBJは、企業の潜在能力を、新たな事業フロンティアの開拓や戦略的連携、オープン・イノベーションの推進等を通じて事業化し、成長につなげる取り組みを、リスクマネー供給を通じて後押しすべく、「競争力強化ファンド」を創設しました。ファンド規模は、1,500億円としていますが、投融資の進捗に応じて、3,000億円程度まで

の規模拡大も視野に入れています。これまでに決定した2件の実績については、投融資等を通じたCSRの取り組み事例P.72とP.76にてそれぞれご紹介しています。

なお、ファンドの創設および運営にあたっては、下記外部有識者をアドバイザーとして迎え、広くその知見を活用しています。

<アドバイザー> (五十音順、敬称略)

- 小笠原 敦 (文部科学省科学技術政策研究所科学技術動向研究センター長)
- 紺野 登 (多摩大学大学院教授、知識イノベーション研究所代表)
- 堀井 秀之 (東京大学大学院工学系研究科・工学部社会基盤学専攻・社会基盤学科教授)
- 前野 隆司 (慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科委員長兼教授)
- 森 洋一 (公認会計士)

大手町イノベーション・ハブ (iHub) の開設

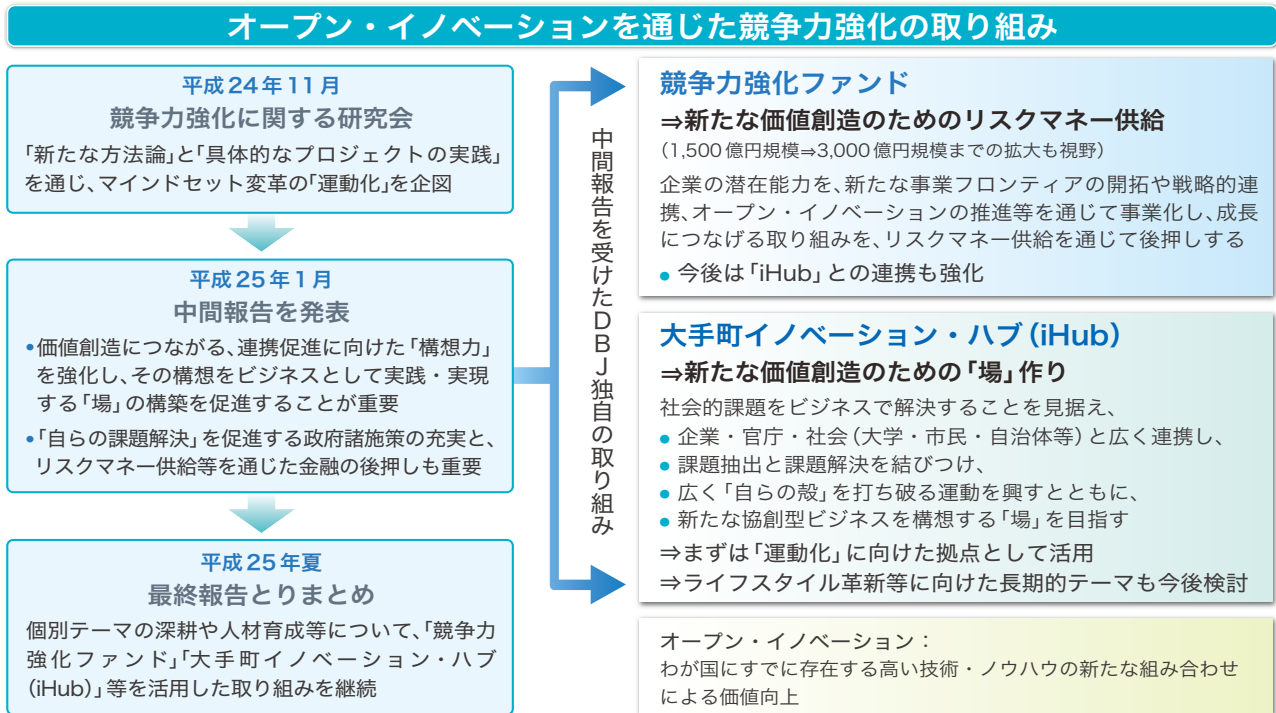
資金供給のみならず、DBJの中立性や広範なネットワークを活かし、オープン・イノベーションによる新たな価値創造のための「場」づくりとして、平成25年4月に、DBJ本店ビル内に「大手町イノベーション・ハブ (iHub)」を開設しました。

iHubでは、オープン・イノベーションを通じて社会的課題をビジネスで解決することを見据え、企業・官庁・社会 (大学・市民・自治体等) と広く連携し、課題抽出と課題解決を結びつけ、広く「自らの殻」を打ち破る運動を興すとともに、新たな協創型ビジネスを構想する「場」となることを目指しています。



ワークショップ風景

● 産業競争力の強化に向けたDBJの取り組み



地域金融機関との連携

DBJは、政策金融機関時代より、地域金融機関との連携や協働を図り、各地域の取り組みを金融面から支援してきました。地元企業、地域経済のさらなる発展、活性化を目指し、新たな取り組みを開始しています。

● 系統金融機関からのシンジケート・ローンによる資金調達

DBJは、資金調達の方策のひとつとして、社債の発行に加え、地方銀行等からの長期借入を実施しています。昨今、地域金融機関における預貸率の低下が指摘されていますが、とりわけ、信用金庫などの系統金融機関といった業務エリアが限定された金融機関における運用機会の確保が課題となっています。

DBJは、こうした課題にも対応すべく、系統金融機関向けにシンジケート・ローン形式での資金調達を開始

しました。今後も資金調達上の工夫や債権譲渡を含めたその他の取り組みを通じ、地域金融機関の皆様の運用機会拡大に貢献してまいります。

● 「DBJ環境格付」融資の地方銀行への展開

平成21年度より、地方銀行が独自で作成する「環境格付」評価ツールの開発を支援するサービスを開始しています。こうした協働の取り組みをさらに推し進めるため、環境金融の普及推進に取り組む金融機関とともに「エコファイナンスクラブ」を開催しています。

このほか、地域金融機関と共同で、東日本大震災により被害を受けた企業の復旧・復興を支援するための東日本大震災復興ファンド、中小企業金融円滑化法の期限到来にともなう出口戦略としての事業再生ファンドなどを設立しています。

PPP/PFIの推進強化

DBJは、平成11年のPFI法公布以来、国内初のPFI事業への融資を行うなど、これまでPFI市場拡大に尽力してきました。近時、PFI法改正等の政策企画・推進への協力や地方銀行との連携によるセミナー開催など、川上段階からの積極的な取り組みを行っています。

財政制約下での公共施設老朽化問題等の解決へ向け、PPP/PFIの活用は不可欠であり、目下、官民連携インフラファンド創設のためのPFI法再改正やPPP/PFI

の抜本改革に向けたアクションプラン策定、新たな成長戦略への位置づけなど、国を挙げてPPP/PFIの推進へ向けた大きな動きが見られます。かかるなか、DBJでは、平成25年6月、新たに「PPP/PFI推進センター」を設置しました。これまでの経験やノウハウを活かして、国・自治体・企業・地方銀行等との連携により、PPP/PFIの活用推進へ向けた取り組みを一層強化しています。

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

経済の再建と自立

昭和26年、日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。

高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を実行。

昭和31年、北海道開発公庫設立（翌年、北海道東北開発公庫に改組）。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。

国際競争力の強化と社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。

国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地造成への投融資を実行。

経済復興期

昭和26年～
昭和30年



川崎製鉄(株)
(現 JFEスチール(株))：
千葉製鉄所建設(千葉県)
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化



トヨタ自動車(株)：
輸入機械購入による設備近代化
(愛知県)
生産設備の一新による国産自動車産業の近代化

高度成長期

昭和31年～
昭和40年



旭化成工業(株)
(現 旭化成(株))：富士工場
カシミアロン設備新設(静岡県)
合成繊維産業の振興



川崎汽船(株)：タンカー「利根川丸」
エネルギー・原材料輸入に不可欠なタンカーの整備

安定成長期

昭和47年～
昭和59年



ソニー(株)：
トリニトロンカラーテレビ工場
新技術企業化による国産技術の振興



新宿副都心：
新宿三井ビルほか(東京都)
浄水場跡地の再開発による
新副都心形成

生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。

活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。

「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。

投融資一体型金融サービスの提供と危機対応

平成20年10月1日、特殊会社として株式会社化し、株式会社日本政策投資銀行設立。

投融資一体型の特色ある金融機能を通じて、お客様の課題解決に取り組みながら、危機対応業務の指定金融機関として金融危機対応や、東日本大震災復旧・復興支援を迅速に行うなど、DBJならではの役割を推進。

バブル期

昭和60年～
平成7年

ポスト・バブル期

平成8年～
平成12年

構造改革期

平成13年～

平成20年「株式会社
日本政策投資銀行」設立



山形ジェイアール直行特急保有(株)：
山形新幹線
地域の基幹鉄道整備



中山共同発電(株)：
IPP発電事業(大阪府)
規制緩和にともなう鉄鋼メーカーの電力事業進出を本邦初のプロジェクトファイナンスで支援



旧(株)新潟鐵工所
DIPファイナンス、M&A、事業再生ファンドの考え方を活用した手法により、地場企業の持つ優れた技術や雇用の維持を図りながら事業再生を支援



(株)Vリース
これまでの知見をもとに国内重工各社がコア部品の生産を担う航空機エンジンのオペレーティングリース事業へ参入し、日本の航空機産業のさらなる発展を支援



(株)横浜国際平和会議場：
パシフィコ横浜(神奈川県)
横浜「みなとみらい21」地区における、ホテル、国際会議場などの建設・整備



阪急電鉄(株)：
震災復旧工事(兵庫県)
震災により破壊された交通インフラの復旧工事



TOYO TIRES ターンバイク
(旧 箱根ターンバイク)
豪マッコリー銀行と共同で日本初のインフラ投資専用ファンドを設立し、旧箱根ターンバイク有料道路の営業譲渡取引に対して出資

平成20年10月1日に民営化(株式会社化)

当行は、平成18年5月に国会において成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下「行政改革推進法」という)、および政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という)に基づき、

日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という)の財産の全部(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利および義務(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を承継して、平成20年10月1日に設立されました。

新DBJ法のポイント

与信業務

完全民営化に向けて、出資と融資を一体的に行う手法、その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、日本政策投資銀行の長期の事業資金に関わる投融資機能の根幹を維持することが明記されています。

資金調達

借入・債券発行に加え、補完的手段として、譲渡性預金の受入れや機関投資家向けの金融債の発行が可能になります。

段階的措置

現在は、資金調達の大半を政府信用に依存していますが、自力での安定した調達体制への円滑な移行を図るため、完全民営化までの間、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされます。なお、新DBJ設立においては、民間からの長期借入が可能であることが規定されています。

	旧DBJ	新DBJ
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
債券の発行	○	○ (金融債を含む)
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入 + 民間借入
預金	×	○ 決済性預金や 小口預金等の 預金保険の保護 対象預金は 受け入れない

新DBJ法改正について(平成21年6月)

当行は、設立以来、指定金融機関として危機対応業務を行っていますが、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に際しては、万全の取り組みを確保するため、政府出資を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「新DBJ法改正法」という)が平成21年6月26日、国会において可決成立し、同年7月3日に公布・施行されました。

新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年

後を目途として完全民営化されることとなっていました。新DBJ法改正法により、平成24年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、平成24年4月1日からおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。ただし、政府は、平成23年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、保有する当行の株式を処分しないものとされました。

※「新DBJ法」「新DBJ法改正法」「財特法による新DBJ法の一部改正等」については、P.130～136をご参照ください。

財特法による新DBJ法の一部改正等について(平成23年5月)

その後、東日本大震災による被害に対処するため、新DBJ法の一部改正等を含む「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(以下「財特法」という)が、平成23年5月2日、国会において可決成立しました。

財特法による新DBJ法の一部改正等により、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府

出資可能期間が3年間延長(平成27年3月末まで)され、さらに、平成27年4月1日からおおむね5~7年後を目途として完全民営化するものとされました。また、政府は、平成26年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、引き続き、その保有する当行の株式を処分しないものとされています。

新DBJ法一部改正等

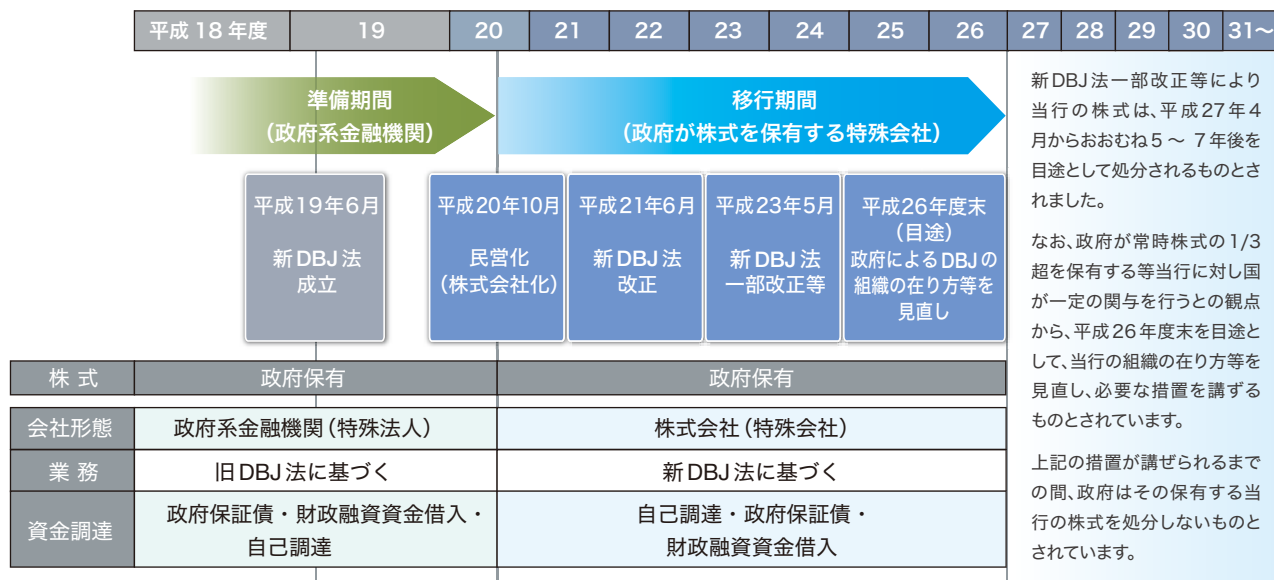
第177回通常国会 参議院本会議において、新DBJ法一部改正等を含む

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が可決成立しました。

東日本大震災による被害に対処するため、当行が危機対応業務を円滑に実施できるよう、法改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

- 当行の財務基盤を強化し、危機対応業務の円滑な実施を確保するため、政府による当行への追加出資期間が3年間延長され、平成26年度末まで追加出資を可能とすること。また、交付国債の償還請求を行うことができる期限も、同様に3年間延長され、平成27年6月末までとすること。
- 出資や交付国債の償還に係る期限延長に合わせて、政府保有の当行株式の全部を処分する時期について「平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」という現行の規定を変更し、「平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」政府が当行の株式の全部を処分すること。
- 政府は、当行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時当行の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有する等当行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、「平成23年度末を目途として」、当行による危機対応業務の在り方およびこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずることとされていましたが、見直しの期限を「平成26年度末を目途として」に変更すること。

● 根拠法改正について



業務の状況

金融経済環境

当連結会計年度は、上半期にくすぶり続けた欧州債務問題が、欧州中央銀行による国債買い入れ (OMT) 等の対応策を受けて小康状態となりました。米国では、政府支出の寄与のはく落もあり景気回復が緩やかになるなか、大規模な量的緩和策 (QEIII) が打ち出され、下半期には再び回復軌道に乗りました。中国経済は成長ペースが鈍化するなか、金融緩和や財政刺激策が打ち出され、徐々に持ち直しました。

こうしたなか、国内では、上半期は長引く円高に加え世界経済減速で輸出が弱い動きとなったことや、エコカー補助金による需要刺激効果はく落等により、景気は悪化しましたが、下半期は消費の底堅さや震災復興関連需要が下支えとなって生産が回復し、景気は持ち直しの動きが見え始めました。

企業部門では、上半期は円高に加え世界経済の減速により輸出が弱い動きとなったほか、エコカー補助金による需要刺激効果はく落等で生産は減少に転じましたが、下半期は生産が持ち直しに転じました。

家計を取り巻く環境は、就業者数の回復などに見られた雇用改善の動きが弱まり、足踏み状態となりました。家計部門では、消費は底堅い動きとなりました。また、住宅着工は住宅ローン減税等購入支援策のほか、消費税率引き上げ前の駆け込み着工も出始め、堅調に推移しました。

金融面では、上半期は欧州債務問題がくすぶり続けるなか、米国経済の回復が一時的に減速したことからリスク回避の動きが強まる場面も見られましたが、下半期は欧州債務問題が小康状態となり米国経済が安定的な回復軌道に乗ったことから過度なリスク懸念は後退しました。

国内では、金融緩和の効果もあり資金調達環境は総じて緩和的な状態が続きました。

長期金利は、日本銀行が「物価安定の目標」を設定するなど金融緩和を進めたこともあり、年間を通じて低下基調が続き、0.5%台まで低下しました。

為替レートは、米国経済の減速や金融緩和への思惑から生じた米国の金利低下や、欧州債務危機への不安再燃によるリスク回避の動きから円が買われ、一時1米ドル＝77円台、1ユーロ＝94円台まで対米ドル、対ユーロともに円高が進みましたが、下半期はリスク回避の動きが和らいだことから円安に転じ、平成25年3月

末は1米ドル＝94円台、1ユーロ＝120円台となりました。

平成24年3月末に1万円台であった日経平均株価は、一時8千円台前半まで落ち込みましたが、下半期のリスク懸念の後退を受けて上昇に転じ、平成25年3月末は1万2千円台となりました。

物価は、エネルギー価格の上昇が落ち着いてきたものの、需給ギャップを背景とした価格の下落圧力が残っていることもあり、消費者物価 (生鮮食品を除く) は概ね前年を下回って推移しました。

企業集団の事業の経過および成果

平成24年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行っています。

こうしたなか、平成24年度の概況は次のとおりとなりました。なお、次の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度における融資額は2兆5,245億円 (危機対応業務による融資額を含む) となりました。

なお、危機対応業務による融資額については、P.50の「危機対応業務の実績」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。とりわけ近時は、企業の株式を一時的に取得し、バリュアアップを図っていく取り組みを推進しています。これらの取り組みを含め、当事業年度における投資額は1,278億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計85億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、DBJと野村ホールディングス株式会社の共同出資により設立された不動産アセットマネジメント会社であるDBJ野村インベストメント株式会社を平成24年6月に完全子会社化し、同年7月にDBJアセットマネジメント株式会社に社名を変更しました。

なお、同社については、長期投資家の運用に資する良質かつ信頼性の高いアセットマネジメント会社として、引き続き、不動産分野を中心に多様な資金需要に応えながら、わが国の金融機能の発展・高度化に寄与することを目指します。

投融資額および資金調達額状況(フロー)

(単位：億円)

	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
投融資額	29,270	26,524
融資等 ^(注1)	28,490	25,245
投資 ^(注2)	780	1,278
資金調達額	29,270	26,524
財政投融資	8,014	8,951
うち財政融資資金等 ^(注3)	5,000	6,000
うち政府保証債(国内債)	1,790	1,600
うち政府保証債(外債) ^(注4)	1,224	1,351
社債(財投機関債) ^(注4、5)	2,631	3,866
長期借入金 ^(注6)	11,707	8,683
回収等	6,917	5,022

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値です。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

3. 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでいます。

4. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債については、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しています。

5. 短期社債は含んでいません。

6. 平成24年度の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫からの借入は5,907億円となっています。

連結業績の概要

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
経常収益	3,187	3,400
経常利益	992	1,156
特別損益	109	6
当期純利益	773	713
総資産	155,798	162,487
貸出金	136,454	139,182
有価証券	11,766	13,570
負債	131,188	137,101
借入金	91,705	94,483
債券および社債	36,718	39,245
純資産	24,610	25,385
資本金	11,877	12,069
自己資本比率(国際統一基準・バーゼルIIベース)	18.56%	—
総自己資本比率(国際統一基準・バーゼルIIIベース)	—	15.52%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.47%	1.23%
自己資本利益率(ROE)	3.18%	2.86%
総資産利益率(ROA)	0.51%	0.45%
従業員数(人)	1,270人	1,315人

当連結会計年度の業績については、次のとおりとなりました。

連結損益の状況

損益の状況については、経常収益は3,400億円(前連結会計年度比213億円増加)となりました。その内訳は、資金運用収益が2,678億円(同比94億円減少)、役務取引等収益が102億円(同比8億円増加)、その他業務収益が78億円(同比23億円増加)およびその他経常収益が540億円(同比275億円増加)となりました。

また、経常費用は2,244億円(同比49億円増加)となりました。その内訳は、資金調達費用が1,442億円(同比112億円減少)、役務取引等費用が10億円(同比5億円増加)、その他業務費用が121億円(同比95億円増加)、営業経費が448億円(同比70億円増加)およびその他経常費用が220億円(同比9億円減少)となりました。この結果、経常利益は1,156億円(同

比164億円増加)となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については1,236億円(同比17億円増加)、役務取引等収支については92億円(同比3億円増加)と前連結会計年度比で増益となっているものの、その他業務収支については△42億円(同比71億円減少)となりました。なお、その他経常収支は319億円(同比285億円増加)と大幅増益になりましたが、この要因としては、主に複数の投資案件のEXITによる株式等売却益の計上等によるものです。

これらにより、税金等調整前当期純利益は1,162億円(同比60億円増加)となりました。

また、法人税、住民税及び事業税417億円(同比202億円増加)、法人税等調整額28億円(損)(同比76億円減少)および少数株主利益2億円(同比6億円減少)を計上した結果、当連結会計年度の当期純利益は713億円(同比59億円減少)となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部合計については、16兆2,487億円（前連結会計年度末比6,688億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆9,182億円（同比2,727億円増加）となりました。また、有価証券は1兆3,570億円（同比1,804億円増加）となりました。なお、貸出金の増加については、危機対応業務への取り組みに加え、電力債市場が厳しい状況にあることを背景とした斯業向け融資の伸長も要因となっています。

また、コールローン及び買入手形は840億円（同比55億円減少）、買現先勘定は1,659億円（同比130億円増加）となりました。これは余裕資金について一時的に運用をしたものです。

なお、平成24年11月の新本店ビル完成にともない、建設仮勘定に計上していたものにつき、事業用土地・事業用建物等に振替をしています。

負債の部については、13兆7,101億円（同比5,913億円増加）となりました。このうち、債券および社債は3兆9,245億円（同比2,527億円増加）、借入金は9兆4,483億円（同比2,778億円増加）となりました。

借入金の増加については、東日本大震災に係る危機対応業務への取り組みを背景とした日本公庫からの借入（ツーステップローン）に加え、市中金融機関からの借入が、主な増加要因となっています。

また、支払承諾については、1,557億円（同比272億

円増加）となりました。

純資産の部については、2兆5,385億円（同比775億円増加）となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における当期純利益の計上に加え、平成24年6月および12月の交付国債の償還による増資計191億6,500万円が主な要因となっています。

なおDBJは、平成24年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日：平成24年3月31日、配当金総額373億円、1株当たり856円、配当性向49.98%）を行っています。

また、DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は368億円（同比175億円増加）となりました。

リスク管理債権の状況

DBJは「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。その結果、「銀行法」に基づく連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,714億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.23%となっています。

株式会社化後の損益状況推移(連結)

(単位：億円)

	平成20年度 (6ヵ月決算)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務粗利益	458	1,218	1,367	1,336	1,285
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	△756	867	1,000	957	747
税金等調整前当期純利益	△1,181	511	1,043	1,102	1,162
法人税等合計	△135	△108	△13	△319	△445
当期純利益	△1,283	398	1,015	773	713
配当金総額(※)	—	100	500	373	352

(※) 基準日が各事業年度に属する配当金の総額を記載。

海外業務について

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務の本格展開に努めており、海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務展開を推進しています。

海外拠点整備の一環としては、平成20年12月より当行100%子会社DBJ Singapore Limitedを、さらに平成21年11月より当行100%子会社DBJ Europe Limitedを開業しています。

DBJは、海外拠点との密接な連携のもと、お客様の幅広いニーズに対応したグローバルな金融サービスを提供し、お客様の海外事業を支援していきます。

海外拠点概要

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米への進出を図る日本企業、対日進出を考える企業へ情報を提供。

◆DBJ Singapore Limited

開業	平成20年12月
資本金	100万シンガポールドル
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619
代表者	CEO & Managing Director 杉山 卓

◆DBJ Europe Limited

開業	平成21年11月
資本金	750万ユーロ
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N 1AR, U.K.
代表者	Executive Chairman 川下 晴久 CEO 加藤 裕幸

海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下をはじめとする海外機関と業務提携を行っています。

●国際金融公社(IFC)

世界銀行グループのメンバーとして、主に開発途上国で投融資活動を行う国際金融機関

●中国国家開発銀行

中国におけるインフラ、基幹産業向け金融を担う政策金融機関(平成20年に株式会社化)

●CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

●シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関

●バンコク銀行

地方中小企業等の現地通貨建て借入支援のため、地方銀行とともに連携しているタイの大手銀行

DBJアジア金融支援センター

DBJは、中堅企業などのアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスを提供する、「DBJアジア金融支援センター」を平成23年6月に開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、地方中堅企業などのアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズに対して、アジア各国の開発金融機関など、DBJグループのネットワークを活用し、情報面でサポートすることにあります。

平成25年6月末時点で、加盟地方銀行は66行となりました。問い合わせ内容を見ると、国別では中国・タイ・ベトナム・インドネシアの4カ国で7割、分類別では進出手続き・産業動向・資金調達等となっています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

Long-Term Investors Clubへの加盟

Long-Term Investors Clubは、リーマン・ショック後の金融環境変化を受け、各国の長期金融を担う金融機関の協調体制を構築するためのプラットフォームとして、平成21年に設立された組織です。当組織は、世界各地から19機関(16カ国・1地域)が加盟しており、長期金融に関する情報共有、学術研究振興、共同投資の推進等を目的としています。平成24年7月、DBJは日本の金融機関として初めて当組織に加盟しました。今後、加盟機関との連携を深め、グローバルな金融ネットワークのもと、長期金融市場の活性化に向けて取り組んでいきます。

グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

株式会社日本経済研究所は、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。

設立	平成元年12月
資本金	4億8,000万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階
代表者	代表取締役社長 安藤 隆

DBJキャピタル株式会社

DBJキャピタル株式会社は、企業の成長、日本の新産業創出をサポートするため、高い成長性が期待されるベンチャー企業に対する投資を行っています。また、投資を行うだけでなく、DBJをはじめとするさまざまなネットワークを活用したファイナンス面の支援や、投資先企業のニーズに合ったソリューションをアレンジします。

設立	平成17年10月(平成22年6月発足)
資本金	9,900万円
事業内容	ベンチャー企業に対する出資等
所在地	東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者	代表取締役社長 鹿島 文行

DBJ投資アドバイザー株式会社(DBJ-IA)

DBJ-IAは、中期的な視野に立ち、投資先との信頼関係を重視した「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資(VG投資プログラム)」を推進するため設立されました。DBJ-IAは、DBJの投資先となる企業がM&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するため、資金面のみならず、国内外のネットワークや人材確保・提供などを通じ、企業の成長・発展に貢献します。

設立	平成21年12月
資本金	6,800万円
事業内容	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関する業務
所在地	東京都千代田区大手町1-9-6
代表者	代表取締役社長 村上 寛

DBJ証券株式会社

DBJは、多様化するお客様のニーズに応える金融手法の充実を目的として、平成23年8月、日立キャピタル証券株式会社を子会社化し、同年10月、DBJとの連携の強化を図る観点から、DBJ証券株式会社に社名変更しました。DBJ証券は、DBJグループの投融資機能を補完する証券機能の担い手として、お客様への金融ソリューション機能の一層の充実を図ります。

設立	平成10年10月
資本金	5億円
事業内容	証券業
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 酒巻 弘

DBJアセットマネジメント株式会社

DBJアセットマネジメント株式会社は、平成18年11月設立の不動産ファンド運用会社であり、平成24年7月に、DBJ全額出資のアセットマネジメント会社として新たなスタートを切りました。今後、長期投資家の運用に資する良質かつ信頼性の高いアセットマネジメント会社として、不動産分野をはじめ多様なリスク資金需要に応えながら、日本の金融機能の発展・高度化に貢献します。

設立	平成18年11月
資本金	1億円
事業内容	不動産ファンドの運用等
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 伊東 正孝

株式会社価値総合研究所

DBJは、これまで業務提携を行ってきた調査・コンサルティング会社である株式会社価値総合研究所を、平成25年4月に子会社化しました。価値総合研究所は、お客様の課題解決に資する良質かつ信頼性の高い調査・コンサルティング会社として、引き続き情報発信を行うとともに、お客様の持つ多様な課題解決ニーズに応えます。

設立	平成5年6月
資本金	7,500万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル8階
代表者	代表取締役社長 森 和之

5月

- 優れた病院の取り組みを支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設 → P. 42
- ADFIAPの年次総会において「東日本大震災復興ファンド組成」「DBJアジア金融支援センター開設」の2件が地域経済振興部門賞を受賞

6月

- 産業の国際競争力強化や地域活性化を金融面から支援するため、「総合特区等支援・相談センター」を開設

7月

- DBJアセットマネジメント(株)を発足 → P. 29
- Long-Term Investors Clubへ加盟(邦銀初) → P. 28

8月

- 「設備投資計画調査(全国・地域別)」の調査結果を発表 → P. 57
- 「DBJ Green Building 認証」の「ロジスティクス版」を創設 → P. 41

11月

- 本店を「大手町フィナンシャルシティ サウスタワー」に移転
- 「競争力強化に関する研究会」を発足 → P. 18
- (株)読売新聞東京本社とCSR協定を締結

12月

- 日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2012」に出展(12年連続) → P. 66

1月

- 「競争力強化に関する研究会」中間報告書公表 → P. 19

3月

- 投融資プログラムの拡充 → P. 42
DBJ スマートジャパンプログラム継続：4,000億円、
DBJ インフラ強化支援プログラム：1,500億円、
DBJ 成長産業立地支援プログラム：1,000億円
- 「競争力強化ファンド」を創設 → P. 18

4月

- 大手町イノベーション・ハブ(iHub)を開設 → P. 18
- (株)価値総合研究所を子会社化 → P. 29

5月

- ADFIAPの年次総会において「女性起業サポートセンター業務」がCSR部門賞を受賞 → P. 67

6月

- 「第2回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催 → P. 47
- PPP/PFI推進センターを開設 → P. 19



業務のご紹介



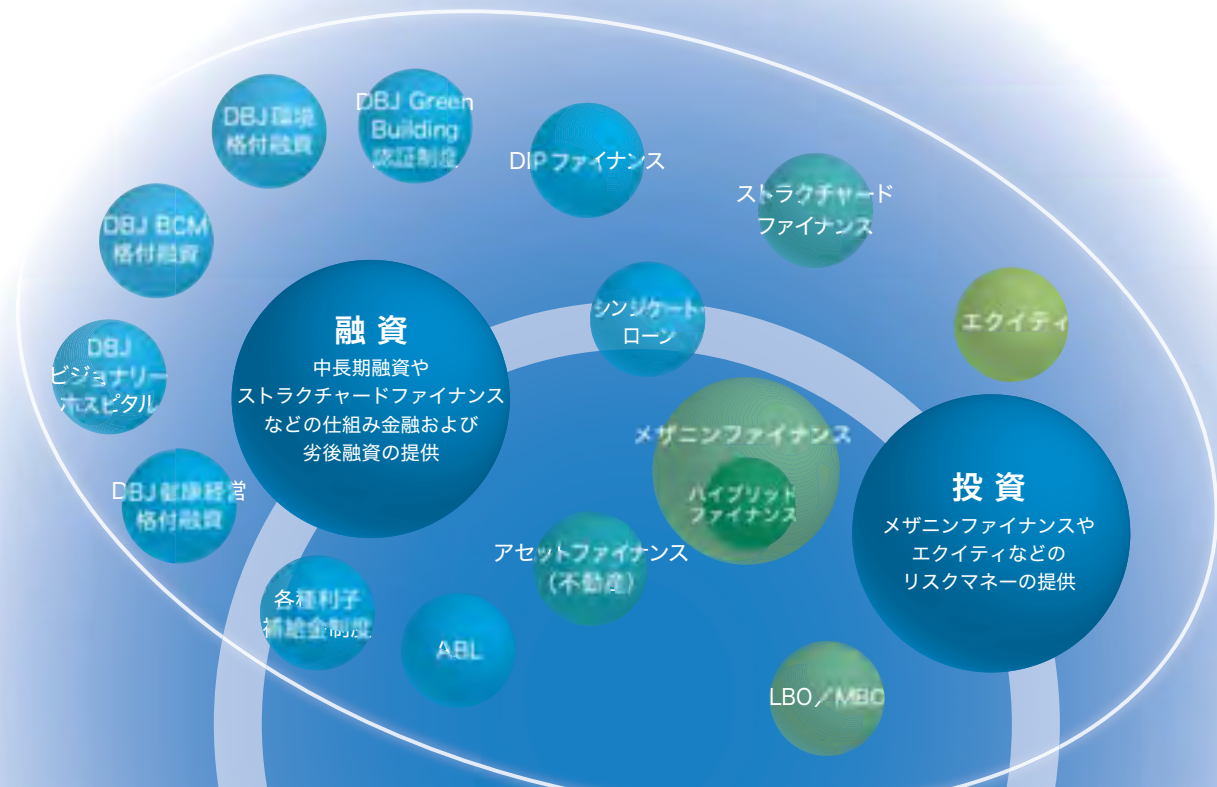
DBJではお客様から最も支持される金融機関となるために、社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金の供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用なプロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、新しい金融手法を開発・導入することで金融市場の機能の拡張を図るなど、より効率的な資金供給がなされる金融市場の創造に向けて鋭意取り組んでいます。

投融資一体型金融サービス	32
投融資	34
コンサルティング/アドバイザー	45
危機対応業務について	49
東日本大震災への取り組み	52
情報機能の活用	56

投融資一体型金融サービス

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメゾンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別の金融ニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



投融資一体型の金融サービス



※投融資にあたっては、DBJ所定の審査が必要になります。

融資

お客様の多様化する
資金調達ニーズに対応した
ファイナンス

- ▶ 中長期の融資
- ▶ 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化等の評価付き金融など）
- ▶ さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

投資

お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいた
リスクマネーの提供

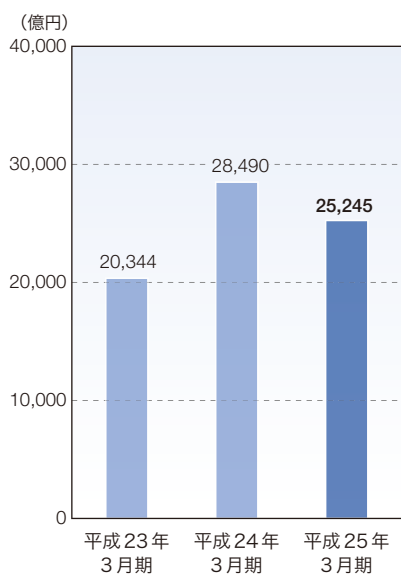
- ▶ 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

コンサルティング/ アドバイザー

お客様の競争力強化や地域経済の
活性化に寄与する案件に対して
アドバイザーとしてサポート

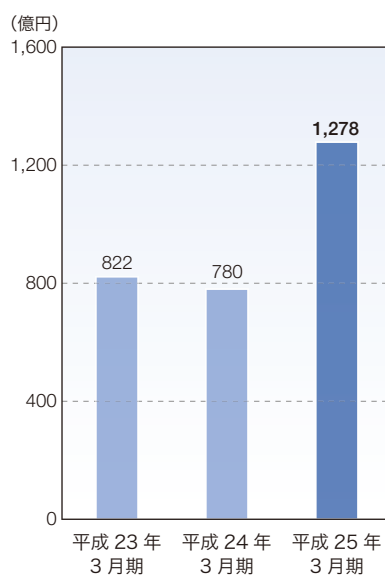
- ▶ M&Aアドバイザーサービス
- ▶ 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ▶ 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

● 融資額実績(単体)(フローベース)



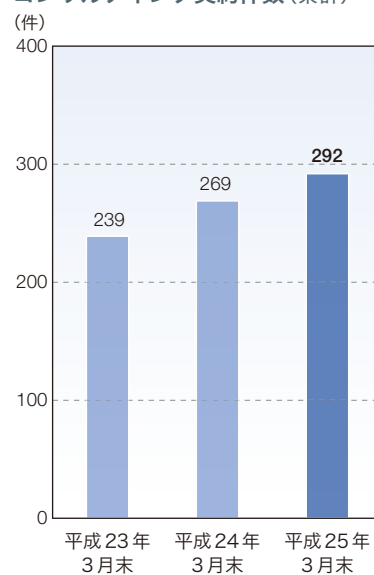
注：社債を含む経営管理上の数値です。

● 投資額実績(単体)(フローベース)



注：有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値です。

● M&Aアドバイザー/
コンサルティング契約件数(累計)



投融資

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

また、事業拡大、成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

DBJの投融資事例はP.68～89の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

融資手続きについて

DBJでは、お客様にとって、どのような資金調達が望ましいか、またどのような条件（金利、期間等）で融資が可能かなどについて、随時、相談を承っています。

融資にあたっては、お客様の会社概要や事業計画の内容について検討し、事業の収益性などを審査のうえ、融資条件等をご相談します。

ご融資の条件

- 融資金額

お客様の資金計画などに応じて、ご相談させていただきます。

- 融資期間

お客様の返済計画や、事業の収益性、設備の耐用年数などに応じて、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

- 金利

期間とリスクに応じた当行所定の金利を設定させていただきます。固定金利のほか変動金利にも対応可能です。また、各種利子補給金制度などのご活用も検討いたします。

- 担保・保証

審査の結果に応じて、ご相談させていただきます。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

中長期融資

DBJは、政策金融機関として培ってきた長期金融のノウハウを強みとしつつ、お客様の中長期のファイナンスニーズに合わせた融資を行っています。お客様は、事業の

収益性を勘案した中長期の返済計画が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています。

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスを行っています。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大のお手伝いをします。

さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還・EXIT方法の設定などのメリットがあります。

DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後債
- 優先株／種類株
- ハイブリッド証券／ハイブリッドローン 等

● メザンファイナンス事例

事例 1 過小資本解消策として



事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



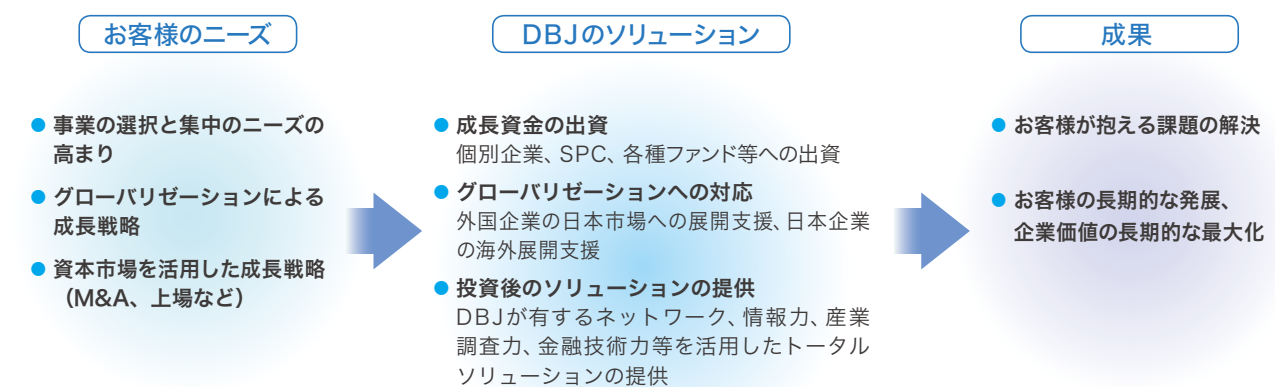
エクイティ

グループ事業の「選択と集中」や成長戦略のニーズが高まることに加え、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有するネットワーク、情報力、産業調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現し

ます。平成22年度からは「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資（VG投資プログラム）」を強化しています。これは、日本企業へのエクイティ投資を通じて、①M&A戦略、②資本戦略、③海外戦略等において、投資先企業の成長戦略の実現、中長期的な企業価値向上を支援する取り組みです。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。



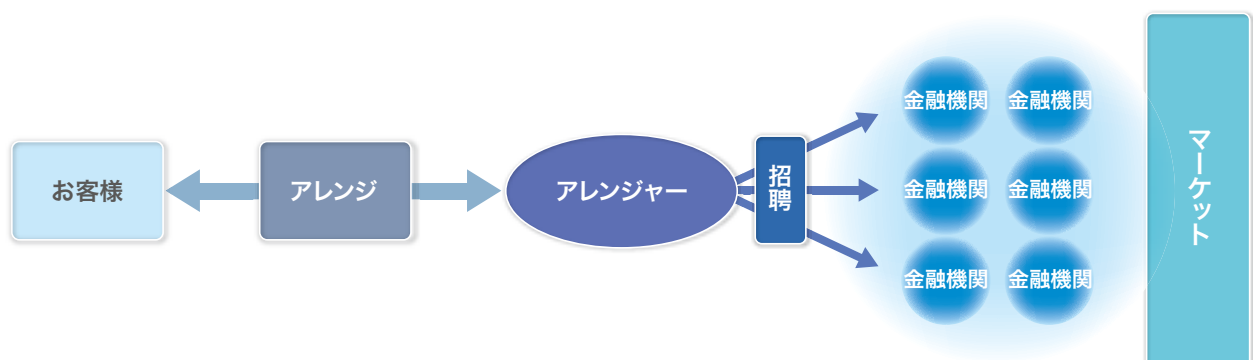
仕組み金融・金融技術

シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、交渉窓口をアレンジャーに一本化することによる事務負担の軽減、エージェントを通じた資金決済事務などによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、アレンジャー

による招聘を通じた取引金融機関の拡大、借入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特長としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点があげられます。



ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを行って以降、エネルギー、インフラ分野を中心に、プロジェクトファイナンス、PFI等にて国内有数の実績を積み上げてきました。

平成20年の民営化（株式会社化）以降においては、多様化・グローバル化する日本企業のお客様のさまざまなニーズにお応えすべく、DBJの特性を最大限活かしつつ、国内外においてプロジェクトファイナンス、PFI、オブジェクトファイナンス、証券化等のさまざまな金融プロダクトおよび最適なファイナンス手段（シニアローン、メザニンローン、エクイティ等）を提供し、お客様を全面的にサポートしています。

● プロジェクトファイナンス

エネルギー、インフラ分野におけるこれまでの豊富な実績を活かし、主に大規模プロジェクトにおいて、特定企業の信用力や担保価値に依拠しない、対象プロジェクトのキャッシュフローに依拠したファイナンス手法を提供し、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

● オブジェクトファイナンス

船舶、航空機、鉄道車輛等のそれぞれのアセット特性に応じて、対象アセットから生じるキャッシュフローに

着目した最適なファイナンス手法を提供することで、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

● 証券化

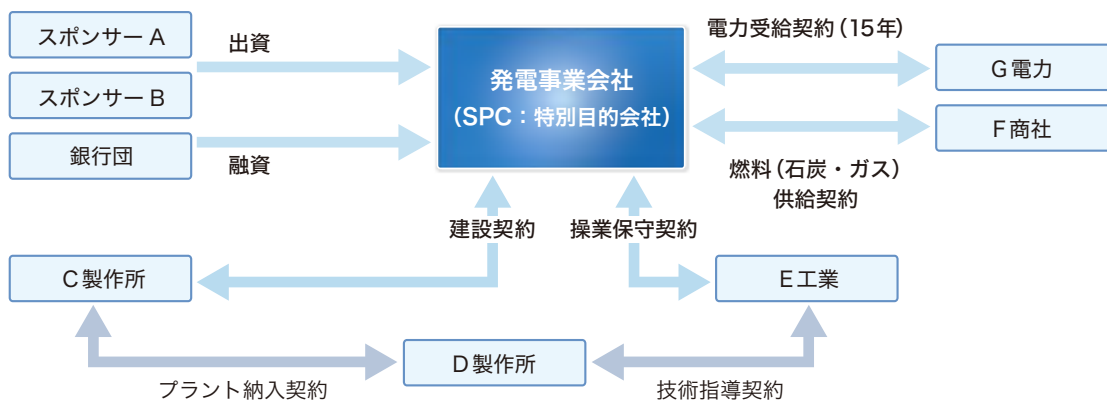
お客様が保有している金銭債権の将来キャッシュフローに着目した金銭債権流動化・証券化や、特定の事業から生み出される将来キャッシュフローを返済原資とする事業証券化（Whole Business Securitization）等のファイナンス手法を提供し、お客様の財務戦略や最適な資金調達の実現をサポートしています。

● PFI (Private Finance Initiative) / PPP (Public Private Partnership)

DBJは、平成11年の所謂「PFI法」※成立以降、公共セクターとの強いリレーションを活用して数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとしてこれまで数多くのお客様をサポートしてきました。そのような活動を通じて蓄積したノウハウを活かし、国内外においてPFI / PPPに取り組んでいるお客様の課題解決に向けて、さまざまなサポートを行っています。

※「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

● プロジェクトファイナンス— 発電プロジェクトの例



アセットファイナンス（不動産）

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んできました

た。こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

流動化型ファイナンス

【例1】お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上

【例2】お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続

- ① 資金調達手段の多様化
 - 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
 - オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存
- ② オフバランスによる財務の効率化
 - ROAの向上
 - 含み損益の計画的な実現
 - 有利子負債削減などの財務内容改善
 - 不動産の価格変動リスクの切り離し

開発型ファイナンス

【例】 自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発

- ① 開発利益の実現
 - 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
 - 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール
- ② オフバランスによるリスクコントロール
 - 自社の財務の健全性を維持
 - 不動産の価格変動リスクの隔離

DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスの提供やエクイティ投資など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立的な立場から、適切なリスク分散および関係者の利益実現を調整

LBO/MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するもので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンの極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営陣

は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

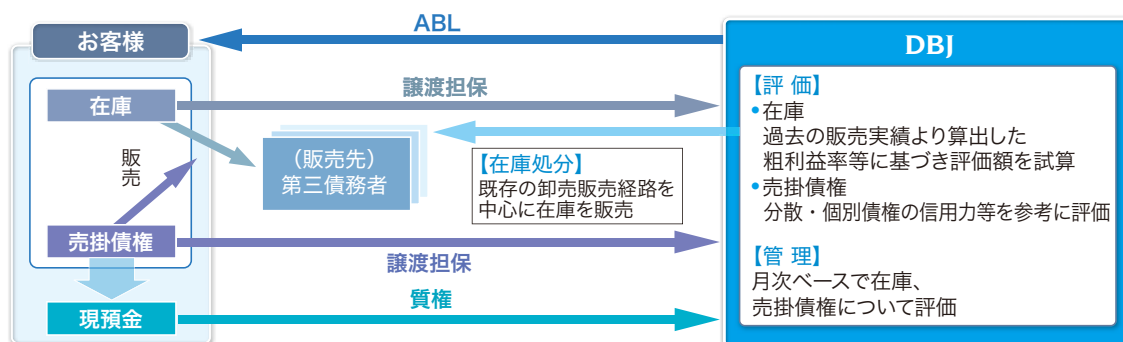
DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体をとりまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO/MBOの場面においてソリューションを提供しています。

ABL(資産担保融資)

ABL (Asset Based Lending) は、お客様の流動資産（集合動産、在庫、売掛債権等）を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理態勢の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

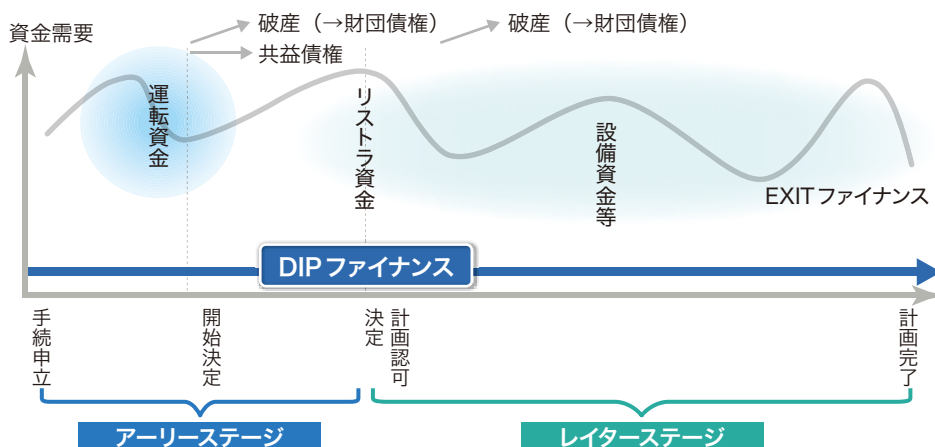


DIPファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要となるリストラ資金の融資、

再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資 (EXITファイナンス) などを含む「レイターDIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



認証・独自プログラム

DBJ 環境格付融資

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年以上の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム（格付システム）により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、得点に応じて3段階の金利を適用するという、「環

境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。平成19年度には、地球温暖化対策を促進するため、「環境格付利子補給金制度」の取り扱いも開始しました。

平成21年度からは、「DBJ環境格付」融資により得られた経験を活かし、地方銀行が独自で作成する「環境格付」評価ツールの開発を支援するサービスも開始しています。こうした取り組みも交え、わが国における環境金融の一層の普及・向上を図っています。



<特徴>

- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価
UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発。「環境格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJ BCM 格付融資

DBJは、防災対策もしくは災害復旧関連の融資を通して、災害に強いまちづくりや被災地復興の支援を行ってきました。これに加え、事業継続の観点から、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対するファイナンス手法の提供を行っています。平成18年度に開始した「DBJ防災格付」融資は、防災および事業継続対策への取り組みの優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「防災格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

評価内容については、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成23年に大幅な改定を行い危機事案発生後の戦略・体制等を含めた企業の事業継続活動を総合的に評価する内容となっています。

平成18年より運用していた「DBJ防災格付」は、①格付評価内容を表現し、②BCMのコンセプトを広く周知することで、「BCM格付を通じてレジリエントな日本社会をデザインします」という理念を実現するため、平成24年に「DBJ BCM格付」に名称変更しました。

「DBJ BCM格付」融資の普及を通じて、企業の危機管理/事業継続の取り組みを後押ししています。



<特徴>

- ◆「BCM格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の危機管理の動向を踏まえた公平中立な評価
内閣府や世界経済フォーラム、NPO、有識者との情報交換を踏まえ、約100の質問からなるスクリーニングシートを開発。「アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資

平成20年4月の特定健診制度の導入や事業者によるメンタルチェックの義務化が国会で審議されるなど、昨今、企業の自社従業員への健康配慮の必要性が高まる状況にあります。また、将来的な労働人口の減少を受け、人的生産性の向上も重要な課題となっています。「DBJ健康経営格付」融資は、こうした社会情勢を踏ま

え、健康経営の概念を普及・促進させるべく、経済産業省の調査事業に応募し、その一環として開発された独自の評価システムをもとに、従業員の健康配慮への取り組みに優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。



<特徴>

- ◆ 「健康経営格付」に応じた段階別金利
- ◆ 予防医療専門機関等と「健康経営コンソーシアム」を形成し、経済産業省の補助事業として「健康経営プロジェクト」を進めるなかでスクリーニングシートを開発
- ◆ お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆ 幅広いお客様への対応

DBJ Green Building 認証制度

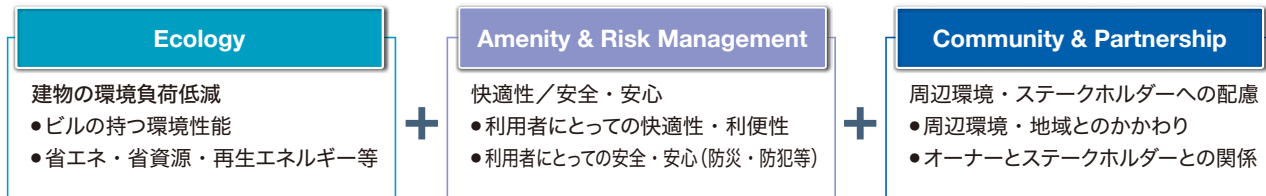
DBJでは、長年にわたる不動産向けファイナンスで蓄積してきたノウハウおよびネットワークと、「DBJ環境格付」融資等で培ってきた環境分野における知見とを活かし、平成23年度に「DBJ Green Building 認証」制度を創設しました。

環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）を所有・運営するお客様を対象に、不動産の

開発・改修等の資金ニーズに対してDBJが投融資でサポートすることに加え、金融機関としては先進的かつユニークな取り組みとなる本認証制度を通じて、お客様の環境・社会へ配慮した不動産運営を、IR・PR・CSR活動等の観点から支援しています。また、平成24年8月に、物流施設向け「DBJ Green Building 認証ロジスティクス版」を創設しました。

● DBJ Green Building 認証制度の概要

評価項目 環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）が有する特徴を以下の3つの分野で評価



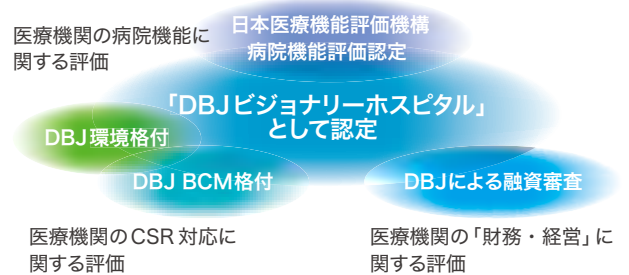
認証結果 お客様の取り組み状況に応じ、一定以上の評価に対して5段階の認証を付与



DBJビジョナリーホスピタル制度

近年、病院に対して、地域社会における安全・安心の拠点としての役割を求める声が高まっています。DBJは、平成24年5月に、医療機能の高度化に加え、環境配慮・防災および事業継続対策に積極的に取り組む病院を支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設しました。これは、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた病院を対象に、DBJが開発した独自の環境評価・BCM評価システムにより、環境配慮・防災および事業継続対策に優れた病院を「DBJビジョナリーホスピタル」と認定し、評価に応じた融資条件を設定する融資メニューです。DBJは、地域社会

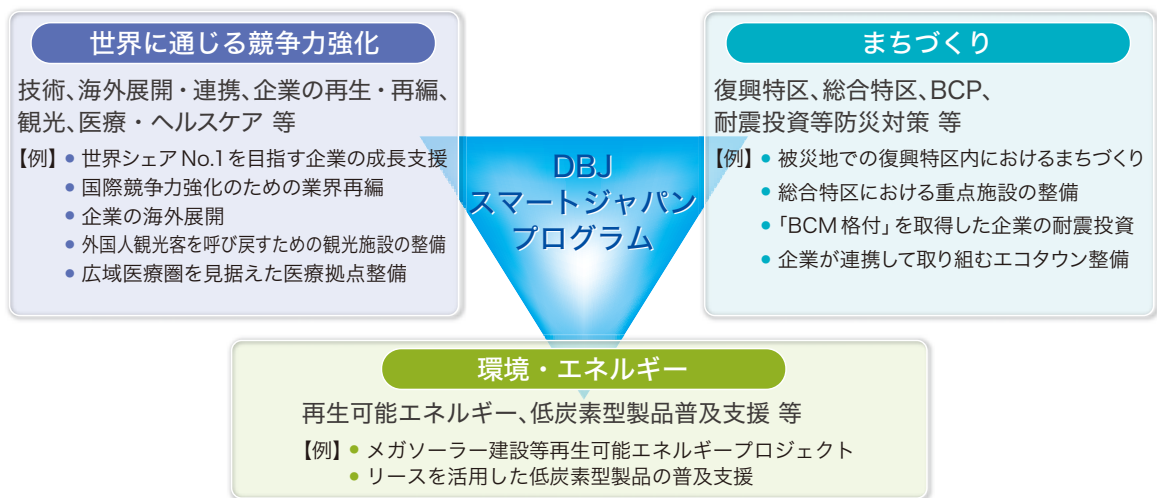
に良質な医療の提供を持続的に行う病院の取り組みを支援しています。



DBJスマートジャパンプログラム

震災からの復旧・復興、円高、欧州金融危機、海外を含めたサプライチェーンの途絶など、外部環境の変化を踏まえた日本経済のサステナビリティの確保のため、DBJが資金供給の対象としてきた分野のなかで、「世界

に通じる競争力強化」「まちづくり」「環境・エネルギー」に係る取り組みに対し、総額で4,000億円程度の支援体制を構築します。



DBJインフラ強化支援プログラム

社会経済基盤の保全の必要性が高まるなか、老朽化したインフラの再構築やインフラの防災投資を促進するため、総額で1,500億円程度の投融資枠を設けています。

PFI等の手法も活用しながら、超長期の投融資などにより社会インフラの整備を支援します。

DBJ成長産業立地支援プログラム

円高・エネルギー制約克服のため、1,000億円程度の投融資枠を設け、先端的設備の導入などによる効率性

向上や付加価値向上を図り、日本の産業競争力強化を通じた雇用維持・創出等に資する取り組みを支援します。

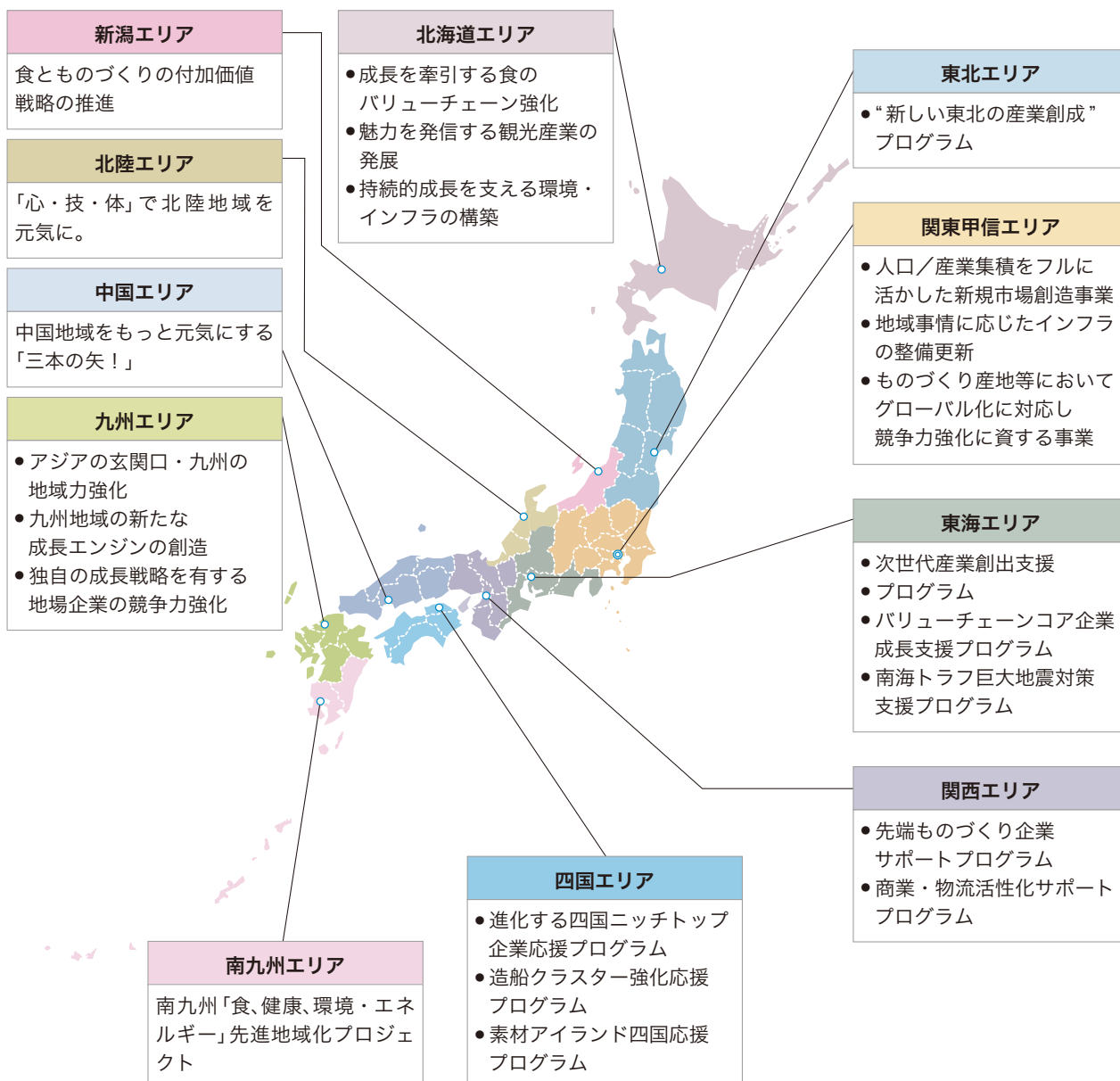
地域元気プログラム

現在、各地域は人口、財政、環境面での制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。

DBJでは、こうした地域の強みや潜在力を活かした成長を情報、資金面から後押しする独自の取り組みとして、

「地域元気プログラム」を用意しています。具体的には、地域に対するアドバイザーや提言など、情報面でのサポートを充実させるとともに、各支店において、地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光をあて、地域金融機関と協調しつつ、通常より金利を優遇した融資を行うなど、資金面でのサポートに取り組んでいます。

● DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象分野・事業



セーフティネット・公的制度

各種利子補給金制度

利子補給金制度とは、特定の産業などを促進するため、特定の事業に対して融資を行った金融機関に対して、あるいは特定の事業を行った事業者に対して、借入者の

利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付する国等の制度です。

利子補給金制度メニュー

- 地域再生支援利子補給金制度

国に認定された各地方公共団体の地域再生計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 地域通信・放送開発事業に対する利子補給金制度

法律に定める指針に定められている地域通信・放送開発事業を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

- 国際戦略総合特区支援利子補給金制度／地域活性化総合特区支援利子補給金制度

国に認定された各地方公共団体の総合特区計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 復興特区支援利子補給金制度

復興特区法の対象地域（227市町村）内で、国に認定された各地方公共団体の復興推進計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 危機対応業務利子補給金制度

政府が認定した危機事案による被害を受けたお客様のうち、制度要件に合致する方が利用できる利子補給金制度。現時点では、東日本大震災に関する事案および円高等対策特別相談窓口が対象。

- 環境配慮型融資利子補給金（環境格付利補）制度

地球温暖化防止のための設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進する事業を行うお客様のうち、「DBJ環境格付」融資の対象となり、かつ一定期間内にCO₂排出原単位の改善またはCO₂排出総量の削減を誓約したお客様が利用できる利子補給金制度。

- 国内石油天然ガス開発資金利子補給金（大陸棚利補）制度

国内の石油・天然ガス開発事業を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

- 天然ガス等利用設備資金利子補給金（天然ガス等利補）制度

対象となる天然ガス等利用設備投資を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

- エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金（省エネ利補）制度

対象となる省エネルギー化を進めるお客様が利用できる利子補給金制度。

- 資源有効利用促進等資金利子補給金制度

対象となる資源の有効利用を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

危機対応業務

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その改正を含む）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月に危機対応業務を開始しています。

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23

年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、日本公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うことにより、今般の震災に対する皆様の取り組みを積極的に支援してまいります。
→P.49～55参照

コンサルティング/アドバイザー

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートしています。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザーサービス、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

DBJのアドバイザー業務事例はP.79の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

M&Aアドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、アジアを中心とした海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A（企業の合併・買収）が脚光を浴びるようになりました。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国内外での関心の高まりなどを背景

に、DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

戦略的コンサルティング

- 総合的企業戦略

長年培われた融資・プロジェクト支援経験を活かし、中立的な立場から、中長期的な視野で事業・経営戦略を提案。

- 充実した企業情報

国内における幅広い産業にわたる3,500社超の取引先とのネットワークと、昭和59年以来、700件超の外資系企業への融資を実施した実績に基づく、国内外の企業情報の提供。

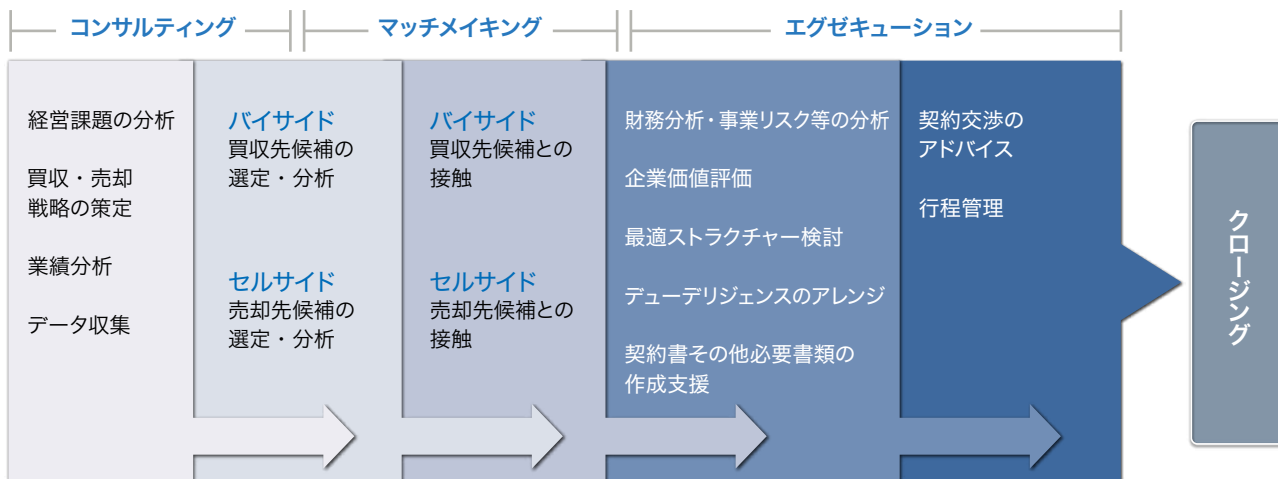
- 密接な国内外の情報ネットワーク

地域の企業を熟知している地域金融機関および国内・海外金融機関、会計事務所・法律事務所との情報ネットワークに基づく的確な情報収集。全国の加盟金融機関（地方銀行、信用金庫）と連携して地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築。

- M&Aの実施

計画段階から実行段階まで、質の高いM&Aアドバイザーサービスの提供。

● M&Aアドバイザーサービスの流れ



技術事業化支援センター

DBJは、平成16年2月、製造業における技術開発成果の事業化をサポートするため、「技術事業化支援センター」を開設しました。同センターの役割は、技術を価値に変える経営力(=技術経営力)の評価、技術経営の視点から将来の事業モデルの調査分析・提案、および技術経営に関する研修事業を行うことであり、製造業における新しい価値創造を支援しています。

お客様をはじめ幅広く産業界とともに、世界的課題の解決のための技術経営戦略の検討などイノベーション

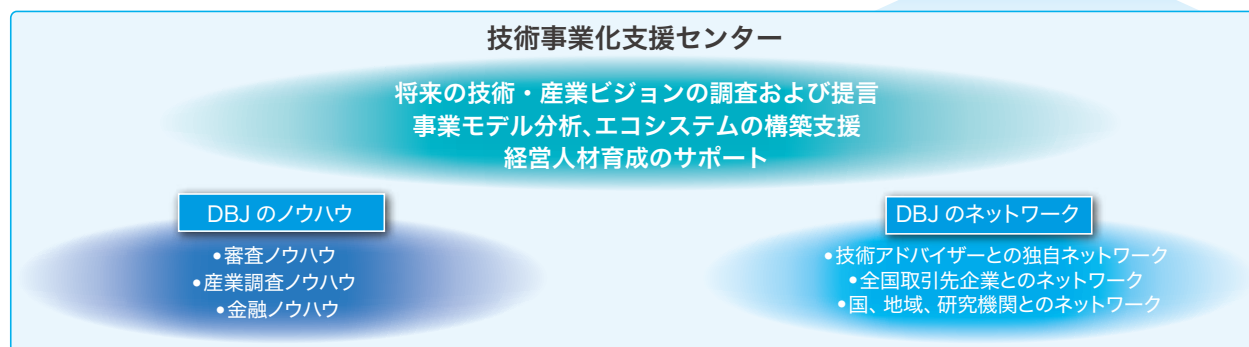
(新結合)の視点からエコシステム(企業間の連携)と事業モデルづくりをサポートしていきます。事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンの提供、事業戦略・財務戦略のご相談を含めて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

DBJは中立的かつ専門的な立場から、産業界の良きパートナーとして総合的なナレッジを提供することで、お客様の企業価値向上とわが国製造業の発展に貢献していきます。

● 製造業の環境変化

	従来	これから
価値のつくり方	製品自体が価値	世界をリードする技術力 製品、サービスなど多様な要素の組み合わせ
求められる能力	性能アップ、機能向上 効率化、コストダウン	価値のデザイン力と社会とのコミュニケーション能力 ダントツの生産技術力と品質管理能力
時代背景	大量生産 欧米へのキャッチアップ	市場のグローバル化・フラット化と不確実性の高まり 新興国企業の躍進 ICT技術の飛躍的進化

新たな価値創造のサポート



DBJアジア金融支援センター

DBJは、平成23年6月、中堅企業などのアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスを提供するため、「DBJアジア金融支援センター」を開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、地方中堅企業などのアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズを情報面からサポートすることにあります。DBJの海外拠点および株式会社日本経済研究所といったDBJグループのリソースのほか、平成23年6

月に包括連携協定を締結した一橋大学、海外の公的・民間金融機関、法務・会計事務所等とのネットワークを活用し、コンサルティング業務を提供しています。

平成25年6月末時点で、加盟地方銀行は66行となりました。問い合わせ内容を見ると、国別では中国・タイ・ベトナム・インドネシアの4カ国で7割、分類別では進出手続き・産業動向・資金調達等となっています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

女性起業サポートセンター DBJ-WEC

わが国では、経済の長引く低迷、人口減少と超高齢社会の到来、東日本大震災からの復興といったさまざまな課題を乗り越え、新たな成長に向け、女性の力に期待が高まっています。女性の新たな視点によるビジネスが、わが国の新たな経済の成長と社会の変革の原動力として求められています。

この期待に応えるため、DBJは、平成23年11月に「女性起業サポートセンター」を立ち上げ、女性による新ビジネスの成長のための資金・起業ノウハウ等を総合的にサポートしています。

その一環として、新ビジネス発掘・育成のため、毎年、女性経営者を対象とするビジネスプランコンペティションを実施しています。革新性や事業性に優れた新ビジネスに対して、最大1,000万円の奨励金を支給するとともに、コンペティション終了後も、外部の起業経験者

や各種知見を有する方々と連携し、起業ノウハウのアドバイスやネットワーク紹介等、計画実現へ向けたサポートを行っています。



DBJ Women Entrepreneurs Center
女性起業サポートセンター



第2回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション表彰式



第2回DBJ女性起業大賞(吉本氏)

公有資産マネジメント

「公有資産マネジメント」とは、自治体が保有するすべての公有資産を経営的視点から、総合的に企画・管理・活用・処分するための手法です。

自治体が保有する公有資産は、学校、庁舎、公民館等のハコモノから、上下水道、道路等のインフラまで、膨大かつ多岐にわたっていますが、近年、大きく2つの課題が顕在化し始めています。

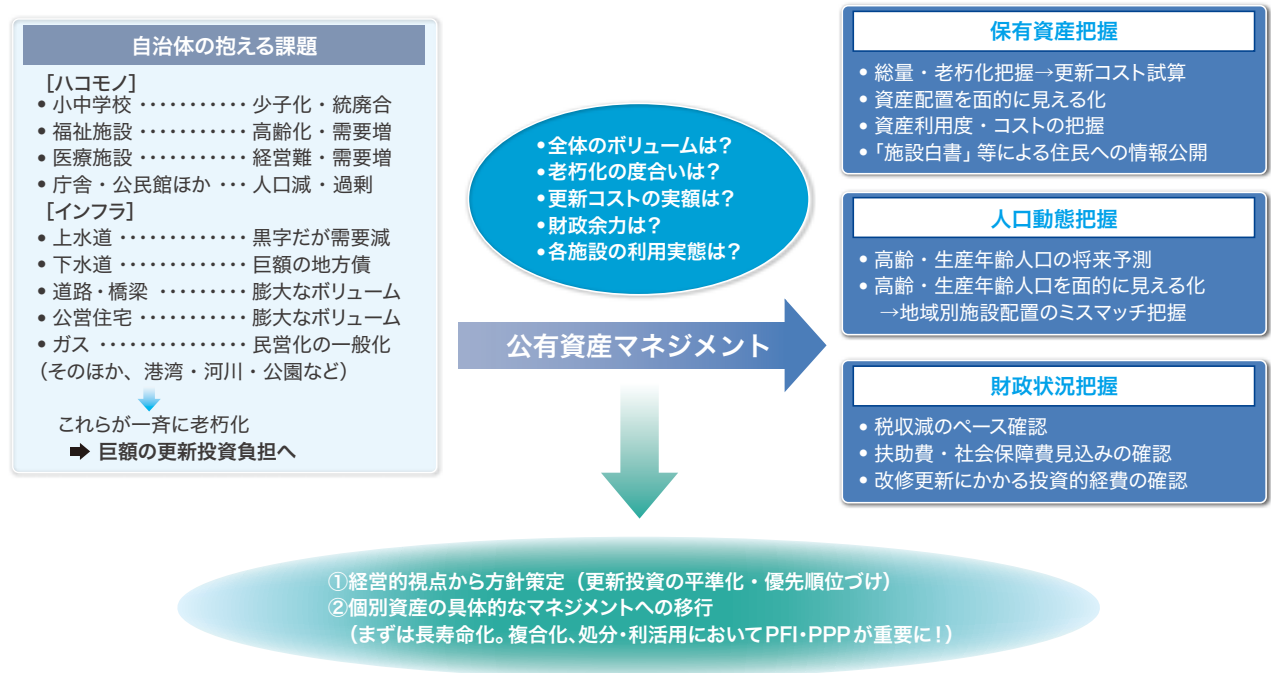
1つ目は、「高度経済成長期に集中的に整備された施設の急速な老朽化」です。公有資産は同時期に大量に整備されているため、老朽化を迎える時期も同時にやってきます。2つ目は、「人口減少・人口構成の変化にともなう住民ニーズと施設供給量のミスマッチ」です。今後、各自治体において生じる総人口の減少・高齢化の進展

にともない、必要とされる公有資産の量やその種別も大きく変化していくことになります。

しかし、長引く景気低迷や生産年齢人口の減少による税収減、福祉予算の増加などにより、老朽化した公有資産の更新や再配置のための予算確保が困難な状況にあります。

そのため、各自治体には、早期に公有資産マネジメントに着手し、持続可能な都市経営を図っていくことが求められています。

DBJは、株式会社日本経済研究所とともに、保有資産の実態把握や、将来コストの試算などをはじめ、公有資産マネジメントのアドバイザー業務に取り組んでいます。



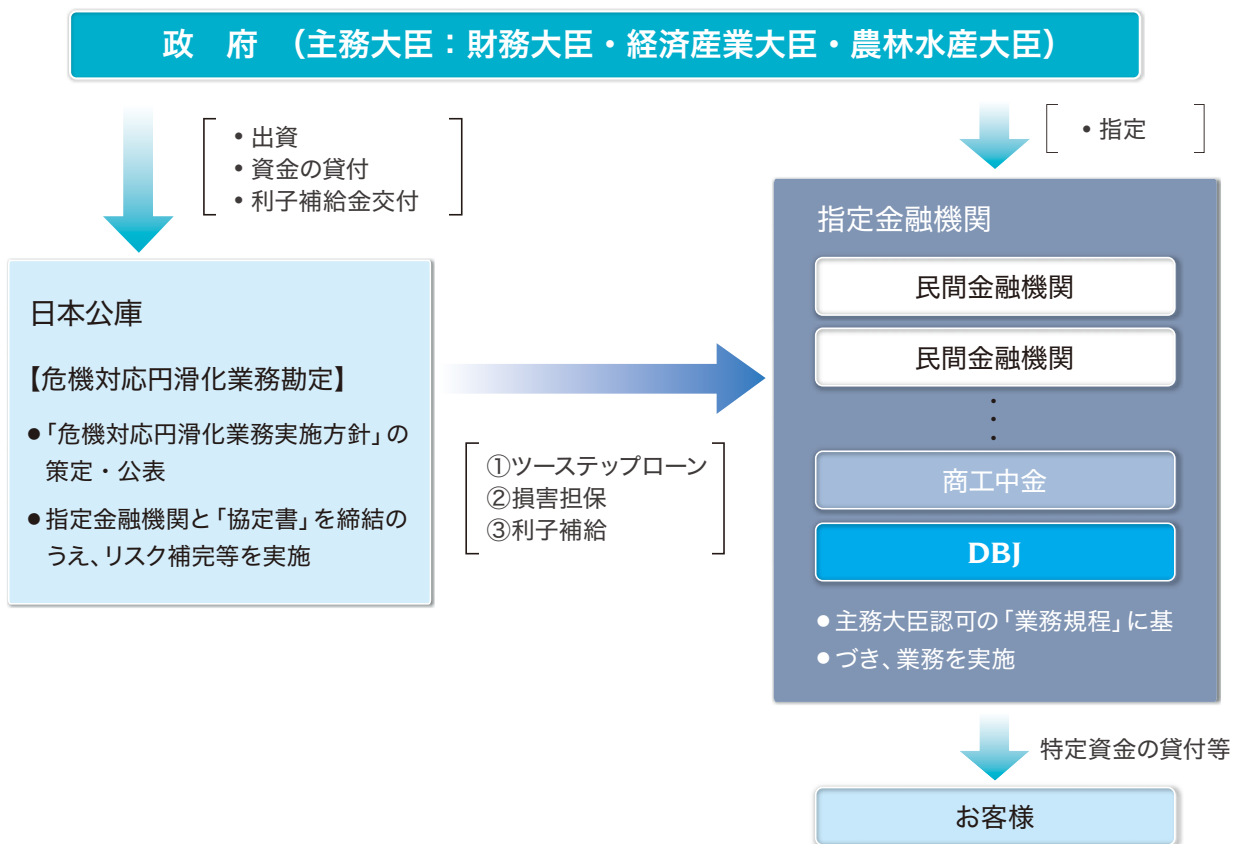
危機対応業務とは

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機発生時において、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、危機の被害に対処

するために、必要な資金を迅速かつ円滑に供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月1日に危機対応業務を開始しました。

● 危機対応業務スキーム



東日本大震災について

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆

様の取り組みを積極的に支援してまいります。

東日本大震災への取り組みについてはP.52～55をご参照ください。

危機対応業務の実績

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行いました。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立した新DBJ法改正法（同年7月3日公布・施行）においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が措置されました。

また、平成23年3月11日以降に発生した東日本大震災に関する事案については、政府が同年3月12日付で危機認定を行っており、当該認定に係る告示におい

て、危機対応業務の実施期間は再延長されています（一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の一部の事案に関する実施期間については、平成23年3月末日までにて終了しています）。

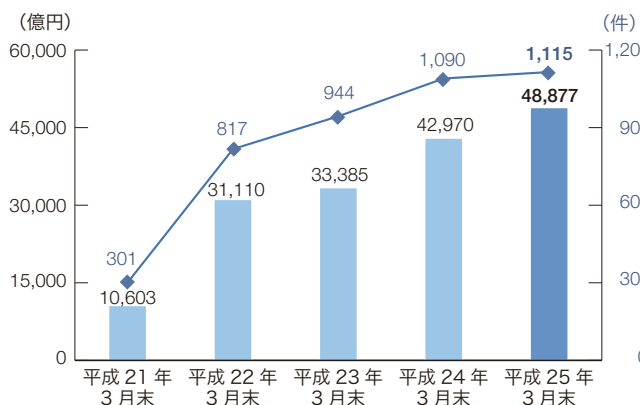
なお、平成25年3月末時点の危機対応融資およびCP購入の実績は、以下のとおりです。

- 融資額累計：4兆8,877億円（1,115件）
- 損害担保契約付融資額累計：2,683億円（47件）
（日本公庫へ申し込み予定のものを含む）
- CP購入額累計：3,610億円（68件）

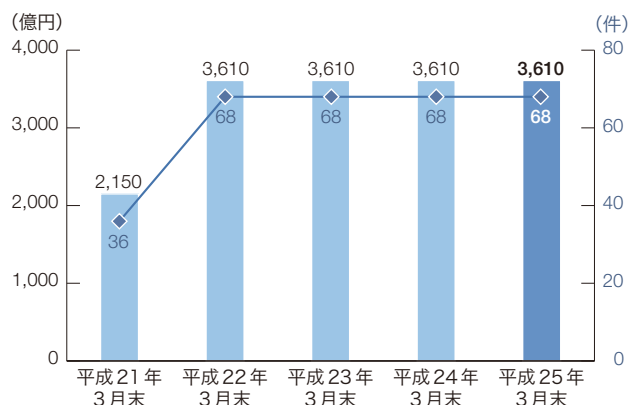
（注1）危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円（当社の更生手続終結により、平成23年4月に確定した額）については、最終的には同契約に基づき、日本公庫により補てんされております。

（注2）当行の取引先であるエルピーダメモリ株式会社に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません）があり、当行は日本公庫に対し、当該融資に係る損害担保補償金を請求し、既に50億円の支払いを受けております。なお、当該損害担保取引に係る契約に基づき当行が日本公庫より受領する補償金は、最大277億円となる可能性があります（当該出資に対する補てん割合は8割（227億円）、当該融資に対する補てん割合は5割（50億円）とされております。また、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本に係る回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付します）。

● 危機対応融資額・件数（累計）



● 危機対応CP購入額・件数（累計）



セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影

響を及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融资を行っています。

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円
（平成6年度～平成14年度）
新潟県中越地震 203億円
（平成16年度～平成18年度）

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円 （平成13年度～平成16年度）

セーフティネットの取り組み実績

平成 7年 阪神・淡路大震災復興
平成 9年 金融環境対応（貸し渋り）
平成12年 有珠山噴火復興
東海地方集中豪雨復旧支援
平成13年 米国同時多発テロ
SARS対策、BSE対策
平成16年 新潟県中越地震復興
平成17年 福岡県西方沖地震復興

平成18年 アスベスト対策
原油価格高騰対応
平成19年 能登半島地震復興
新潟県中越沖地震復興
平成20年 岩手・宮城内陸地震復興
金融危機対応
平成22年 円高等対策
平成23年 東日本大震災復興

危機対応業務

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、株式会社日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害

を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してまいります。

なお、DBJは、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うことにより、大震災からの復旧・復興の取り組みを積極的に支援してまいります。

電力供給問題への対応

東日本大震災以後、電力の安定供給はわが国の経済・産業競争力を維持・強化するうえで重要な課題となっています。各電力会社が代替燃料確保のための燃料コスト増加、安全対策の実施等により、結果として事業収支の悪化が見込まれ、また社債の円滑な発行も困難となっている状況のなかで、DBJは電力の安定供給確保に向けた資金確保のため、民間金融機関と協調しつつ迅速な対応を行っています。

今後も、電力各社の資金調達をめぐる環境や、電力制度改革の動向も踏まえながら、他の取引金融機関・関係者間でより緊密な連携をとりつつ対応していくとともに、メガソーラーや小水力発電プロジェクトなどといった再生可能エネルギーの普及にも注力してまいります。なお、エネルギー分野（電気・ガス・熱供給・水道業）向け融資残高は2.8兆円（平成25年3月末時点）となっています。

東京電力に対する対応

東京電力に対しては、被害者への適切な賠償実施と電力の安定供給の両立が何よりも重要との認識のもと、事故直後における主要行との協調融資や、平成23年11月に大臣認定を受けた緊急特別事業計画に基づく賠償支払いをバックアップするための融資枠設定などを通じた支援を、継続して行ってきました。

平成24年5月に大臣認定を受けた「新生東電」を目指す総合特別事業計画（以下「総合計画」）に際しても、

与信残高の維持に加え、総合計画における約1兆円の協力要請のうち、当行は危機対応業務による融資も活用しつつ、約5,000億円の融資などを実行等しています。

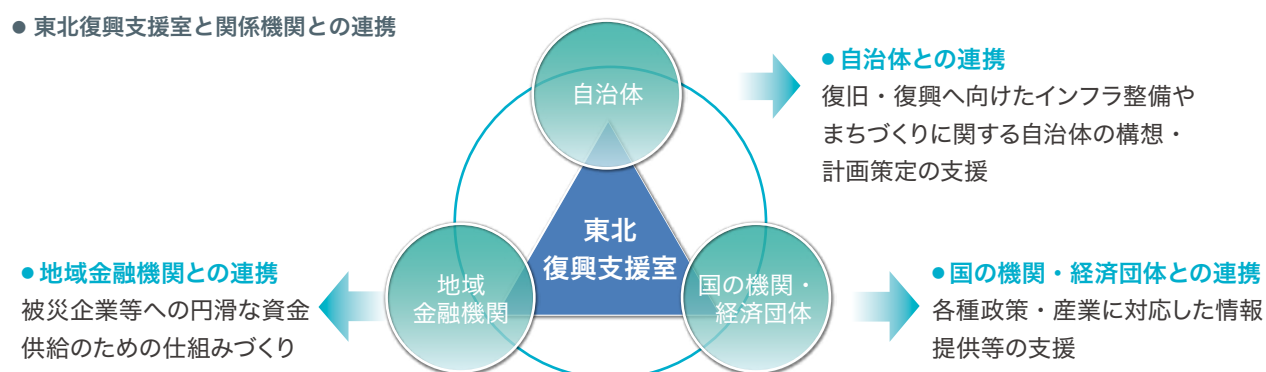
当行としては、総合計画の円滑な進捗に向け、東京電力・原子力賠償支援機構とも協議しながら、引き続き、電力の安定供給と被害者への適切な賠償実施の両立に向けた取り組みを支援してまいります。

東北復興支援室

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における東北被災地域の復旧・復興支援に全社を挙げて取り組むために、復興支援に有益な知見・金融ノウハウを集約し、提供することを目的とした「東北復興支援室」を、平成23年4月21日に東北支店内に設置しました。

東北復興支援室は、本店地域企画部、金融法人部など部店横断的な体制で、復旧・復興に関する有益な情報の提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携した調査・企画業務を実施します。

● 東北復興支援室と関係機関との連携

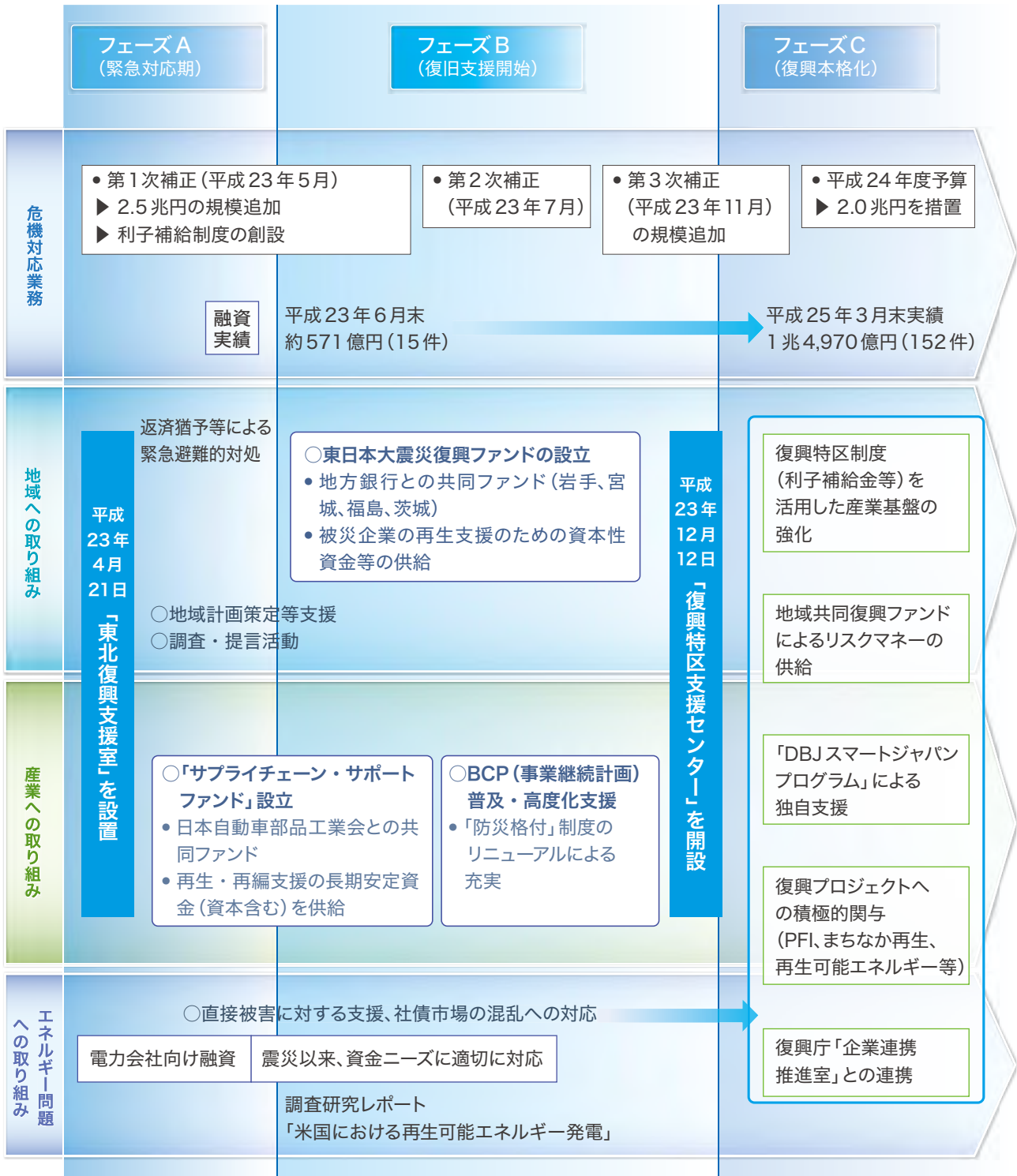


復旧・復興に向けた課題と対応

世界的にも類を見ない複合型の大規模災害である東日本大震災の復旧・復興に向けた施策については、時間軸ごとにステップを刻んだ対応を必要とし、また、被

害地域が広範で、復旧・復興対象も多様であることから、地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であると認識しています。

● 投融資活動による復旧・復興支援



情報提供

『東日本大震災の被災状況と復興への課題～分野別エリア別分析』(平成23年5月)

DBJが平成23年4月28日に公表した「東日本大震災資本ストック被害金額推計」や現地調査等を踏まえ、本資料は、生活・社会インフラ、住宅、医療・福祉、製造業、非製造業、農林水産業の6分野について県別/内陸・沿岸別に、被災状況と復興のための課題を整理した基礎資料です。

『宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望～東北における震災の影響調査を踏まえて』(平成24年2月)

東日本大震災によって大きな影響を受けた国内宿泊旅行の分野について、課題と展望をとりまとめた本レポートは、これまでDBJに蓄積されてきた観光旅館業やその業界調査のノウハウを活かしつつ、有識者および経営者等へのインタビューなど、書面調査と実地調査の両面からアプローチしました。

復興地域づくり研究会

DBJは、東日本大震災による東北地方をはじめとした被災地の「創造的復興」を後押しすることを目的として、まちづくり、防災、地方財政等の有識者による「復興地域づくり研究会」(委員長：大西隆・東京大学大学院教授(当時))を設立しました。この研究会では、①安全・安心、②地域主体、③未来を見据える、といった3

福島県と産業復興に関する連携協定を締結

平成25年3月、DBJは福島県と産業復興に関する連携協定を締結しました。福島県は、地域産業の再生や新たな産業集積の促進などによる復興への取り組みを進めています。この協定は、福島県の地域経済活性化に向けた地域産業・観光の振興および地域の魅力発信

石巻街なか再生まちづくり講演会

東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市の中心市街地の復興に向けて、産学官と連携し、住民主体で新しいまちづくりを目指す「コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会」(以下「協議会」)が、平成25年3月に「石巻街なか再生まちづくり講演会」を開催しました。

『東日本大震災1年の記録～検証・エリア別復旧復興データと今後の課題』(平成24年4月)

東日本大震災から1年を経て、エリアごとの特徴がより鮮明になっているなか、そのデータ分析と今後の課題を提示することを目的に、①被災地の現況、②各自治体の復興計画の策定状況、③主要関係法令・予算措置、④経済・企業・地方財政の動向について、エリア別にデータをとりまとめました。

『東北一体となった復興の方向性～被災経験・教訓を活かした災害リスク対策と産業復興の観点から』(平成25年4月)

本レポートは、複数県にまたがる圏域で被災し、広域あるいは国外からの支援を経験した“東北”が、ひとつの活動体として一体となり、国内外の知見を結集して取り組むことが重要ではないかという問題意識をもとに、今後の復興の方向性やその実施体制について調査・提言をしています。

つの視点に基づき、“カラミティ・プルーフの(大災害に強い)国”を目指すための戦略プロジェクトを含めた具体的方策について検討し、平成24年3月には、民間のノウハウ活用や公民連携強化を提言した報告書をまとめました。

を総合的に推進していくため、情報収集や戦略検討、人材育成などを図ることを目的としています。この協定により、DBJと福島県が互いに有する情報やネットワークを活用して、福島県の産業復興に向けて多様な分野で連携や協働をしていきます(P.69参照)。

この講演会は、協議会が検討を進めていた街なか復興まちづくりプロジェクトが本格稼働するに先立ち、関係者の合意形成を図り、一体感を持ってプロジェクトを推進していくことを目的として開催されたものです。DBJは、この講演会の企画・開催をサポートしました。

DBJは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言の実施など、質の高い情報発信を行っています。

経済・産業動向調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

◆『DBJ Monthly Overview』

内外の経済産業動向を、月次の景気指標と簡潔なコメントで解説したレポートです。

毎月公表される経済・金融指標の分析を軸に、内外の経済動向を解説しています。近年は、世界的に経済・金融面の連携が一段と拡大していることを受けて、マーケットに関連した視点を充実させているほか、海外での財政金融政策を紹介するなどして充実を図っています。

また、産業動向については、タイムリーなトピックスを取り上げて解説しています。



◆「シェール・ガス革命の見方(産業界への影響と日本への示唆)」

(『DBJ Monthly Overview』No.186、平成25年2月)

米国発のシェール・ガス革命は、米国一国の天然ガス供給増加にとどまらず、世界のエネルギー需給に変化をもたらしており、わが国としても、米国からのLNG輸入が期待されています。また、貿易だけでなく、天然ガスの川上から川下に関連したさまざまな産業へも影響が出始めています。

本レポートでは、シェール・ガス革命について、①米国天然ガス貿易への影響、②日本のLNG調達への影響、③天然ガスの生産、流通、消費(燃料、素材)での日本企業へのインプリケーション、の3点を分析しています。



◆「百貨店低迷の背景と今後の方向性」

(『DBJ Monthly Overview』No.180、平成24年8月)

個人所得と小売業販売額は過去においてはほぼ連動してきましたが、平成17年度以降は様相が異なります。個人所得は増加しているものの、小売業販売額は横ばいに推移しており、サービス消費の比重が高まるなど消費の多様化が進んでいると考えられます。それでも、スーパー販売額は小売業販売額にほぼ連動していますが、百貨店販売額は平成3年度をピークにほぼ右肩下がり推移しており、消費者の百貨店離れが鮮明になっています。特に、リーマン・ショック以降は加速度的に売上が減少しており、本レポートでは百貨店低迷の要因と対応策について考察しています。



◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様に対する週次の長期金利動向に関する情報として、毎週最初の営業日に提供しています。日米を中心に、前週のマーケット動向を概説するとともに、今週の主要経済指標や国債入札等のイベントを紹介します。当行エコノミストが週内に公表される重要経済指標や金融政策の影響について解説を行い、経済のファンダメンタルズ分析に基づくマーケット動向を展望します。

◆「銀行ローンシェア構造の決定要因

～企業－銀行マッチレベルデータからの含意」

(『経済経営研究』Vol.33 No.1、平成25年3月)

本レポートでは、本邦企業の銀行借入シェア構造(各行のローンシェア構造)の決定要因について、企業レベルのデータを用いて実証的な分析を行いました。各企業に対する最大貸手のローンシェアを、企業、銀行、企業－銀行レベルの属性へ回帰したパネル推定の結果から、銀行からのホールドアップ懸念が高まるにつれて、ローンシェア構造が平準化されることなどが確認されました。



◆「国際金融の新たな展開と日本企業のダイナミクス ～2012年度東大・設研共同主催シンポジウム抄録」

（『経済経営研究』Vol.34 No.1、平成25年5月）

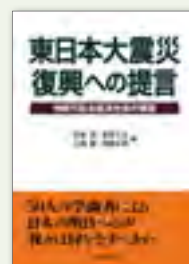
東京大学金融教育センターと設備投資研究所では、平成25年2月、共同主催シンポジウム「国際金融の新たな展開と日本企業のダイナミクス」を開催しました。報告セッションでは、日本企業のダイナミクスと国際化、東アジアの経済成長と競争力をテーマに、当該分野に精通する学識者と実務家が多面的に討論を行いました。また、パネルディスカッションでは、今後の国際通貨体制や国際金融市場のリスクへの対応策等について活発な意見が交わされました。



『東日本大震災 復興への提言～持続可能な経済社会の構築』（伊藤滋・奥野正寛・大西隆・花崎正晴 [編]、東京大学出版会、平成23年7月）

日本の経済社会が極めて脆弱な基盤のうえに成り立っていたことを、白日のもとにさらした東日本大震災。価値観の根幹が揺らぐほどの衝撃のなか、被災地の復興や日本の経済社会の再建に向けて、どう取り組めばいいのか――。

本書は、経済学・都市論・産業論など多岐にわたる分野の第一線で活躍する学識者50名の、震災からの復興に向けた提言をまとめたものです。内容は、「第I部 地域の再生」「第II部 日本経済の課題」「第III部 復興と日本社会」の3部構成となっています。



設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀以上の歴史を持ち、地域別の設備投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2011・12・13年度設備投資計画調査報告(2012年6月調査)」

(『調査』第105号、平成24年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1) 環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「DBJ環境格付」融資等として結実し、多くの企業に活用されています。

(2) 防災分野

地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか――こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「DBJ防災格付」融資を開始しました。「DBJ防災格付」融資は、平成23年8月に大幅にリニューアルしたのち、平成24年より「DBJ BCM格付」融資へと名称変更しています。

(3) 技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

地域への情報提供

地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。



DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人3カ所（平成25年7月1日現在）のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP（Public Private Partnership：官民パートナーシップ）、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。

『地域ハンドブック2013年度版～地域データと政策情報』

本書は、地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。なお、「トピックス」では、立教大学観光学部の安島博幸教授に、「観光的価値から考える持続可能な観光地マネジメント」をテーマに特別に寄稿していただきました。



『老朽インフラの大規模更新に向けたPFIの可能性と、公的債務の国際比較に関する留意点』

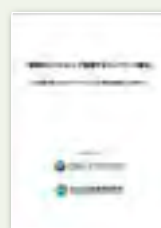
日本の厳しい財政状況のなかで老朽化するインフラを更新していくためには、財政負担を軽減するPFIを活用せざるを得ないと考えられています。

本レポートは、日英豪の3カ国の状況を比較分析し、将来の日本のPFI活用への示唆をとりまとめたものです。



『地域のビジネスとして発展するインバウンド観光～日本型DMOによる「マーケティング」と「観光品質向上」に向けて』

日本のインバウンド観光（訪日外国人旅行）は、減少が見込まれる国内観光需要の補完に加えて、外貨の獲得や地域の雇用機会創出に寄与し得ることから、国・地域にとっての重要産業と位置づけられています。



本レポートは、グローバル競争が進む世界の観光市場における日本の位置づけや、訪日外国人旅行者の意向、アジア主要国からの将来需要予測などを踏まえ、地域のビジネスとして発展するインバウンド観光に向けた課題と具体的な活動イメージについてとりまとめたものです。

『東日本大震災1年の記録～検証・エリア別復旧復興データと今後の課題』



震災後1年を経て、エリアごとの特徴がより鮮明になっているなか、そのデータ分析と今後の課題を提示することを目的に、①被災地の現況、②各自治体の復興計画の策定状況、③主要関係法令・予算措置、④経済・企業・地方財政の動向について、エリア別にデータをとりまとめました。

支店レポート

北海道支店

『北海道の観光宿泊客増加に向けて～ピーク時からの長期推移データより導き出す現状と課題』

（レポート、平成24年7月）

北海道において観光産業は、経済効果や雇用面等において重要ですが、北海道の宿泊客数は、平成11年度をピークに減少基調にあり、道内宿泊業に加えて地域経済



にも大きな影響を与えていると考えられます。

当レポートでは、北海道の宿泊客に関する長期推移データを踏まえ、北海道観光の現状と今後の課題について整理しています。

宿泊客数の増加のためには、①来道観光客数の増加、②観光客1人当たり連泊数の増加等の取り組みが必要であり、特に大きく減少した道外日本人客への対応が必要であることを示しています。

東北支店

『東北一体となった復興の方向性～被災経験・教訓を活かした災害リスク対策と産業復興の観点から』

(レポート、平成25年4月)

本レポートは、複数県にまたがる圏域で被災し、広域あるいは国外からの支援を経験した“東北”が、ひとつの活動体として一体となり、国内外の知見を結集して取り組むことが重要ではないかという問題意識がベースになっています。



そして、被害状況や震災後2年の現況についてのデータ整理・分析、文献調査および被災地等のヒアリングをもとに、東北の現状と東北が一体となった今後の復興の方向性や、その実施体制について調査・提言をしています。

新潟支店

『儲かる農業ヘシフト！人とITがつくる農のイノベーション「ベジプロバイダー」』(講演会、平成24年11月)

全国有数の農業地域である新潟においては、農業の産業としての発展が、地域経済社会の活性化のために重要です。



本講演では、ITを活用し、市場と生産者を結びつけ、農業の付加価値向上に向けた取り組みを実施している(株)エムスクエア・ラボの加藤百合子氏(「第1回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」大賞受賞)より、「雇用」「健康」「教育」というわが国が抱える課題を一気に解決できる産業として農業は期待でき、そのイノベーションのための取り組みについて講演していただきました。

北陸支店

『北陸新幹線金沢開業による石川県内への経済波及効果』

『北陸新幹線開業による富山県内への経済波及効果』

(レポート、平成25年3月)

この2つの調査レポートでは、平成26年度末に迫った北陸新幹線開



業にともなう石川県および富山県への経済波及効果を試算するとともに、その効果を最大限拡大・持続させるための観光策につながる事例として、開通先行地などの取り組みを紹介しています。

東海支店

『2015年の名古屋展望～「職・住・遊・学」の近接でNagoyaブランドの構築を』

(レポート、平成24年12月)

雇用減少が続き、都市圏人口も頭打ちの兆しを見せるなか、土地を高度に利用した再開発計画が名古屋駅前で活発化しています。賃貸オフィス床に着目すると、名古屋中央郵便局、名古屋ターミナルビル、大名古屋ビルディングの建て



替えが完了する平成27年には、名古屋ビジネス地区(名駅、伏見、丸の内、栄)の賃貸オフィス床は平成22年と比べ約5%増加、名駅地区のそれは約15%も増加する見込みであり、「2015年問題」とでも言うべき過剰床問題の発生が懸念されます。

本レポートは、名古屋ビジネス地区のオフィス需給バランスが崩れると予想される平成27年を目前に控え、都市ブランド向上のための地域戦略を展望したものです。

関西支店

『関西バッテリーレポートシリーズ』

(レポート、平成24年10月～平成25年3月)

近年、バッテリー産業の世界市場規模は堅調に拡大していますが、海外勢の新規参入と技術水準の向上などの理由から、当該業界の競争は激化しています。こうした背景を受けて、この「関西バッテリーレポートシリーズ」



では足下の当該産業の状況変化を踏まえ、日本および関西における現状や課題を、報告・分析・考察する示唆に富んだ内容となっています。

中国支店

『人材戦略講演会 in 広島』(講演会、平成24年10月)

本講演会は起業や第二就職などによる「女性の活躍促進」をテーマにしており、基調講演では、(株)ソアラサービスの牛来千鶴氏(「第1回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」優秀賞受賞)を講師に招き、起業などをめざす地域の女性や若手に対し、熱いメッセージを発信していただきました。

また、基調講演を受けたパネルディスカッションでは、行政、企業における各種支援・取り組みの紹介を通して、女性の力の活用を通じた地域経済活性化の方策を議論しました。



四国支店

『DBJ四国セミナー「アジアで勝ち抜くものづくり」』

(セミナー、平成24年11月)

多くの製紙・紙加工メーカー等が立地する愛媛県四国中央市にて企業経営者等を対象にビジネスセミナーを開催しました。冒頭、井原巧市長(当時)からご挨拶の言葉をいただいた後、愛知淑徳大学の真田幸光教授による「アジアで稼ぐ地域の企業とは」と題した講演と、DBJ事業投資(株)の古田善也上海事務所長による「激変する中国上海ビジネス事情」と題した講演が行われ、現地のホットな情報に基づく海外進出のポイントや、チャイナリスクの実態などについて詳細な解説が行われました。



一般財団法人日本経済研究所

一般財団法人日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整

九州支店

『福岡都市圏の人口構造の変化～最新の地域メッシュ統計からみた未来像』

(レポート、平成25年3月)

九州支店では、平成22年5月発行のレポート「福岡における若年居住人口の都心シフト」において、福岡は魅力的な都市機能の充実等を背景に、20代若年女性等を中心に居住人口の都心シフトが進展していることを指摘しました。

本レポートでは、福岡市からさらに範囲を広げ、福岡都市圏の人口構造の変化を、平成22年国勢調査の最新地域メッシュ統計のマップ化などを通じ、改めて整理・分析を行いました。また、高齢者に焦点を当て、高齢化率や世帯構造の変化から福岡都市圏の特徴の抽出を試み、今後の課題について調査しました。



南九州支店

『南九州地域における公共施設老朽化問題の現状と課題～公共施設マネジメントの導入に向けて』

(レポート、平成25年3月)

本レポートでは、南九州地域の基礎自治体における公共施設老朽化問題に焦点をあてました。各種データ分析とヒアリングにより、南九州における老朽化問題は、取り組みが進む首都圏や全国平均より深刻であることを示すとともに、全庁的な視点から持続可能な公共施設の在り方を検討している自治体はまだ限定的であることを明らかにしています。また、こうした状況を踏まえ、今後の対応方策として公共施設マネジメントの導入を提言し、その具体的な流れやポイントを解説しました。



備、エネルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の調査に取り組んでいます。

DBJは、日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



DBJでは、お客様の課題に対応する投融資一体型金融サービスを提供し、社会の持続的な成長を金融面から支えています。

また、DBJにとってのCSR (Corporate Social Responsibility) とは、投融資等を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。

そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができる、と考えています。

CSR経営の実践	63
投融資等を通じたCSR	68
環境マネジメント	90
事業継続計画(BCP)	94
人材育成と職場環境づくり.....	96

編集方針

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

平成19年度からは「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告してまいります。

今回も、DBJの成り立ちや業務内容に鑑み、業務の一つひとつを適切に実施することこそがDBJのCSRであるという観点から、最新の活動状況も盛り込みながら、よりわかりやすいレポートとなるよう心掛け、以下の方針に基づいて作成しました。

- 社会の課題解決のためのDBJのCSRの考え方をご説明します。
- DBJの業務と社会とのかかわりについて具体的にイメージしていただけるよう、投融資等を通じたCSR事例の紹介に引き続き力を入れていきます。

DBJは、このレポートを、DBJを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様との重要なコミュニケーションツールのひとつと位置づけ、さらに進化させていきたいと考えています。忌憚のないご意見・ご感想をお聞かせください。

対象範囲

対象組織：特に断りのない限り、海外駐在員事務所を含むDBJ全店を対象。

国内：本店、支店10カ所、事務所8カ所

海外：海外駐在員事務所1カ所

対象期間：平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

継続的な取り組み状況を紹介するため、投融資事例などは過去のものに掲載している場合もあります。なお、一部の内容は、発行時点までの最新情報を含んでいます。

発行情報

発行時期：平成25年7月

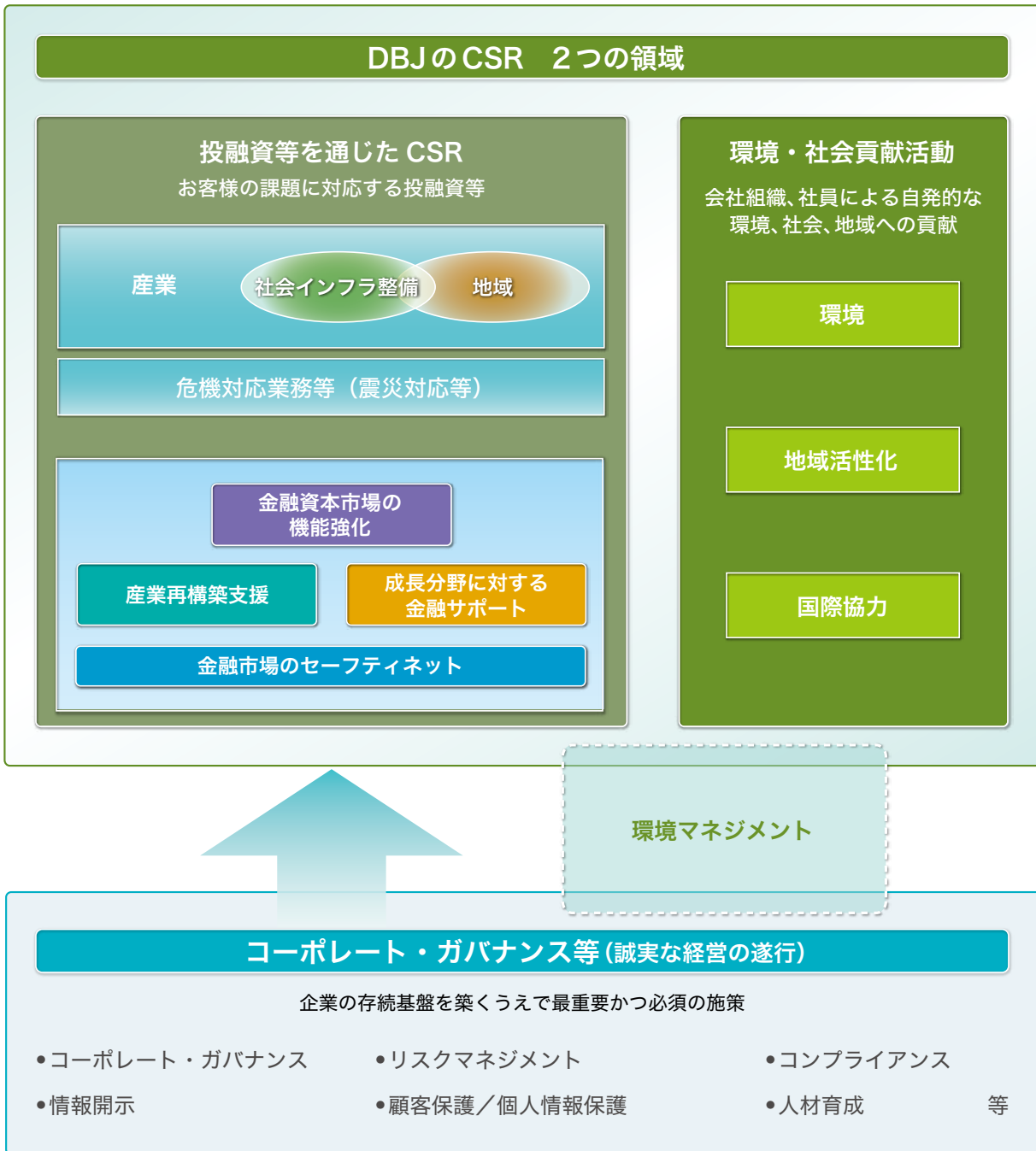
次回発行予定：平成26年7月(前回：平成24年7月、発行頻度：毎年1回)

参照ガイドライン

作成にあたってはGRI(Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006」および「金融サービス業種別補足文書」を参考にしました。

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、社会の課題解決のためのCSR実践領域を「投融資等を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

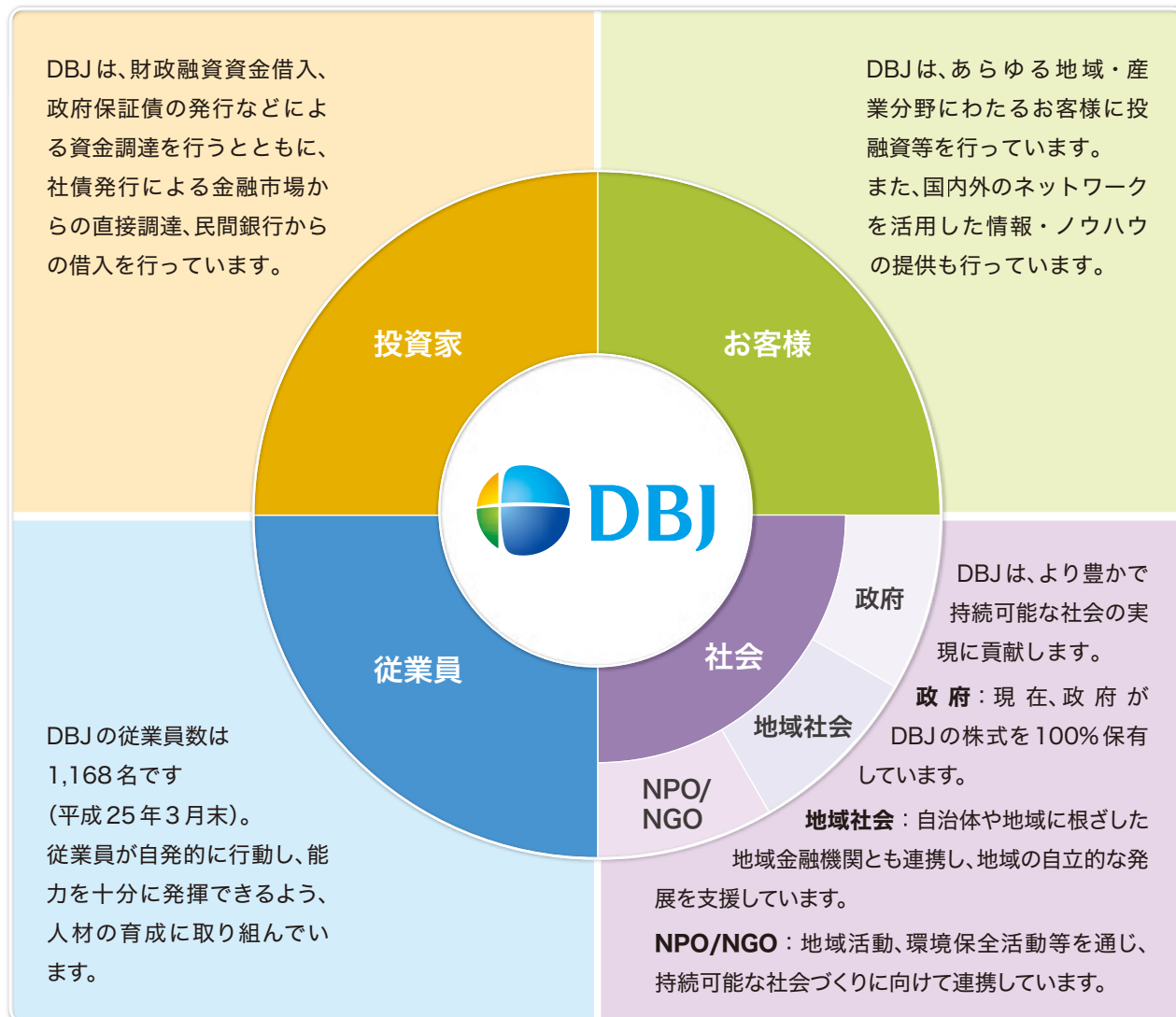
DBJのCSR実践領域



DBJとステークホルダー

DBJは、業務を行ううえでいろいろな組織・企業・人とのかかわりを持っています。DBJでは、次の世代が受

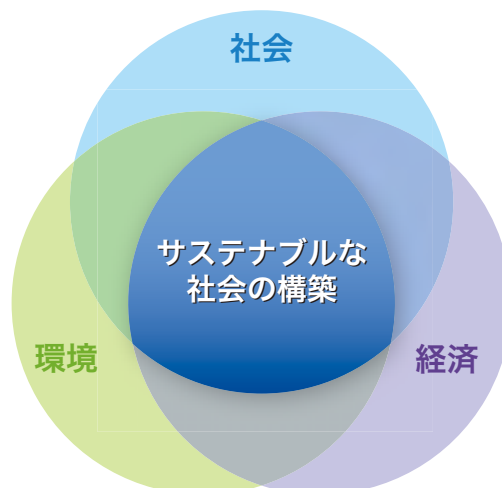
け継ぐ社会をサステナブルなものにするために、ステークホルダーの皆様との対話を一層進めていきます。



トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、社会・環境・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う投融資等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「投融資等を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動とすることができます。



社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての投融資等を通じたCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

投融資等を通じたCSR

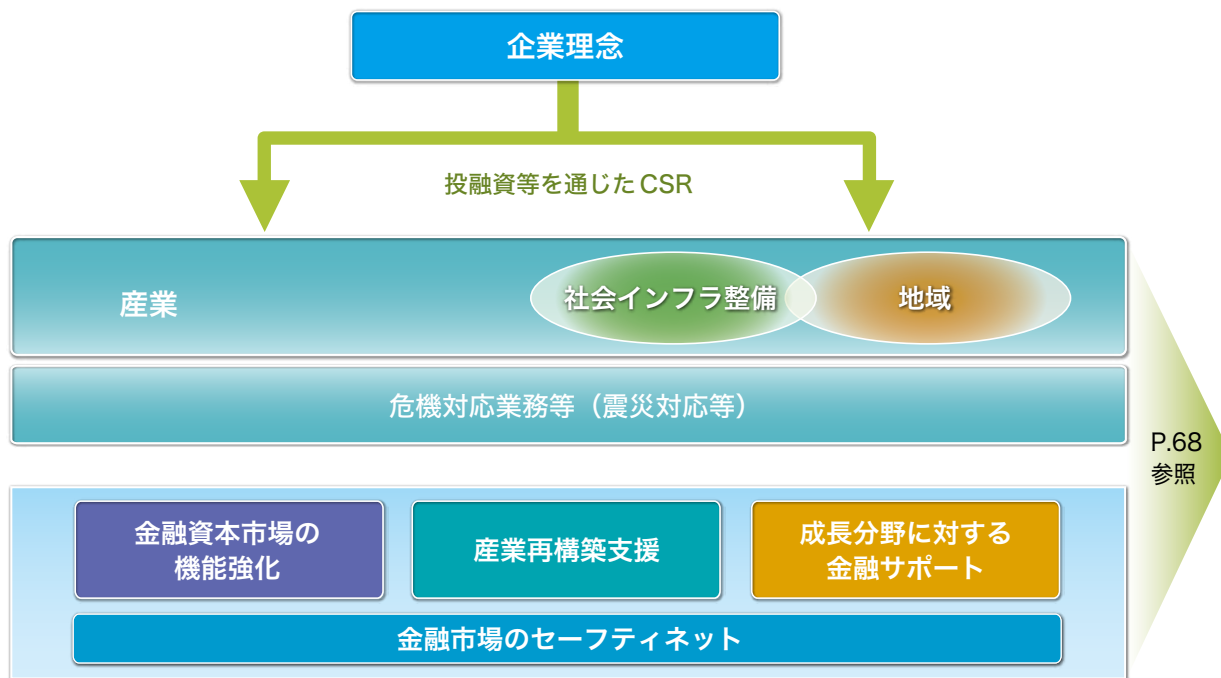
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらし、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、投融資等を通じたCSR活動により、お客様の満足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、

社会から信頼される企業になれるものと考えています。また、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供することで、「金融資本市場の機能強化」「産業再構築支援」「成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という4つの役割を実現します。



環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々とのコミュニケーションを図るよう心掛けています。

(1)環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりに対する理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続して出展しています。「DBJ環境格付」や「DBJ BCM 格付」など、DBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。平成24年度には、プレゼンステージで「DBJ環境格付融資Q&A」をテーマに講演を行い、多数のお客さまにご来場いただきました。



エコプレゼンステージ
（「エコプロダクツ2012」）



エコプロダクツ2012
出展ブース

(2)地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地元商工会議所など経済団体と連携して、セミナーやシンポジウムの開催・後援等も行っています。

<東海支店>

○メッセナゴヤ

愛知万博の理念（環境、科学技術、国際交流）を継承する事業である「メッセナゴヤ2012」に出展しました。今回は、「DBJ環境格付」の環境関連融資や「DBJ BCM 格付」の防災関連融資など、DBJの取り組みを紹介しました。



メッセナゴヤ2012出展ブース

(3)国際協力でのコミュニケーション

DBJは、戦後日本の産業経済の復興・成長を政策金融により支援してきた経験や、近年省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、株式会社日本経済研究所と協力して、アジアを中心とする開発途上国の政府・開発金融機関等に対して提供しています。

昭和42年以降39回、DBJ本店で実施してきた開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れています。また、世界銀行および国際協力機構（JICA）等と協力し、中国国家開発銀行、マレーシア開発インフラストラクチャー銀行等に対して、包括的な技術協力を実施してきました。近年では、日本および関係国政府の要請を受けて、ベトナム開発銀行の信用リスク管理支援等プロジェクト、モンゴル開発銀行の詳細設計プロジェクト、南部アフリカ地域の開発銀行支援プロジェクトをサポートしてきました。

DBJは、ADFIAP（アジア太平洋開発金融機関協会：本部フィリピン・マニラ）の原加盟機関でもあり、昭和

51年以來中国・韓国・ASEAN・インド等の開発金融機関とのネットワーキングに活用しています。平成25年のモンゴル・ウランバートル総会では、DBJの女性起業サポートセンターの取り組みがADFIAP AwardsのCSR部門での受賞案件となりました。



ADFIAP
モンゴル・ウランバートル
年次総会



ADFIAP Awards
受賞セレモニー

(4) その他のコミュニケーション

<情報発信活動>

○CSRへの取り組み紹介映像の制作

平成21年度に、DBJのCSRへの取り組みをわかりやすく紹介する映像「DBJのCSR—金融力を、社会のチカラに。」を制作しました。「エコプロダクツ2012」で放映し、DBJのウェブサイトでも紹介しています。

<http://www.dbj.jp/co/csr/index.html>



○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

<社会貢献活動への参加>

○TABLE FOR TWOへの参加

DBJは、平成22年3月29日から「TABLE FOR TWOプログラム」※に参加しています。本店社員食堂のメニューのうち、毎日1メニューを「ヘルシーメニュー」に設定しています。多くの役職員の賛同を得て、平成25年5月末時点で5万4,595食分109万1,900円の寄付を行いました。

※「TABLE FOR TWOプログラム」は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalが開始した活動で、対象となる定食や食品を購入することにより、1食につき20円（開発途上国の給食1食分に相当する金額）を、開発途上国の子どもの学校給食として寄付するもの。



ヘルシーメニュー



キャンペーンの様子

<地域活動への参加>

○環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。

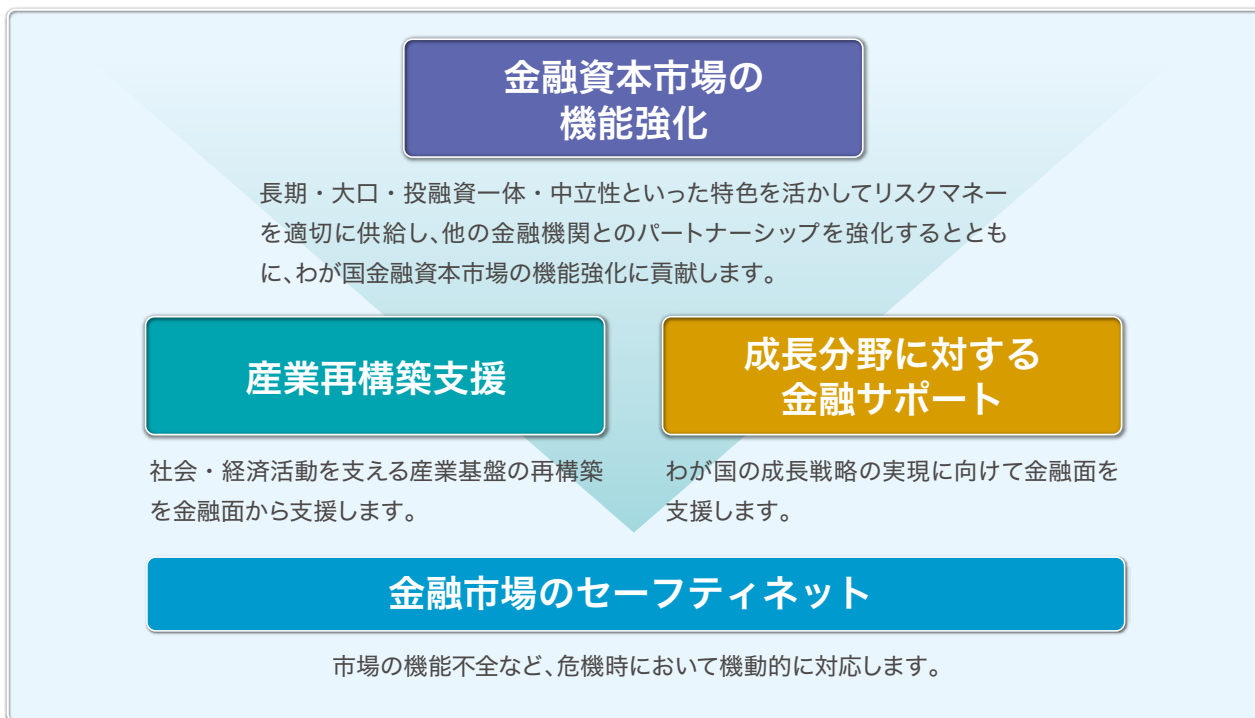


無料巡回バス『丸の内シャトル』

DBJでは、社会の課題解決のために投融资等を通じたCSRを推進しています。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供することで、「金融資本市場の機能強化」「産業再構築支援」「成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という4つの役割を実現します。

投融资等を通じたCSR



取り組み事例

- 復興対応P.69
- エネルギーP.71
- 運輸・交通P.73
- 都市開発P.74
- DBJ Green Building 認証制度P.75
- 成長支援P.76
- 再編・再生P.78
- M&A・事業提携P.79
- 海外P.80
- DBJ 環境格付融資P.81
- 医療・福祉P.82
- DBJ 健康経営格付融資P.83
- 地域活性化P.84
- PFIP.88
- DBJ BCM 格付融資P.89

復興対応

地震、津波、原発事故が重なり未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、わが国経済に深刻な影響を与えました。その復旧・復興には、時間軸ごとのステップを刻んだ対応、地域や被害類型に応じたきめ細やかな対応に留意する必要があります。

投融资事例 福島県と連携協定

東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県は、現在、地域産業の再生や新たな産業集積の促進に努めるなど、復興への本格的な取り組みを進めています。DBJは、東日本大震災からの産業復興と持続的な発展を目的として、平成25年3月、福島県と「産業復興に関する連携協定」を締結しました。この協定は、福島県とDBJが連携し、福島県の地域経済活性化に向けた地域産業・観光の振興および地域の魅力発信を総合的に推進していくための情報収集や戦略検討、人材育成等を目的としています。

今回の協定締結により、福島県とDBJは、互いに有する情報やネットワークを活用して、福島県の産業復興に向け、①企業誘致の推進、②再生可能エネルギー

関連産業および医療関連産業の集積・育成、③県内企業の復興支援、④観光の復興および交流人口の拡大、⑤県産品の販売・振興、⑥産業人材の育成、⑦まちづくり支援など、多様な分野で連携・協働していきます。



連携協定締結式

投融资事例 丸三製紙株式会社

丸三製紙株式会社(本社：福島県南相馬市)は、レンゴー株式会社のグループ子会社の段ボール原紙製造業者で、主に東北地域の段ボールメーカーを供給先として、日産量にして約1,000トンの段ボール原紙を生産し、東北地域における段ボール供給において重要な役割を担っています。また、森林資源問題がクローズアップされているなか、古紙リサイクルに早くから着眼し、古紙混入率の高い段ボール原紙であるクラフトライナーを日本で最初に開発するなど、環境面への貢献も積極的に進めています。

DBJは、丸三製紙に対し、段ボール原紙製造設備の更新・増強工事を対象とした融資を実施しました。この融資は、「雇用機会の維持及び新規雇用を図り、ひいては市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図ること」を目標に掲げ、南相馬市が国に申請し認定を受けた「南相馬市復興推進計画」の中核的事業者に対するものであり、「復興特区支援利子補給金制度」^{*}の適用事例です。

^{*}「復興特区支援利子補給金制度」とは、東日本大震災の被災地における円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体が、地域の状況や特性を踏まえて独自に作成し、国により認定された復興推進計画に基づく支援措置のひとつ。認定を受けた区域内において当該復興推進計画の中核となる事業を実施する事業者が、国から指定を受けた金融機関を通じて資金調達を行う場合に、国が利子補給をする仕組み。



古紙棚



7号抄紙機

復興対応

投融資事例 仙台コカ・コーラボトリング株式会社

仙台コカ・コーラボトリング株式会社(本社：宮城県仙台市)は、宮城県、福島県、山形県を販売地域とし、「コカ・コーラ」をはじめとする多彩な清涼飲料の製造・販売を行っています。東日本大震災により、本社兼物流倉庫および主力工場である蔵王工場を中心に大きな被害を受けましたが、「地域の発展なくして、当社の成長はあり得ない。」という経営理念のもと、平成23年4月下旬には蔵王工場での製造再開を果たし、商品の供給を行いました。

DBJは、全壊した物流拠点の再整備を行う仙台コカ・コーラボトリングに対し、融資を実施しました。この融資は、仙台市が復興推進計画の目標に掲げる「防災力の強化推進」ならびに「大震災に備えた流通・業務機能の強化」に向けて、中核となる事業を担う事業者に対

するもので、「復興特区支援利子補給金制度」の適用事例です。



扇町物流センター完成予想図

投融資事例 太洋産業株式会社

DBJは、東日本大震災で被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成しています。各ファンドは、被災により一時的に業況が低迷しているものの、当該地域の復興に欠かせない地域の有力企業に対して、劣後ローンや優先株等を活用したりスクマナーを提供し、震災地域の早期復興のための支援を行っています。

このうち、DBJと株式会社岩手銀行が共同で出資する東日本大震災復興ファンド「岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合」は、太洋産業株式会社(本社：東京都中央区)に対し、融資を実施しました。

太洋産業は、「タイサン」のブランド名で全国的に親しまれている水産加工食品メーカーです。東日本大震災の津波により、主力工場のひとつであった大船渡工場が全壊するなど、甚大な被害を受けましたが、創業地・大船渡市での復活へ向けた第一歩として、平成24

年9月に、大船渡港で水揚げされるサンマなどの鮮度保持に極めて有効な窒素氷(脱酸素氷)の製氷工場を完成させました。そして、それ以降も効率的な設備を備えた鮭フレーク工場を再稼働させるなどしており、大船渡地域の主力産業である水産加工業に不可欠なインフラのひとつとなっています。



鮭フレーク工場内

エネルギー

エネルギーの長期的な安定供給を確保するためには、さまざまなエネルギーの活用が重要です。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光や風力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーへの関心も世界的に高まっています。温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会を構築するには再生可能エネルギーの活用は不可欠とされています。

投融資事例 和歌山共同火力株式会社

和歌山共同火力株式会社（本社：和歌山県和歌山市）は、関西電力株式会社と住友金属工業株式会社（現新日鐵住金株式会社）などの共同出資により、昭和36年に設立されました。わが国で最初に電気事業者と大口電力需要家が共同出資をして誕生した火力発電事業者であり、新日鐵住金和歌山製鉄所で排出される高炉ガスおよびコークス炉ガスを主燃料、重油も副燃料として有効に利用し、良質かつ低廉な電力を両社に供給しています。

和歌山共同火力は、昭和38年に営業運転を開始した発電設備1号機の老朽化にともない、ガスタービンコンバインドサイクル発電方式の新1号機にリプレースする計画を進めています。ガスタービンコンバインドサイクル発電方式の採用により、熱効率の大幅な向上が図られるほか、二酸化炭素や窒素酸化物の排出削減も見込まれます。

DBJは、単独アレンジャーとして、和歌山共同火力に対し、地元の金融機関10機関と協調し、総額240億円のシンジケート・ローンを組成しました。



発電設備新1号機完成予想図

投融資事例 株式会社青山高原ウインドファーム

株式会社青山高原ウインドファーム（本社：三重県津市）は、津市、伊賀市および中部電力株式会社の子会社である株式会社シーテックが出資する第三セクターです。津市西部から伊賀市東部にかけて広がる青山高原において、風力発電事業および電力の供給を行っています。

DBJは、青山高原ウインドファームが行う風力発電施設増設プロジェクトに対し、地元の金融機関6機関と協調して、総額180億円のシンジケート・ローンを組成しました。

このプロジェクトは、青山高原一帯において2,000kWの風力発電機40基（最大出力80,000kW）および付帯設備を建設するものであり、完成後は、既設20基（同15,000kW）と合わせて日本最大級のウインドファームとなる見込みです。今回の風力発電施設増設により、

再生可能エネルギーの普及を通じた地球温暖化の防止に加え、建設・保守管理にともなう地元雇用の促進、見学者の増加による地元観光業など地域経済の活性化が期待されています。



風力発電施設

投融資事例 ソーラーフロンティア株式会社

ソーラーフロンティア株式会社(本社：東京都港区)は、昭和シェル石油株式会社の100%子会社であり、CIS薄膜太陽電池の生産・販売を行っています。ソーラーフロンティアが生産・販売するCIS薄膜太陽電池は、銅(Copper)、インジウム(Indium)、セレン(Selenium)を使用して、同社の独自技術で生産する次世代太陽電池であり、経済効率が高く、環境に優しいことが特徴です。

DBJは、再生可能エネルギー関連産業の川上から川下までをバリューチェーンとしてとらえ、支援することを目指しています。ソーラーフロンティアに対しては、平成22年以降、同社が太陽電池を製造する国富工場(宮崎第3工場)を対象に計3回のシンジケート・ローンアレンジしたほか、同社が新事業として発電事業を展開するにあたり、メガソーラープロジェクトに資金を提供するため、共同で投資会社を設立するなど、継続的に支援を行っています。

ソーラーフロンティアは、このメガソーラープロジェクトの第1弾として、関西国際空港敷地内の土地や建物屋根を活用した太陽光発電事業に取り組むこととしました。今後も全国にある遊休地等を活用し、本プロジェクトの本格展開を図っていく予定です。

DBJは、こうしたソーラーフロンティアの独自の技術に基づく新たな事業展開を支援すべく、本件プロジェクトに対してリスクマネーの供給を行いました。この投融資は、DBJが新たに設立した「競争力強化ファンド」の第1号案件です。「競争力強化ファンド」は、企業が保持する潜在能力を、新たな事業フロンティアの開拓や戦略的連携、オープン・イノベーションの推進等を通じて事業化し、成長につなげる取り組みを後押しすべく、メザニンローンや優先株等のリスクマネーの供給を行うことを目的としています。



ソーラーフロンティア国富工場

運輸・交通

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

投融資事例 TES Holdings Limited

TES Holdings Limited(本社：英国、以下「TES」)は、英国、米国およびシンガポールを拠点として、民間航空機エンジンのマネジメント・リース、エンジンパーツ販売等の事業を行う業界トップクラスの航空機エンジン総合マネジメント事業者です。民間航空機エンジン業界は、今後の高効率エンジン搭載航空機の市場投入を控え、これまで使用されてきた航空機およびエンジンとの入れ替えが見込まれており、これにともない中古エンジンマーケットの規模拡大が予想されています。

DBJは、三菱商事株式会社と共同して、今後の航空機エンジンマーケットの成長性、TESが保有する航空機エンジンに関する深い知見、新株主陣によるさらなる当該事業の拡大が見込まれるTESの株式のうち

60%をDVB Bank SEより取得しました。DBJは、これまでの航空機産業に関する知見を活かし、MROビジネス(エンジン整備等に関するビジネス)の日本への取り込みを支援します。



エンジン整備風景

投融資事例 京浜急行電鉄株式会社

京浜急行電鉄株式会社(本社：東京都港区)は、東京都心から川崎・横浜・横須賀を経て三浦半島に至る京急本線を中心に、総延長87kmの鉄道路線を運営するほか、京急グループとして、バス事業、不動産事業、レジャー・サービス事業、流通事業などを展開しています。

京浜急行電鉄は、平成13年より、踏切による交通渋滞や踏切事故の解消を図ることを目的とした、「京急蒲田駅付近連続立体交差事業」に取り組んでいます。平成24年10月に下り線も高架化し、京急本線の平和島駅～六郷土手駅間および空港線の京急蒲田駅～大鳥居駅間の上下線の全線が高架化され、これにともない、国際線旅客ターミナルの開業で航空需要が高まる羽田空港へのアクセスの向上も図られました。

DBJは、輸送サービスを通じ、沿線住民の暮らしを支え、沿線地域の発展に貢献する京浜急行電鉄に対し、融資を実施しました。



連続立体交差事業

都市開発

都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる「まちづくり」をすることが、地域の、さらにはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。

投融資事例 駿河台開発特定目的会社／安田不動産株式会社

平成25年4月、東京・御茶ノ水エリアに、2つの大規模複合施設がオープンしました。

ひとつは、大成建設株式会社、ヒューリック株式会社、安田不動産株式会社、大成有楽不動産株式会社が出資する駿河台開発特定目的会社が開発を進めてきた「御茶ノ水ソラシティ」(所在地：東京都千代田区)です。JR御茶ノ水駅前の株式会社日立製作所旧本社跡地に建つ「御茶ノ水ソラシティ」は、環境・防災に配慮した高性能オフィスのほか、地域の歴史や文化を取り入れた施設を有すると同時に、来訪者や地域住民の憩いの場となることが期待されています。

もうひとつの施設は、安田不動産株式会社(本社：東京都千代田区)等が参画する再開発組合が、旧千代田区立淡路小学校跡地を中心とするエリアで開発を進めてきた「ワテラス」(所在地：東京都千代田区)です。「ワテラス」は、オフィス・住宅・コミュニティ施設などからなる〈タワー棟〉と、オフィス・商業施設・学生用賃貸住宅などからなる〈アネックス棟〉で構成されており、地元の住民や、学生、企業が協働し、エリア

帯でのコミュニティ形成に取り組むなど、地域に密着した施設となることが期待されています。

DBJは、御茶ノ水エリア再開発プロジェクトの事業主体である駿河台開発特定目的会社および安田不動産に対し、それぞれ融資を実施しました。



御茶ノ水ソラシティ



ワテラス

投融資事例 有限会社東京プライムステージ

有限会社東京プライムステージ(本社：東京都千代田区)は、みずほ銀行大手町本部ビルと大手町フィナンシャルセンターの立地する千代田区大手町1丁目6番地における大規模複合ビル開発事業「(仮称)大手町1-6計画」のため、東京建物株式会社および大成建設株式会社の出資により設立された特別目的会社(SPC)です。

この計画は、基準階面積900坪強の最先端オフィス床と最高級ラグジュアリーホテルの入居するホテル床を持つ高層ビルの建設に加え、敷地内に約3,600平方メートルの広さの緑地を整備するプロジェクトであり、平成26年春に竣工する予定です。

DBJはリードアレンジャーとして、26金融機関が参加し国内最大級の規模となる総額2,700億円のシンジケート・ローンを組成しました。



完成予想図

DBJ Green Building 認証制度

持続可能な社会の実現に向けて、環境や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。近年、不動産を取り巻くステークホルダーに対し、「経済性」だけでなく、「環境・社会への配慮」を併せ持つ不動産を供給する事業者の先進的な取り組みが進みつつあります。

投融资事例 東京急行電鉄株式会社

東京急行電鉄株式会社(本社：東京都渋谷区)は、東京都南西部・神奈川県東部を事業基盤とする大手私鉄事業者で、東急グループとして、交通事業のほか、不動産、生活サービス、ホテル・リゾート、ビジネスサポート事業など、幅広い分野で事業を展開しています。

DBJは、東京急行電鉄が所有する高層複合施設「渋谷ヒカリエ」に対し、「DBJ Green Building 認証」を実施し、「国内トップクラスの卓越した『環境・社会への配慮』がなされたビル」として、「Platinum 2012」の認証を付与しました。

「渋谷ヒカリエ」は、平成24年4月に渋谷駅東口に竣工したランドマークタワーです。今回の認証では、①先進的な環境性能を備えている点、②渋谷区の防災

拠点としての機能を備えている点、③地域活性化に向けた取り組みを通じて渋谷地区の魅力向上に大きく貢献している点などが評価されています。



渋谷ヒカリエ

投融资事例 株式会社ハウスイ

株式会社ハウスイ(本社：東京都中央区)は、水産食材卸売事業、魚惣菜・鮮魚小売事業、および築地・豊海地区を中心に首都圏8カ所で冷凍冷蔵倉庫事業を行っています。

DBJは、ハウスイが新たに建設する「市川物流センター」に対し、「DBJ Green Building 認証」のプラン認証*を実施するとともに、総額50億円のシンジケート・ローンを組成しました。

これまで「DBJ Green Building 認証」はオフィスビルを対象としてきましたが、平成24年8月に物流施設を対象とした「ロジスティクス版」を創設しました。これにより、DBJは、物流施設のハード面に加え、オーナーによるソフト面に関する先進的な取り組みや、運送会社・周辺コミュニティとの連携にも光を当てることで、経済活動のサプライチェーン全体のサステナビリティ向上を後押しします。

今回の認証では、①ドックシェルターやエアシャッターの設置ならびに外壁材の工夫により冷蔵効率を高めている点、②LED照明や人感センサー照明の導入、

節水対策等により省エネ・省資源化を図っている点、③免震構造、非常用発電機設置といった防災対策を備えている点などが評価されています。その結果、「極めて優れた『環境・社会への配慮』がなされた物流施設」として「Gold 2012(plan)」の認証が付与されました。

*「プラン認証」とは、竣工前の物件について、その開発計画とともに、環境性能やテナント利便性、オーナーや物件関係者との間で予定されている種々の取り組みを、「DBJ Green Building 認証」のモデルを使ってスコアリングし、その開発計画である「プラン」について認証する仕組み。



市川物流センター

成長支援

わが国経済は、個人消費の持ち直しや、大企業を中心とした企業収益の回復等、緩やかに持ち直していますが、政府等による成長に向けたさまざまな戦略や施策を着実に実現するためには、産業の競争力強化が必要です。具体的には、競争力の根幹の維持（人材、サプライチェーン、研究開発拠点機能などの国内生産基盤の確保、資本ストックの適切な更新等）および競争力の戦略的な強化（異業種間連携による新たな価値創造、バリューチェーンの「川上」から「川下」までが一体となった取り組み推進等）が重要です。

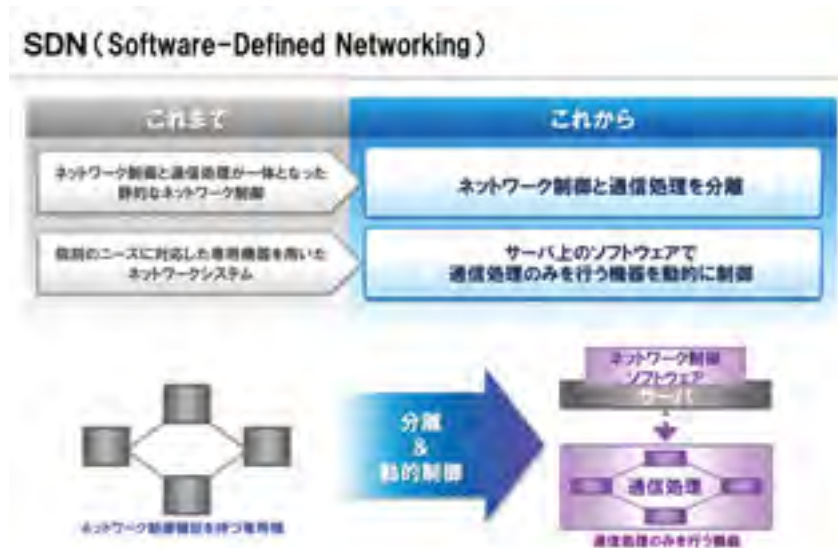
投融資事例 日本電気株式会社 (NEC)

NEC（本社：東京都港区）は、日本を代表する電気機器・ITソリューションサービス事業者のひとつです。NECは、継続的な構造改革を実施しつつ、独自の強みを有するネットワーク関連技術・サービスを中心とするソリューション/サービスモデル（社会ソリューション事業）への事業転換を強力に推し進めています。NECが技術的にも先行する「SDN」*等のソリューションサービス、蓄電システム等のスマートエネルギー分野などを成長分野と位置づけ、こうした成長分野において、戦略的投資、経営資源の集中、および積極的なグロ

ーバル展開を進めることを通じ、さらに強固な経営基盤の確立を図ることとしています。

DBJは、NECに対し、同社の取引金融機関とともに、ハイブリッドファイナンスに係る契約を締結し、平成25年3月に創設した「競争力強化ファンド」を通じて、資本性資金の供給を行いました。

*Software-Defined Networking：ネットワーク機器が担っていた機能を、コントローラー（ソフトウェア）によって一元的な遠隔からの管理を可能とする技術的枠組みおよび製品群。



成長支援

投融资事例 旭ファイバーグラス株式会社

旭ファイバーグラス株式会社（本社：東京都千代田区、以下「AFGC」）は、昭和31年に旭硝子株式会社とOwens Corning Co., Ltd.の共同出資により設立されたガラス繊維メーカーを前身とする会社であり、住宅用グラスウールの断熱材の製造・販売において国内市場ではトップシェアの企業です。

DBJは、平成19年11月にAFGCの株式を取得して以来、経営陣を派遣したうえで、旭硝子グループからの独立、および成長のためにさまざまな分野で積極的にサポートを続けてきました。平成25年3月、DBJは、AFGCのさらなる成長と競争力強化を図るため、オリックス株式会社に対し、株式の譲渡を行いました。これにより、AFGCは、国内外の幅広い分野でビジネスを展開するオリックスグループのネットワークや経営

資源を活用し、国内市場での競争力を高めるとともに、アジアを中心とした海外展開を加速することが可能となります。



高性能グラスウール「アクリアネクスト」

投融资事例 デクセリアルズ株式会社

デクセリアルズ株式会社（本社：東京都品川区）は、エレクトロニクス分野を中心とする機能性材料の製造・販売事業を行うメーカーで、最先端の材料ならびに生産・プロセス技術の開発力の高さを強みとしています。

同社の代表的製品である異方性導電膜や光学弾性樹脂は、今後も成長が期待できるディスプレイ向けの周辺材料として、スマートフォンやタブレットPCを中心に広く採用されています。

DBJは、デクセリアルズが、その優れた開発力および技術力を十分発揮するとともに、DBJが提供する資金やさまざまな補完的経営資源の活用による、さらなる事業の拡大をサポートすることを目的として、デクセリアルズの株式を取得しました。本件は、DBJが平成

22年より本格的に開始した「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資(VG投資プログラム)」の取り組みのひとつです。



機能性材料製品群

再編・再生

1990年代後半の不良債権問題の発生以降、企業再生・事業再生は大きな課題となっています。近年は、国際的な金融秩序の混乱や経済のグローバル化の進展などから、企業を取り巻く事業環境の変化は加速する一方で、事業性を有する企業の再生等をいかに円滑に進めるかが、再生事業者、金融機関にとって大きな課題となっています。

投融资事例 せとみらいファンド

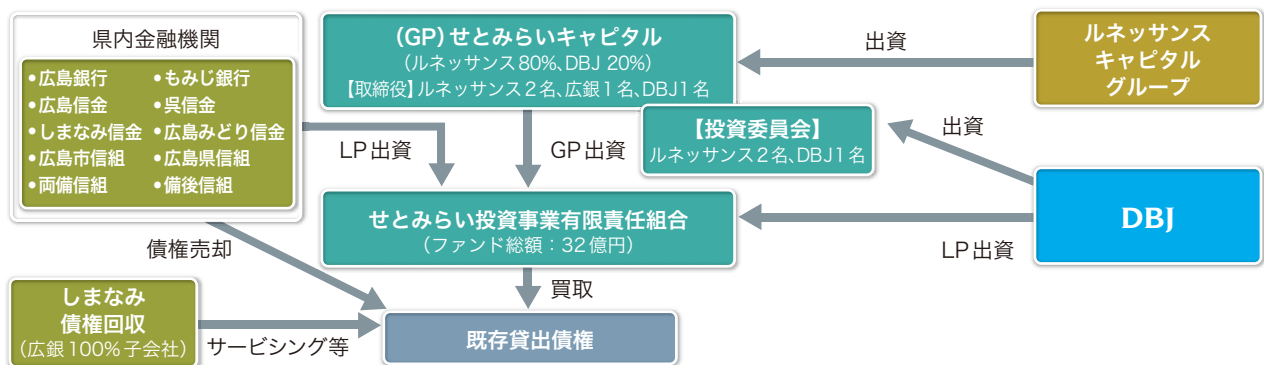
DBJは、地域企業の事業再生を支援するため、株式会社広島銀行をはじめとする広島県内の地域金融機関10機関と共同し、事業再生ファンド「せとみらいファンド」を組成しました。また、DBJは、株式会社ルネッサンスキャピタルグループとともに、せとみらいファンドの運営を担う「せとみらいキャピタル株式会社」(所在地：広島県広島市)を設立しました。

せとみらいファンドは、ファンド参加金融機関の取引先など、債務圧縮または事業再構築などによって事

業再生が可能と見込まれる地域企業に対する貸付債権などを買い取り、当該企業の再生を支援し、ひいては地域経済の活性化に貢献するものです。

DBJは、中小企業金融円滑化法の出口戦略の一環として、広島銀行をはじめとする地域の金融機関が協働した民間主導による機動的な事業再生支援の取り組みに賛同し、これまで培った事業再生のノウハウを活かして、資金面の協力に加え、ファンド運営業務全般に対するアドバイスをを行います。

● せとみらいファンドスキーム図



投融资事例 ジャパン マリンユナイテッド株式会社

ジャパン マリンユナイテッド株式会社は、ユニバーサル造船株式会社と株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッドの合併により誕生した国内最大クラスの造船会社です。主に大型のばら積み船、タンカー、コンテナ船などの新造・修理を得意とし、さらに護衛艦や掃海艇などの艦船・艦艇にも強みを有しています。

DBJは、長年培ってきた企業再編への取り組み、および日本の造船業界に対する継続的支援によって蓄積してきた知見を活かし、統合意義ならびに統合効果による国際競争力向上を評価し、ジャパン マリンユナイテッドに対し、「事業再構築等促進業務」*に基づく200億円の融資を実施しました。

者に対して、DBJが指定金融機関として必要な資金を供給する融資業務。



有明事業所



呉事業所

*「事業再構築等促進業務」は、国際競争力強化を図るため、産業再編等を行う者で、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく事業再構築計画等の認定を受けた

M&A・事業提携

企業の発展の形が多様化し、アジアを中心とした海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&Aが脚光を浴びています。M&Aは、積極的な事業再構築・不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されています。

アドバイザー業務事例 黒田精工株式会社

黒田精工株式会社(本社：神奈川県川崎市)は、ボールねじ、精密プレス金型、ツーリング、ゲージ、平面研削盤、精密測定システム等の製造・販売を手掛けるメーカーです。優れた精密加工・精密計測技術を持ち、「精密のクロダ」として高い評価を得ている黒田精工の製品は、携帯電話、ハイブリッドカー、半導体製造装置、産業用ロボットなど時代を象徴するさまざまなアイテムに活用され、産業界の発展を支えています。

DBJは、次なるグローバル展開に向け、海外企業の買収を検討していた黒田精工に対し、英国の中堅精密機械部品メーカーであるアビントランス・インダストリアル・プロダクツの買収を提案し、アドバイザーサー

ビスを提供するとともに、株式会社みずほ銀行と共同で、本案件の買収資金の融資を実施しました。



リニアガイド

アドバイザー業務事例 セコム株式会社

セコム株式会社(本社：東京都渋谷区)は、セキュリティ分野のリーディングカンパニーであり、情報およびそのセキュリティの重要性がますます増大するなか、社会基盤を支える情報インフラであるデータセンター事業を最も重要な戦略的事業のひとつと位置づけています。

DBJは、セコムに対し、国内最大規模のデータセンター事業者である株式会社アット東京(本社：東京都江東区)の株式取得を提案し、アドバイザーサービスを提供しました。アット東京は、規模・電源供給の安全性、セキュリティ管理などにおいて、国内最高水準を誇るデータセンター事業者です。セコムはアット東京の株式取得により、両社の強みを活かし、情報の安全な管理だけでなく、各種サービスを提供する中枢機能のサービスセンターとしての役割を果たし、また

このセンターを基盤とした、社会にとって不可欠な、高い付加価値と安全性を持つ新たなサービスを創造していきます。



データセンター

海外

日本がさらなる成長を遂げるためには、海外の成長を取り込んでいくことが重要となっています。特に急速な成長を遂げているアジアにおいては、中間所得者層の成長が著しく、また、環境問題や都市化など、わが国が先に直面し克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長しているため、日本にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

投融资事例 ベトナム航空

ベトナム航空（本社：ベトナム社会主義共和国ハノイ市、英文社名：Vietnam Airlines Company Limited）は、ベトナム社会主義共和国のナショナルフラッグキャリアです。ベトナムは、若く教育水準の高い労働力を背景に、引き続き高い経済成長を遂げるであろうと考えられています。成長著しいネットワークを有するベトナム航空は、経済・貿易関係の深化を下支えし、観光需要を喚起することで同国の経済成長の重要な役割を担うことが期待されており、同社は、欧州向け長距離路線、成長が期待できるアジア域内路線への導入に向け、大きく保有機材を増やす計画にあります。

DBJは、1990年代のベトナムの財政・金融改革、輸送用機器産業育成に関する調査等に始まり、近年も投

融資によるファイナンスの提供と、ベトナムとは非常に深い関係を構築しています。ベトナム航空が導入したA321型航空機のファイナンスアレンジは、かかる取り組みのうえに成り立っています。



A321型航空機

投融资事例 LONG BEACH JUDICIAL PARTNERS LLC

Long Beach Judicial Partners LLC（本社：米国カリフォルニア州ロングビーチ市、以下「LBJP」）は、カリフォルニア州政府が実施するロングビーチ裁判所プロジェクトを行うために、欧米のPPPプロジェクトに特化したインフラファンドであるMeridiam Infrastructureにより設立された特別目的会社（SPC）です。

ロングビーチ裁判所プロジェクトは、訴訟件数および収容人数においてカリフォルニア州最大級で社会的・政策的に重要である同裁判所の建て替え・運営維持事業を、パフォーマンスベース契約型のPPPスキーム^{*}を活用して民間資金によって実施する同州初の社会インフラプロジェクトです。

さらに、このプロジェクトにおいては、収入の約9割がカリフォルニア州政府から安定的なサービス購入フィーとして支払われる一方、高度なリスクマネジメントによりリスクが適切に軽減され、リスクに比して適切なリターンが期待されています。

DBJは、LBJPに対し、欧米金融機関と共同でプロジェクトファイナンス方式による融資を実施するとともに、海外インフラ分野におけるノウハウの蓄積および優良な融資機会の確保に向けた地方金融機関の取り組みを支援する試みの一環として、株式会社千葉銀行（本社：千葉県千葉市）に対してLBJPに対する債権の一部を譲渡し、共同参画を実現しました。

^{*}わが国におけるBOT方式によるサービス購入型PFI事業に類似しているが、PPP契約締結時にコスト、スケジュール、品質等のパフォーマンス目標値を明確に定める一方、プロセスの詳細を指示せず成果を重視することで、入札事業者の提案に柔軟性を認め、質の高い提案や競争の促進を促すことを目指したスキーム。



裁判所正面玄関(平成25年4月時点)

DBJ 環境格付融資

地球環境問題は永続的な課題であり、企業は環境に配慮した事業運営を求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資活動を行うことで持続可能な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

投融資事例 霧島酒造株式会社

霧島酒造株式会社(本社：宮崎県都城市)は、霧島山麓で栽培される黄金千貫を原材料とする「霧島」「黒霧島」など本格焼酎を中心とした酒類を生産し、製造工程で生じる焼酎粕のリサイクルをはじめ、環境に配慮したさまざまな取り組みを実践しています。

格付評価においては、①ゼネコンとの共同開発により、メタン発酵処理を従来の焼酎粕液部から芋くずなど粉碎物にも拡大適用させ、廃棄物のゼロエミッションと再生利用等実施率100%を継続達成している点、②焼酎粕リサイクルのメタン発酵設備で回収したバイオガスを、脱水ケーキ(焼酎粕を固液分離した固形分)の乾燥工程にとどまらず生産工程にまで利用拡大して

いる点、③生産量が増加するなかで、総エネルギー投入量およびCO₂排出量を不断の経営努力により削減している点などを高く評価し、融資を実施しました。本件は、本格焼酎業界では全国初の環境格付取得となります。



霧島酒造本社工場

投融資事例 NECキャピタルソリューション株式会社

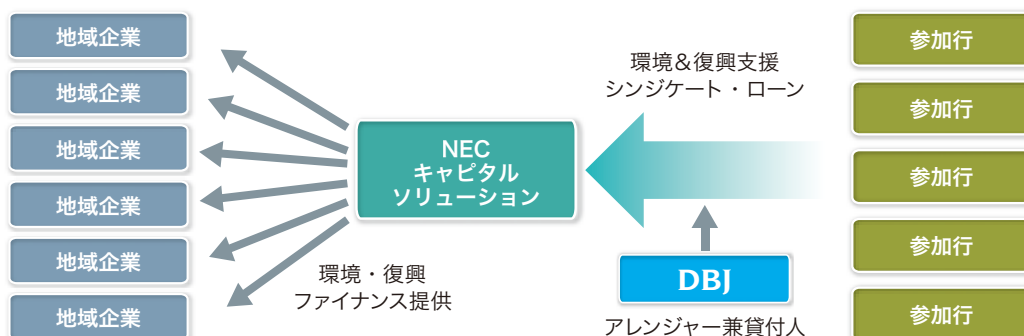
NECキャピタルソリューション株式会社(本社：東京都港区)は、総合リース会社であり、エコリースおよびエコファイナンスによるエコビジネス拡大への支援を従来から積極的に進めています。

格付評価において、①エコリースおよびエコファイナンスの認定基準について、環境影響評価やLCA(Life Cycle Assessment)評価などの観点から不断の見直しを行い、生物多様性保全への貢献を導入するなど高度化に努めている点、②エコファンド制度を進化させ、エコリースおよびエコファイナンスのさらなる普及促進に努めている点、③ユーザーのICT資産にかかるエネル

ギー使用量改善に向けたソリューションの提供を通じて、ユーザーの調達・運用・廃棄段階を含めたライフサイクル全体での環境負荷低減に向けた取り組みを進めている点などを高く評価しました。

DBJは、NECキャピタルソリューションに対し、アレンジャーとして、「DBJ環境格付」に基づくシンジケート・ローンを組成しました。本件は、東北地域におけるエコリースおよびエコファイナンス取引などを対象としており、震災被害からの復興とさらなる発展に向けた取り組みに活用されることが見込まれます。

● シンジケート・ローン スキーム図



医療・福祉

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した施設の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の充実や関連施設・機器等の整備に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

投融资事例 社会福祉法人恩賜財団 済生会新潟第二病院

社会福祉法人恩賜財団済生会の支部・新潟県済生会が運営する済生会新潟第二病院（所在地：新潟県新潟市）は、「済生の精神」（分け隔てなく、あらゆる人びとに医療・福祉の手を差し伸べること）を使命として昭和2年に開設した新潟診療所を前身とし、平成3年に現在の場所に開設された総合病院です。地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院として地域の急性期医療を担い、地域の各医療施設と連携をとりながら平時より質の高い医療サービスを提供するとともに、臨床研修指定病院として臨床研修医の教育指導を行っています。また、新潟県の災害拠点病院として、防災および事業継続の取り組みを進めています。

DBJは、済生会新潟第二病院を「防災および事業継続への取り組みが優れている」と評価し、「DBJビジョナリーホスピタル」として認定し、融資を実施しました。

今回は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)への登録や災害に強い情報発信手段の整備に加え、新潟県との協定締結や大規模災害訓練の合同実施など、自治体と平時より密に連携し、災害時の医療業務継続の実効性を高めている点などが評価されています。



済生会新潟第二病院

投融资事例 株式会社武蔵野社(上尾中央医科グループ)

株式会社武蔵野社（本社：東京都中央区）は、上尾中央医科グループ（以下「AMG」）において、病院不動産の所有・賃貸および医薬品卸売を行う会社です。AMGは、上尾中央総合病院を基幹病院として埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、山梨県の1都5県に27病院と20介護老人保健施設等を開設し、ハイレベルなトータルケア（保健・医療・福祉）の提供を目指すとともに、「高度な医療で愛し愛される病院」をグループの理念とし、信頼関係を築き上げながら地域住民の健康をサポートしています。

DBJは、武蔵野社に対し、AMGの中核医療法人である医療法人社団協友会が運営する横浜なみきりハビリテーション病院（所在地：神奈川県横浜市、224床）の新築工事を対象として、融資を実施しました。

横浜なみきりハビリテーション病院は、老朽化した屏風ヶ浦病院の移転新築計画にともない、旧横浜市立

並木第三小学校跡地を有効活用し、建設された病院です。回復期リハビリテーション病棟を中心として、リハビリテーション医療に特化した病院であり、近隣の医療機関と連携しつつ入院から在宅まで切れ目のない医療を提供することで、地域医療の向上を図っています。



横浜なみきりハビリテーション病院

DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、従業員の満足度の向上、企業の生産性の向上、優秀な人材の確保、健康保険組合の財政改善等につながります。将来的な労働人口の減少が課題となるなか、従業員の健康管理を経営的視点からとらえ戦略的に実践する「健康経営」は、持続可能な社会の実現のために、重要なテーマとなっています。

投融資事例 三井化学株式会社

三井化学株式会社(本社：東京都港区)は、自動車、電子・情報材料、生活・環境・エネルギー、包装材料など多彩な事業分野で数多くの革新的な製品を送り出している総合化学メーカーです。自動車向けPPコンパウンドをはじめとする高付加価値ポリマー群、メガネレンズモノマーや歯科材料、不織布などのヘルスクエア材料を中心として高機能製品群をさらに強化し、新たな成長を図っています。

DBJは、三井化学に対し、アレンジャーとして、総額170億円の「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」シンジケート・ローンを組成しました。

格付評価においては、①社員個々の意識づけのために健康関連研修および健康づくり活動を積極的に行い、充実した教育機会を提供している点、②複数のストレス調査をもとに職場環境の把握に努め、必要に応じて職場管理職にその改善策の検討・立案を指示している点、③産業医が組織のラインマネジャーを務め、

従業員の健康づくりに対しての責務と権限を有している点、④従業員の健康状態に関する各種の分析内容、あるいは健康づくりに係る目標と達成度評価を情報開示している点などを高く評価しました。



市原工場



認定証の授与式

投融資事例 カゴメ株式会社

カゴメ株式会社(本社：愛知県名古屋市)は、野菜飲料、トマト加工食品等のリーディングカンパニーとして、ブランド・ステートメント「自然を、おいしく、楽しく。KAGOME」を掲げて、「人、社会、地域環境の健康長寿に貢献する食品企業」であることを目指しています。また、安全衛生管理体制の整備等を実施し、安全で働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいます。

DBJは、カゴメに対し、食品業界初であり、東海地域初となる、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①労働安全衛生の管理において、安全衛生チェックリストの徹底運用や各事業所間における相互監査体制の整備等を通じて、法令以上の取り組みを積極的に追求している点、②商品開発や従

業員の健康にも活かすべく、総合研究所において人の健康長寿に貢献する研究を推進している点などを高く評価しました。



カゴメの代表的な製品

地域活性化

人口や企業立地等の都市への集中が進み、近年、大都市圏と地方圏との経済的格差が拡大しています。さらに、地方圏のなかでも、拠点的都市とそうでない地域との格差が拡大するなど、地域間格差は重層的で複雑な様相を呈しています。

今後も地域経済が持続的に存立するためには、広く国内他地域や海外市場を視野に入れた展開を図ることが重要だと考えられます。

投融資事例 野口観光株式会社

野口観光株式会社（本社：北海道登別市）は、昭和38年に創業して以来、野口観光グループとして、登別温泉・洞爺湖温泉・層雲峡温泉・北湯沢温泉・函館湯の川温泉といった道内の主要な温泉地や室蘭市に加え、平成23年から同24年にかけて進出を果たした神奈川県箱根地区と奥湯河原地区において、計16館の宿泊施設を運営しています。

北海道外への進出を果たす一方、道内においても、近時の顧客ニーズの変化に対応すべく、洞爺湖温泉地区における個人客・海外観光客等に対する訴求力の向上を目的として、既存ホテルを取得して改装投資を行い、平成24年秋にリニューアルオープンしました。

DBJは、こうした取り組みを通じて、洞爺湖温泉地区および道内観光の基盤強化を図る野口観光を、北海道支店の「地域元気プログラム(観光産業の未来づくり)」の対象として認定し、融資を実施しました。



ザレイクビュー TOYA 乃の風リゾート

投融資事例 大内新興化学工業株式会社

大内新興化学工業株式会社（本社：東京都中央区）は、昭和6年に有機ゴム薬品の初の国産化に成功して以来、有機ゴム薬品分野においてパイオニア企業として国内トップメーカーの地位を築いています。また、80年の長きにわたり有機イオウ化合物に関する分野で培った技術力をベースに、果樹用抗菌剤、医薬品原薬、環境薬剤などファインケミカルの各分野への事業展開も行っています。同社の有機ゴム薬品は、ゴムへの弾性付与や劣化の防止、また振動吸収性をコントロールする添加剤として、タイヤや自動車用防振ゴムなど幅広い用途の部品・部材に使用されています。

DBJは、有機ゴム薬品分野における大内新興化学工業の高い技術力を評価し、「DBJスマートジャパンプログラム」の対象として認定し、融資を実施しました。



ゴム薬品

地域活性化

投融資事例 株式会社スノーピーク

株式会社スノーピーク(本社：新潟県三条市)は、古くから金物製造が盛んな燕・三条地域でアウトドア用品はもとより、自然指向のライフスタイルの実現に向けたナチュラルライフスタイル商品の製造・販売も手がけている会社です。スノーピークは、業界のリーディングカンパニーとして、地場企業の高度な金属加工技術を核に、テントやシュラフ、小型ストーブやランタン、各種アパレルなどの企画・開発・製造を行い、それらを国内のみならず世界23カ国で販売しています。

スノーピークは、「自らもユーザーであるという立場で考え、お互いが感動できるモノやサービスを提供します」との一文を企業理念に掲げているとおり、ユーザ

ーの声に徹底的にこだわったモノづくりをしており、こうした取り組みが、「スノーピーカー」と呼ばれる熱烈的なファン層を国内外に拡大させています。

DBJは、スノーピークを「DBJ成長支援プログラム(日本元気プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



本社および工場外観

投融資事例 ダイト株式会社

ダイト株式会社(本社：富山県富山市)は、設立から今日に至るまでに培った豊富な経験と技術を活かし、医療用原料である原薬の製造・販売に加え、製剤の製造・販売も行っており、原薬から製剤までの一貫した製造が可能な体制のもと、国内外の医薬品メーカーと幅広く取引を行っています。また、国内大手メーカーからの製造受託も積極的に行っており、医療用医薬品の先発品・ジェネリック医薬品から一般用医薬品に至る医薬品業界の多様なニーズに対応できる事業展開となっています。

近年は、中国・米国を中心とした海外市場への進出に向けた取り組みや、高薬理活性剤(抗がん剤など)へ

の取り組みなど、新規事業領域の強化にも力を入れています。

DBJは、成長を続ける富山県の医薬品業界において積極的な設備増強と研究開発を進めるダイトに対し、融資を実施しました。



富山市八日町の本社全景

投融資事例 フタムラ化学株式会社

フタムラ化学株式会社(本社：愛知県名古屋)は、プラスチックとセルロースを原料とする包装用フィルムを中心に、水や空気等の清浄化に用いられる活性炭やセロファンなどの製造・販売を手がける化学製品メーカーです。活性炭の分野では、同社製品が慢性腎不全患者の透析導入遅延に効果のある医薬品として活用されており、高齢化が進展するなか、患者のQOL(Quality of Life)向上に向けて、医療分野での需要が高まっています。

DBJは、活性炭事業において医療用活性炭の生産設

備増強を進めるフタムラ化学を、「地域元気プログラム(東海次世代戦略産業支援プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



球状活性炭

地域活性化

投融資事例 近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社(本社：大阪府大阪市)は、近畿・中部の2府3県で私鉄最長の営業路線網を運営するほか、近鉄グループとして不動産業、流通業、ホテル・レジャー業など多様な事業を展開している大手私鉄事業者です。

DBJは、近畿日本鉄道に対し、「DBJ環境格付」および「DBJ BCM格付」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①平成25年3月に運行を開始した新型観光特急「しまかぜ」に高い環境機能を有する設備を積極的に導入している点、②緊急地震速報システムの構築、緊急避難誘導標の設置、年複数回の緊急時対応訓練の実施などハード・ソフト両面の対策により、利用

客の安全確保に努めている点が高く評価されました。

また、DBJは、近畿日本鉄道が建設を進めている、高さ日本一となる超高層複合ビル「あべのハルカス」(所在地：大阪市阿倍野区)に対して、「DBJ Green Building認証」を実施し、「Platinum 2012 (plan)」を付与しています。



平成26年春にグランドオープン予定の「あべのハルカス」

投融資事例 日東製網株式会社

日東製網株式会社(本社：東京都港区)は、業歴100年以上を誇る「無結節網」のトップメーカーです。大正14年に世界に先駆けて無結節網を開発し、さまざまな漁場・漁法に対応した漁網などの網製品の製造・開発を軸に事業を展開しています。そして、製品の供給のみならず、創業以来蓄積してきた漁業に関するノウハウの提供を通じ、日本の水産業の発展に寄与しています。

DBJは、東日本大震災からの漁業復興需要に対応すべく、漁網を中心とした漁具を被災地に向けて迅速に

供給する日東製網に対し、「DBJスマートジャパンプログラム」に基づき、融資を実施しました。



無結節網

投融資事例 丸三産業株式会社

丸三産業株式会社(本社：愛媛県大洲市)は、昭和23年創立のコットンおよびオーガニックコットンを原材料とした衛生資材・衛生製品の開発・製造・販売を手がける会社です。コットン関連商品の原材料となる晒綿さらしわた、「セレナ」のブランド名で知られる化粧パフをはじめ清浄綿やウエットティッシュなどの一般向けコットン商品のほか、脱脂綿・消毒綿などの医療衛生品、不織布などを製造しており、晒綿、化粧綿市場において国内トップシェアを占めています。

丸三産業が製造する晒綿は、世界最高の異物除去技術と高度な脱脂・漂白技術により、不純物が極限まで取り除かれた純度の高い天然素材であることが特徴です。

DBJは、高度な技術力を有し独創的な事業展開を図る丸三産業を「DBJスマートジャパンプログラム」の対象として認定し、融資を実施しました。



化粧用パフ

地域活性化

投融資事例 株式会社福岡運輸ホールディングス

株式会社福岡運輸ホールディングス（本社：福岡県福岡市）は、福岡運輸株式会社と福岡運輸システムネット株式会社の持ち株会社として設立された会社です。食品など新鮮なものの品質を保持しながら輸送する冷凍輸送や冷蔵輸送を主力とし、全国にわたるネットワークで多様化する物流ニーズに応えています。

DBJは、福岡運輸ホールディングスに対し、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画」に基づく総合特区支援利子補給金制度を活用した融資を実施しました。本件は、同総合特区計画に掲げる支援基盤の整備事業として、北海道内にて生産された食肉など冷蔵・冷凍商品の国内外への出荷や販売拡大に不可欠な物流施設の整備を目的とした、福岡運輸ホー

ルディングスの子会社である札幌定温運輸株式会社の帯広配送センター新設工事を対象としています。



札幌定温運輸 帯広配送センター

投融資事例 医療法人愛誠会

医療法人愛誠会は、昭和21年に創設された昭南病院（所在地：鹿児島県曾於市）を中核に、「私達は、患者・利用者様に安心して頂き、自らも納得できる医療・介護を追求します。」を理念として掲げ、医療・介護事業を幅広く展開し、高齢化が全国平均以上に進む曾於地域の人びとの健康をサポートしています。

DBJは、地域医療の充実・活性化に寄与する愛誠会を、南九州支店の「地域元気プログラム（南九州を「食・健康・環境」の先進地域へ）」の対象として認定し、最新式のMRI装置等の導入による診療機能強化のための資金として融資を実施しました。



昭南病院



MRI

PFI

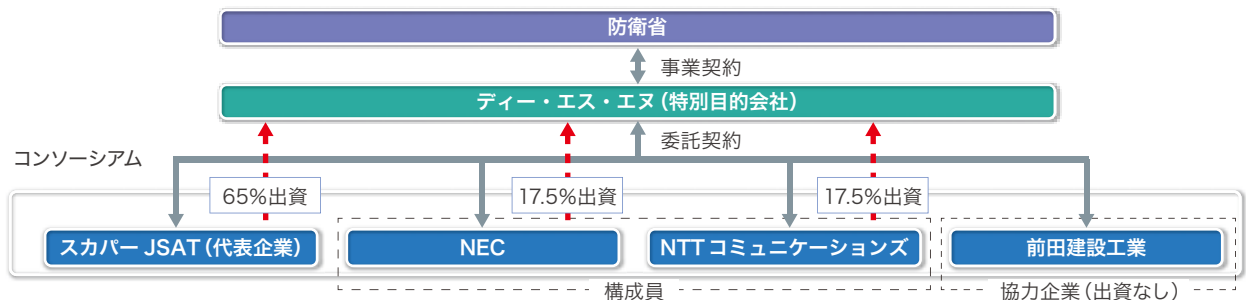
PFI(Private Finance Initiative)事業は、従来、国や地方自治体等が担ってきた公共施設などの整備等について、民間の資金、経営力および技術力を活用して社会資本の整備、維持管理、運営等を行うものです。PFI手法を導入するメリットとしては、国や地方自治体にとっては事業コストの削減、利用者・地域住民にとっては民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの享受、民間事業者にとっては新たなビジネス機会の創出などがあげられます。その一方、複数事業者間の責任分担など事業実施体制上の課題、あるいはファイナンス上の課題も多く、事業遂行能力だけでなく、関係者間の調整能力や管理能力も求められます。

投融資事例 人工衛星PFI事業

株式会社ディー・エス・エヌ(本社：東京都港区)は、スカパーJSAT株式会社、日本電気株式会社およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の3社の出資により、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」を受託するために設立された特別目的会社(SPC)です。同社は、防衛省から本事業を受注し、同省と締結した事業契約に基づき、2機の通信衛星の製造、打ち上げおよび運用、ならびに、管制設備器材等地上施設の整備および運用・維持管理等を実施します。

DBJは、本事業に対し、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社三井住友銀行とともにリードアレンジャーとして、総額約775億円のシンジケート・ローンを組成しました。本事業は、2011年11月施行の改正PFI法に基づく国内初の「人工衛星案件」であり、事業契約上の契約金額は約1,221億円と、PFI事業として国内最大級規模の案件です。

●Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業の実施体制



投融資事例 PFI推進セミナー

国・地方ともに厳しい財政状況にあるなかで、昨今ますます深刻化する公共施設の老朽化問題や、東日本大震災からの各種公的インフラの復旧・復興へ対応するためには、PPP/PFI等による民間ノウハウや民間資金の活用が重要です。

DBJグループは、内閣府、地方銀行の各行と連携し、PFIの推進に向けたセミナーを被災6地域で開催しました。セミナーにおいては、公有資産マネジメントの必要性や各種PPP/PFI手法について解説することで、民間ノウハウ・資金を活用した公共施設再構築・震災復興の推進に役立つ情報提供を行っています。

また、各地域でセミナーを主催した株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社千葉銀行およびDBJが一堂に集い、PFI市場の拡大に向けて、今後有効な取り組み方策・公的施策や金融機関相互の連携・協働策などについて活発な議論を行いました。



PFI関係金融機関連絡会

DBJ BCM 格付融資

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、また、東日本大震災といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたす企業も少なくありません。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重大な経営課題となっています。

投融資事例 東洋合成工業株式会社

東洋合成工業株式会社（本社：東京都台東区）は、昭和29年創業の化学品メーカーで、半導体および液晶パネルの製造に不可欠な感光性材料の製造や、主に電子材料向け溶剤および香料材料をはじめとした化成品製造等を手がける世界有数の化学品製造事業者です。

格付評価において、①日本国内でもまだ認証取得例が少ない規格を取得した点、②事業継続の前提となる防災対策が高いレベルで整備され、事業継続計画の策定作業もBIA分析^{*}等、基本に忠実な手法に則り進めている点、③計画の策定に際し、労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメント手法を交えるなど、化学品メーカーとしての特徴を考慮した内容となっている点などを高く評価しました。

^{*}Business Impact Analysis（ビジネスインパクト分析）：特定の業務プロセスが停止・中断した場合に、事業全体が受ける業務上の影響の度合いを分析する手法。



感光材研究所における分析の様子

投融資事例 昭和電工株式会社

昭和電工株式会社（本社：東京都港区）は、石油化学および基礎化学品事業のみならず、ハードディスクや電気製鋼炉用黒鉛電極などさまざまな分野でグローバルに事業を展開する化学メーカーです。また、グループスローガンに「具体化。」を掲げ、新しい発想と深い技術力を持つ個性派企業として、人びとの豊かな暮らしへの願いを化学の力でひとつでも多く具体化することを目指しています。

DBJは、昭和電工に対し、震災時復旧資金特約を設定した「DBJ BCM 格付」融資を実施しました。震災時復旧資金特約は、あらかじめ定められた条件を満たす大規模な地震が発生した場合、一定金額の復旧資金が支払われるものであり、株式会社損害保険ジャパンと共同で開発した商品です。

格付評価においては、①本社など主要事業所の耐震化や、製品生産拠点の国内外地理的分散を図るなど、

ハード面の抗堪性を高めている点、②事業部門ごとにボトルネックの継続的見直しや解消策の検討を行うことにより、目標復旧時間の短縮化を図っている点、③平時より取引先と防災・事業継続体制の把握やリスク情報の共有を行うことにより、強靱なサプライチェーンの構築に取り組んでいる点などを高く評価しました。



ライフラインを支える基礎化学品等を製造する川崎事業所

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献する取り組みを進めています。

平成13年6月には、日本の銀行として初めてUNEP（国連環境計画）の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）に加盟しました。さらに、

平成14年11月にISO14001の認証を取得、平成23年11月には「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名するなど、環境保全と持続可能な社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

DBJでは、平成20年10月に定めた「環境基本方針」に則り、支店・事務所の所在する地域においても取り組みを推進しています。

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

(目的)

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

(投融资業務を通じた環境対策の推進)

第2条 当行は、投融资業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する。

2. 投融资業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

(環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進)

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

(オフィスにおける環境配慮活動の推進)

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達促進
- (3) 環境汚染の予防

(地域における環境配慮活動の推進)

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

環境基本方針の実践

投融资業務を通じた環境対策の推進

DBJは、投融资業務を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 「DBJ環境格付」融資 →P.40、81
- 「DBJ Green Building 認証」制度 →P.41、75

環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 環境をテーマとしたコミュニケーション →P.66
- 地域活性化に向けたコミュニケーション →P.66
- 国際協力でのコミュニケーション →P.66～67

オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

(1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進

省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
コピー・印刷用紙使用量(kg)	93,189	100,494	85,011
廃棄物排出量(kg)	61,610	63,530	55,688
電力使用量(万kWh)	450	353	401
水使用量(m ³)	25,411	24,105	22,667

(注) すべて本店ビルのみ。

(2) 環境配慮物品の調達促進

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んできました。民営化後も継続してグリーン購入を行っています。

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成24年度
紙類	98.5%
文具類	98.2%
オフィス家具類	87.6%
OA機器	99.9%
照明	100%

(注) 印刷用紙、メディアケース、タックラベルなど、市場に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品が十分に供されていない、もしくは機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得ない物品については除く。

(3) 環境汚染の予防

環境法規制を遵守しています。

地域における環境配慮活動の推進

DBJは、ヒートアイランド対策など地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献しています。

○本店

打ち水プロジェクト2012

大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会/一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会/NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会)、環境省、東京都、千代田区の主催する「打ち水プロジェクト2012」に参加しました。DBJは「打ち水プロジェクト2008」から継続して参加しています。



○関西支店

関西エコオフィス宣言

平成20年度から「エコオフィス宣言」に登録し、①夏のエコスタイル、②節電の励行、③グリーン購入の推進、④自動車利用の抑制、⑤ごみの再資源化に取り組んでいます。

○四国支店

森林間伐活動

いの町、高知県と三井物産株式会社が協働で取り組んでいる「いの町・三井協働の森事業」の間伐活動に継続して参加しています。



地球にやさしいオフィス

平成21年度に高松市環境部の「地球にやさしいオフィス」に登録し、平成24年度も引き続き、①紙使用量の抑制、②リサイクル品の利用促進、③従業員へのごみ減量・資源化啓発活動、④節電・節水、⑤冷暖房の適切な温度管理に取り組んでいます。



○九州支店

天神クリーンデー

We love天神協議会主催の「天神クリーンデー」に参加し、地域の清掃と花の苗付け運動を行いました。

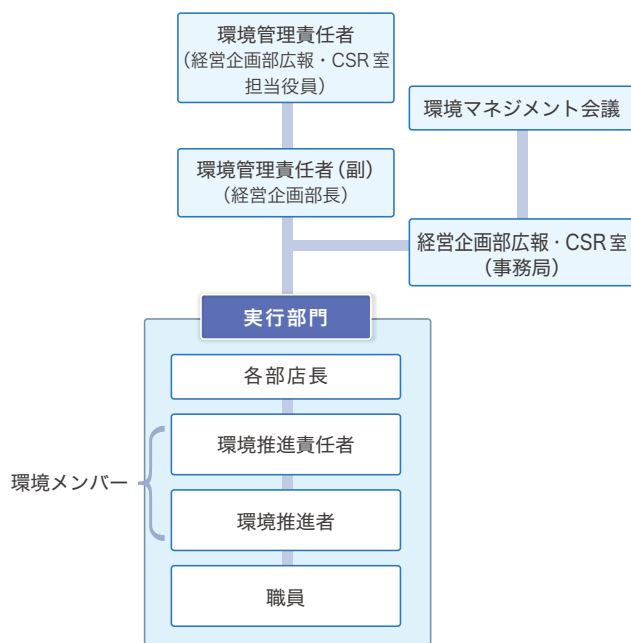


○その他の支店等

使用済み切手の寄付活動、マイ箸・マイカップ持参などの身近な取り組みを進めています。

環境管理体制

● 環境管理体制



経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

<環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

<環境マネジメント会議>

環境マネジメント会議において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

<経営企画部広報・CSR室>

環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各店舗に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

近年の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)
	10月	UNEP「環の国 金融機関環境会議」を主催
平成14年	3月	UNEPリオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)
	11月	ISO14001認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」(第1号)発行
	同月	金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年	4月	「DBJ環境格付」融資開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第2号)
	11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第3号)
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001認証取得(更改)
平成18年	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成19年	7月	「CSR・ディスクロージャー誌」発行(ディスクロージャー誌にCSRレポートを統合)
平成20年	10月	株式会社日本政策投資銀行発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定
平成21年	3月	初の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」組成
	4月	「DBJ環境格付」融資がADFIAP Awards 環境部門賞を受賞
	9月	地域金融機関に対する環境格付融資体制整備への協力開始
平成22年	1月	IFC(国際金融公社:開発途上国で投融资活動を行う世界銀行グループ最大の国際金融機関)と基本協力協定を締結
	4月	損害保険会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結
	12月	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(通称「低炭素促進法」)に基づく指定金融機関に選定
平成23年	4月	「DBJ Green Building 認証」制度創設
	11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名

事業継続計画(BCP)

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、重要業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCPにおいては、継続すべき重要業務や災害からの復旧計画のほか、緊急時における役職員の初動等を定め、緊急時に必要な対応を分かりやすくまとめています。

1. 役職員の行動原則

大規模災害発生時等の緊急時における役職員の基本的な心構えとして、①生命身体の安全確保、②的確な状況把握、③冷静沈着な行動の3点を定めています。具体的には、まずお客様や役職員の人命・安全を最優

また、重要業務の継続・復旧にかかる方針を定めるにあたっては、地震や火災といった原因事象に応じて個別に対策を検討するのではなく、大規模災害等の場合における本支店の①建物・設備、②役職員、③システムといった重要な経営リソースの被害状況に応じた対策を検討する手法を採っています。

以下では、DBJのBCPについて、その概要をご説明します。

先し、テレビ・ラジオ等の情報に留意するとともに、パニックに陥らず冷静に避難や安否連絡等を行うこととしています。

2. DBJの重要業務

DBJでは、大規模災害発生時等において、①事業継続の基礎・前提となるもの(設備、要員、システム等)、②当行の社会的使命と金融の公共性(投融資実行等)、③金融市場への責任(マーケットでの決済継続)という観点から、継続すべき重要業務として、次の6項目を抽出しています。

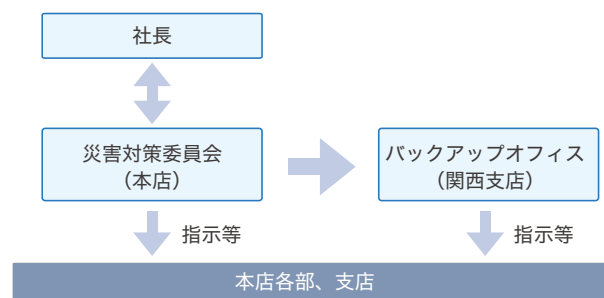
- (1) 役職員の安否確認・安全確保
- (2) 決済関連業務の間断ない継続
- (3) 災害対策委員会の確実な立ち上げ
- (4) ITシステムの維持・復旧
- (5) お客様の罹災状況の確認
- (6) 危機対応業務の迅速な実施

DBJでは、上記の重要業務の継続について最優先に対応する態勢を構築することを主眼にBCPを整備しています。

3. BCPの運用体制

大規模災害発生時等においては、緊急事態に対処するため、原則として本店において、社長の下に経営企画部長を委員長とする災害対策委員会を設置し、本支店に対して重要業務の継続についての指示を行うこととしています。また、本店での業務継続が困難な場合には、関西支店が代行することとしています。

●BCP運用体制の概略



4. 事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。以下では、主な対策についてご紹介します。

(1) システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

(2) 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

(3) 指揮命令系統と権限委任

重要業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

(4) 初動対応および重要業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や重要業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部が迅速・確実に重要業務に対応できる態勢を確立しています。

5. BCPの実効性維持・向上のための取り組み

DBJでは、BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。

また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直

しについて、定期的に、また必要に応じて随時、経営会議において検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であると考えた資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人財」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と

安心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、わが国をあるべき方向に導く牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした主体性・創造性は、常に時代をリードすることが求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJでは、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を推進する人材の育成を行っています。刻々と変化する社会のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する能力に加え、プロフェッショナルとしての専門性やスペシャリティを身につけることが必要です。こうした考えのもとで、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的、積極的に業務に取り組み、かつその行動を発展させることができるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-

Check-Act)サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、業務実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップを図っています。

安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置など、メンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度の充実を図るとともに、定年後の継続雇用制度等を率先して導入しています。

DBJは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（期間：平成17年4月1日～平成22年3

月31日）の達成が認められ、平成22年10月18日に東京労働局より子育てサポート企業としての認定を受けました。具体的には、①配偶者の出産のための特別休暇や育児休業の取得促進、②子育て時間確保のための措置、③年次有給休暇の取得促進策を講じたことなどが、認定の根拠となっています。



次世代認定マーク(通称：くるみんマーク)とは、少子化対策の一環として、子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことです。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と、職員のスキルやニーズに応じて選択できる自己啓発研修や金融イノベーションに対応した各種選択研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

若手職員向けには、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を開講し、「コーポレート・ファイナンス」「M&A」「金融商品取引法」等の講座の充実には注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を担う実践的

なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて高い専門能力を育成できるよう配属を行う戦略的ジョブローテーションを実施しています。こうした諸制度により、中長期的なビジョンを持って多様な実務経験を積みつつ、高い専門性のある能力を早期かつ着実に開発できる環境を整備しています。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度を充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、各人の能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

●DBJの人材育成制度

	階層別研修	業務関連研修			業務関連(自己啓発)	外部派遣等						
↑ 職位	トップ マネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資・資産ミドルバック実務強化研修 ・ 債権管理研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修 ・ 金融関連法務研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準関連研修 ・ 税務基礎研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリュエーション研修 ・ 財務モデリング研修 ・ M&A研修 ・ 不動産ファイナンス研修 ・ RM業務研修 ・ 事業再生実務研修 ・ 環境格付セミナー ・ B C M格付セミナー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通スキル分野 ・ 問題解決、コミュニケーション ・ ロジカルシンキング ・ 英会話 ・ ビジネスマナー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育講座、時間外通学講座、公的資格取得等 					
	ライフプラン 研修							マネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ DBJ金融アカデミー(基本講座II) ・ IFRS会計基礎 ・ 国際金融・金融政策等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外留学、トレーニング等 		
	キャリア・ ディベロップ メント・ プラン研修							指導役研修				
	入行2次研修								<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付・資産査定研修 ・ 契約証書作成研修 ・ 投融資関連システム研修 ・ 法律基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務分析研修 ・ 簿記・会計知識研修 ・ 企業分析研修 ・ 個別企業分析ケーススタディ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DBJ金融アカデミー(基本講座I) ・ コーポレート・ファイナンス基礎 ・ 金融商品取引法等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎ファイナンス研修 ・ 金利基礎研修 ・ テリパティブ基礎研修
	新人導入研修											
	自律的 キャリア形成	マネジメント能力・ リーダーシップ等 の涵養	行内手続き・ 基本実務の習得	金融法務の 習得	財務会計 知識の 習得	金融スキルの習得など 戦略・重点分野	業務遂行の 基礎となる 能力の習得	業務関連 知識等の 習得	業務関連知識 の涵養、専門的 知識の習得、 人材育成			
	計画的・継続的な人材開発		業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応	業務上必要な知識・ スキルの習得					

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にす民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、人権問題に関する理解を深める

ための「人権研修」、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後もこうした取り組みに一層注力していきます。

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデル実現の中核となる高度な企業向け金融業務を担う人材を中長期的な観点から組織的に育成するために、若手の職員を受講対象者として、「DBJ金融アカデミー」を概ね週2～3回のペースで開催しています。平成24年度には、現代ファイナンス入門をはじめ、コーポレート・ファイナンス、金融商品取引法、倒産・事業再生実務など合計16の講座が開催されました。

本アカデミーを通じて、職員一人ひとりの金融力のレベルアップを図り、企業金融における基本的考え方や企業価値評価の手法等の実務に応用可能な基礎知

識のほか、金融の理論的・学術的側面からの幅広い基礎的素養等の習得を目指しています。また、地域金融機関、自治体、取引先などから外部受講者も受け入れており、受講を通じて相互交流とネットワーク構築の機会として活用されることも期待されます。



■ DBJ金融アカデミー カリキュラム

平成24年度 (平成24年5月～平成25年3月)

[基本講座①]

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

[基本講座②]

- IFRS会計 基礎と実践
- 倒産・事業再生実務
- 金融システム論
- 国際金融
- 金融力フォローアップ研修
- 金融政策

[選択講座]

- 不動産ファイナンス
- 行動ファイナンス

[特別プログラム]

- 地域金融機関向け特別セミナー
- もっと前へ、ニッポン

平成25年度 (平成25年5月～平成26年2月 予定)

[基本講座 I]

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

[基本講座 II]

- IFRS会計 基礎と実践
- 倒産・事業再生実務
- 金融システム論
- 国際金融
- 金融力フォローアップ演習
- 金融政策

[選択講座]

- 不動産ファイナンス
- 行動ファイナンス
- インベストメント
- 資産価格形成理論のゲーム論的アプローチ
- リスク・マネジメント&リアル・オプション

[特別講座]

- M&Aと競争政策
- 地域金融機関向け特別セミナー



DBJの役職員は、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAを承継し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代の要請に応える基盤（金融プラットフォーム）を整備し、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

知的資産経営	100
時代の要請に応える基盤 「金融プラットフォーム」	104

企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

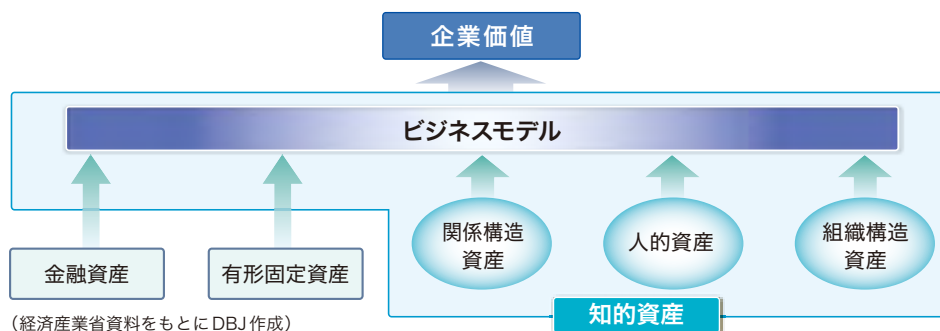
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

● 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤（関係構造資産）、経営陣や従業員（人的資産）、知的財産や業務プロセス（組織構造資産）の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係構造資産

DBJでは、民営化前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境配慮型融資利子補給金制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係構造資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソ

リューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

組織構造資産

DBJは、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた半世紀にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの組織構造資産であるといえます。

知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかにあって、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価

値を継続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス※よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテ일러メイドの金融ソリューションを提供しています。

※シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

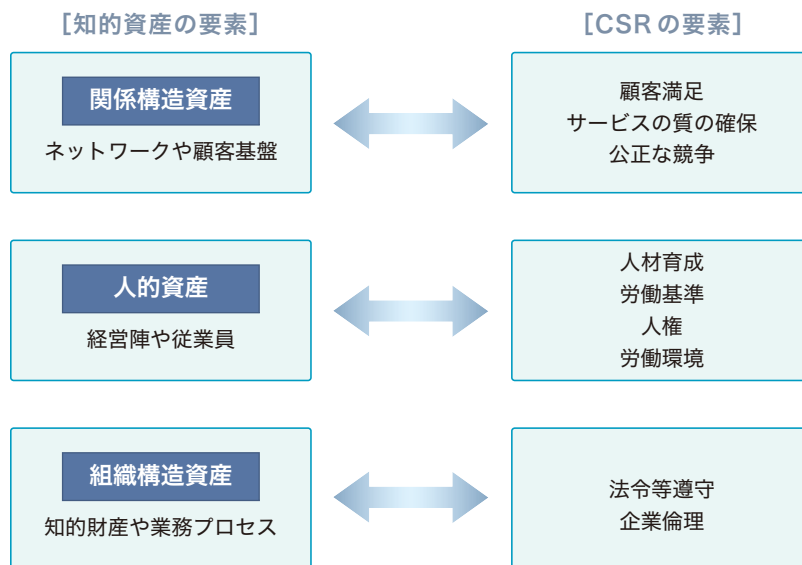
実際、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、

「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度を受けた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.32～48に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.68～89に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

● 知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

金融プラットフォームの定義

DBJでは、各種の金融取引を円滑に進めるために必要とされる無形のインフラの性格を有する金融技術、ノウハウ、スキームなどを、「金融プラットフォーム」と呼んでいます。金融プラットフォームを利用することによって、各経済主体は社会的に見て効率的かつ公正な金融取引を実現することができます。このようなインフラ整備的な機能は、広く社会に普及して多くの経済主体がそれから便益を受けるという意味で正の外部性を有するとともに、公共、公益的な性格を併せ持ちます。

金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。新しい金融スキームが、企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとして実効性を持つようになるためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得よう

な実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。例えば、今では多くの取り組み事例のある、PFI、PPP、シンジケート・ローンなどの金融スキームも、導入当初はアレンジメントやコーディネーションなどのノウハウやスキルが必要であったことから、それほど多くの経済主体が関与できたわけではありません。

さらに、法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、従来から、企業のモニタリングに加え、官庁、地方自治体あるいは民間金融機関との情報交流や利害調整など、広範な情報機能を果たしています。投融資部門においては、ストラクチャードファイナンス、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザリー業務、セーフティネット機能などを実践しています。また、研究部門においては、下村治博士を初代所長に迎え、1964年7月に設立された設備投資研究所が、大学の先生を中心とする外部有識者との連携による知的資産創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」

な立場から、持続可能な経済社会の構築に向けて研究活動を推進しています（詳細は、設備投資研究所HP <http://www.dbj.jp/ricf> を参照ください）。DBJは、こうした業務を通して金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.32～48に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.68～89に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザリー業務事例」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。



DBJは、金融機関として、透明性の一層高い経営を実現するとともに、社会からの信頼を得ることを第一とらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけではなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

コーポレート・ガバナンスの状況	106
法令等遵守（コンプライアンス）態勢	111
リスク管理態勢	112
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、 利益相反管理方針	116
ディスクロージャー	118

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念
金融力で未来をデザインします
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1)会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、DBJの経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言をいただきます。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任および退任にかかる人事案の評価を行っています。

<取締役会および取締役>

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を14回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

荒川 和芳(元住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社常務取締役)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

<社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容>

該当ありません。

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、3回開催しています。

<報酬委員会>

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

<人事評価委員会>

取締役会の諮問機関として、社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任等に係る人事案の評価を行っています。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、39回開催しています。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

ポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

<アドバイザー・ボード>

DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しています。

アドバイザー・ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

上條 清文（東京急行電鉄株式会社相談役）

橘・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社名誉会長）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

②社外取締役

三村 明夫（新日鐵住金株式会社相談役）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

<主務大臣の認可事項>

新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

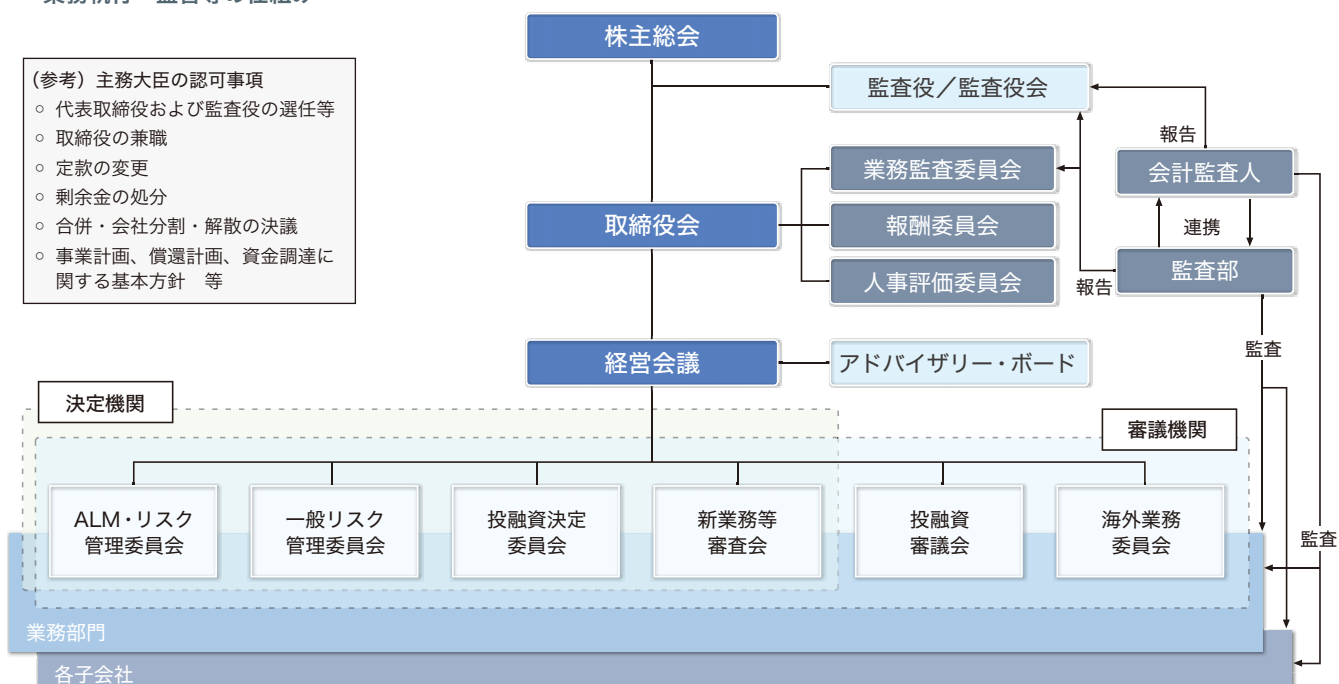
主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更

- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

●業務執行・監督等の仕組み



(参考) 主務大臣の認可事項

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名（取締役兼務者を除く）および執行役員7名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に

資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
3. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。
2. 代表取締役は、監査役と定期的又は監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

(3)内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成25年6月27日現在の監査部の人員は21名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4)会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当事業年度において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、小野行雄氏（継続監査年数^{*}5年）、嶋田篤行氏（同2年）および鳥井仁氏（同1年）です。

^{*}継続年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、小野氏が5年、嶋田氏が2年および鳥井氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家、不動産鑑定士、信用リスク専門家も含め、計77名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5)社外取締役および社外監査役の人的関係、資 本関係または取引関係その他の利害関係 の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの

間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6)社外取締役および社外監査役との間の会社 法第427条第1項に規定する契約（責任限 定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7)取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8)取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9)取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10)株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守態勢については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

① 役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

② 役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

法令等遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定および審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定および審議をしています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

統合リスク管理という観点においては、担当取締役

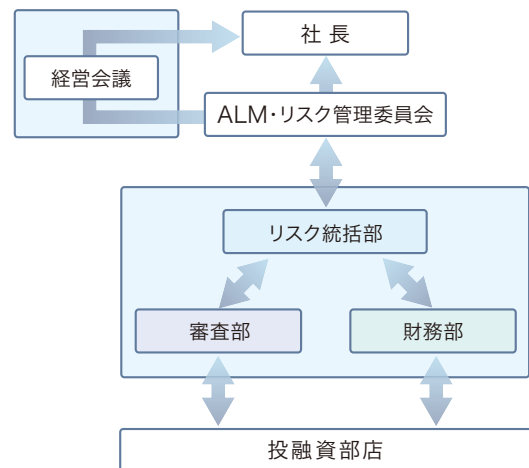
の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的なモニタリング等を行っています。

●ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥ると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、ギャップフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融

資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJは特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行等により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

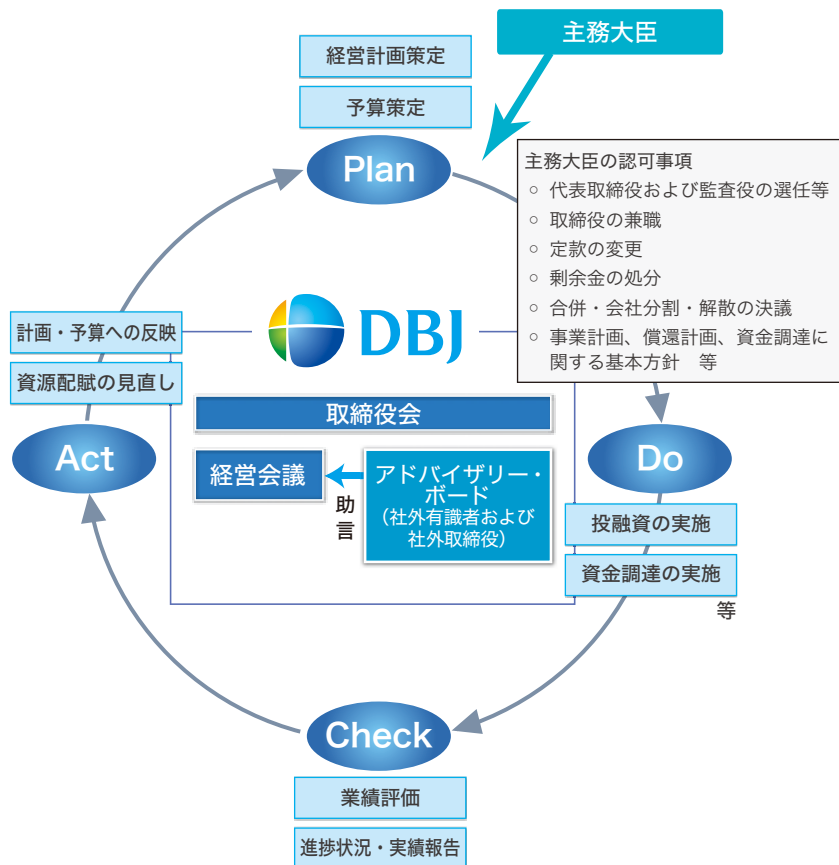
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対する
 アカウンタビリティを全うするため、Plan→Do→
 Check→Actというマネジメントサイクルを活用し、業
 務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理
 にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよ
 う努力しています。

●DBJのPDCAサイクル



顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、利益相反管理方針

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針・個人情報保護宣言・利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業

務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましても、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法に従い、利益相反管理に関する実施の方針

を策定し、その概要を公表しています。

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記3に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

(2) 対象取引の類型

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱いているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっておりません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成25年5月24日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

DBJアセットマネジメント株式会社
サンアローズ・インベストメント株式会社
ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社
マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社
DBJ Europe Limited
DBJ投資アドバイザー株式会社
株式会社ADキャピタル
DBJ証券株式会社
South East Asia Growth Capital L.L.C

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部門の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

ディスクロージャー

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』（広報誌）
季刊DBJはiPhone、iPadでもお読みいただけます。
<http://itunes.apple.com/jp/app/id389307222>
- 「DBJニュースダイジェスト」（メールマガジン）
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>



コーポレート・データ

沿革	120
役員	121
組織図	122
本支店・事務所等 所在地	123
本支店・事務所等 照会先	124
関係会社の状況	128
資本の状況	129
株式会社日本政策投資銀行法	130
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	133
東日本大震災に対処するための特別の財政援助 及び助成に関する法律	135

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年	月	事項
昭和26年	4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
昭和27年		開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年		開銀：高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年	4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成元年		開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
平成7年	2月	開銀：震災復旧融資開始
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年	6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年	10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年	6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年	月	事項
平成20年	10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年	12月	DBJ Singapore Limited開業
平成21年	6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
平成21年	9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
平成21年	11月	DBJ Europe Limited開業
平成22年	3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
平成23年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
平成23年	12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
平成24年	3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
平成24年	6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
平成24年	12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資

役員（平成25年7月1日現在）

代表取締役社長

橋本 徹（はしもと とおる）

代表取締役副社長

藤井 秀人（ふじい ひでと）

代表取締役副社長

柳 正憲（やなぎ まさのり）

取締役常務執行役員

渡辺 一（わたなべ はじめ）

経営企画部、情報企画部担当

取締役常務執行役員

前田 正尚（まえだ まさなお）

地域企画部（総括）、設備投資研究所、環境・CSR部、企業戦略部、九州支店、南九州支店担当

取締役常務執行役員

古宮 正章（こみや まさあき）

業務企画部、国際統括部、産業調査部担当

取締役常務執行役員

居戸 利明（いど としあき）

財務部、金融法人部、シンジケーショングループ担当

取締役常務執行役員

草野 晋（くさの すずむ）

審査部、経理部担当

取締役（社外）

三村 明夫（みむら あきお）

取締役（社外）

植田 和男（うえだ かずお）

常勤監査役

小林 健（こばやし たけし）

常勤監査役

高橋 宏輔（たかはし こうすけ）

常勤監査役（社外）

荒川 和芳（あらかわ かずよし）

監査役（社外）

伊藤 眞（いとう まこと）

監査役（社外）

八田 進二（はった しんじ）

常務執行役員

長尾 尚人（ながお ひさと）

企業金融第5部担当

常務執行役員

橋本 哲実（はしもと てつみ）

地域企画部、企業金融第6部、北海道支店、東北支店、新潟支店、北陸支店、東海支店担当

常務執行役員

富井 聡（とみい さとし）

企業ファイナンスグループ、企業投資グループ、資金運用グループ担当

常務執行役員

門野 秀行（かどの ひでゆき）

企業金融第4部担当

常務執行役員（関西支店長）

小柳 治（こやなぎ おさむ）

関西支店、中国支店、四国支店担当

常務執行役員

鈴木 貴博（すずき たかひろ）

リスク統括部、法務・コンプライアンス部、管理部担当

常務執行役員

市江 正彦（いちえ まさひこ）

企業金融第1部、企業金融第2部担当

常務執行役員

菊池 伸（きくち しん）

都市開発部、アセットファイナンスグループ、ストラクチャードファイナンスグループ、企業金融第3部担当

執行役員（金融法人担当）

相澤 雅文（あいざわ まさふみ）

執行役員経営企画部長

地下 誠二（じげ せいじ）

執行役員業務企画部長

大石 英生（おおいし ひでお）

執行役員（内部監査担当）

冨塚 聡（とみづか さとし）

執行役員人事部長

福田 健吉（ふくだ けんきち）

執行役員国際統括部長

北村 潤一郎（きたむら じゅんいちろう）

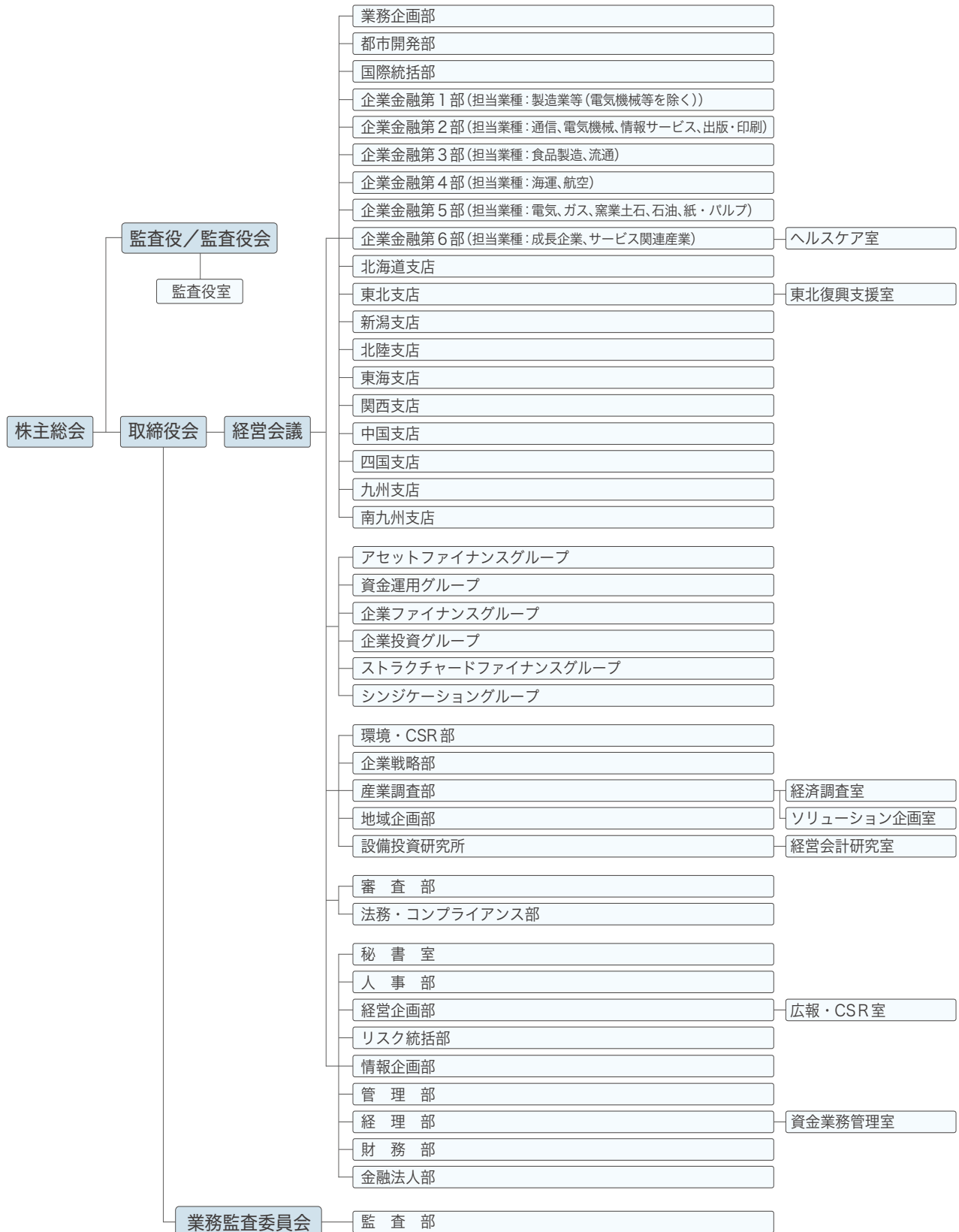
執行役員財務部長

松田 知樹（まつだ ともき）

(注) 1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 荒川 和芳、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

組織図 (平成25年7月1日現在)

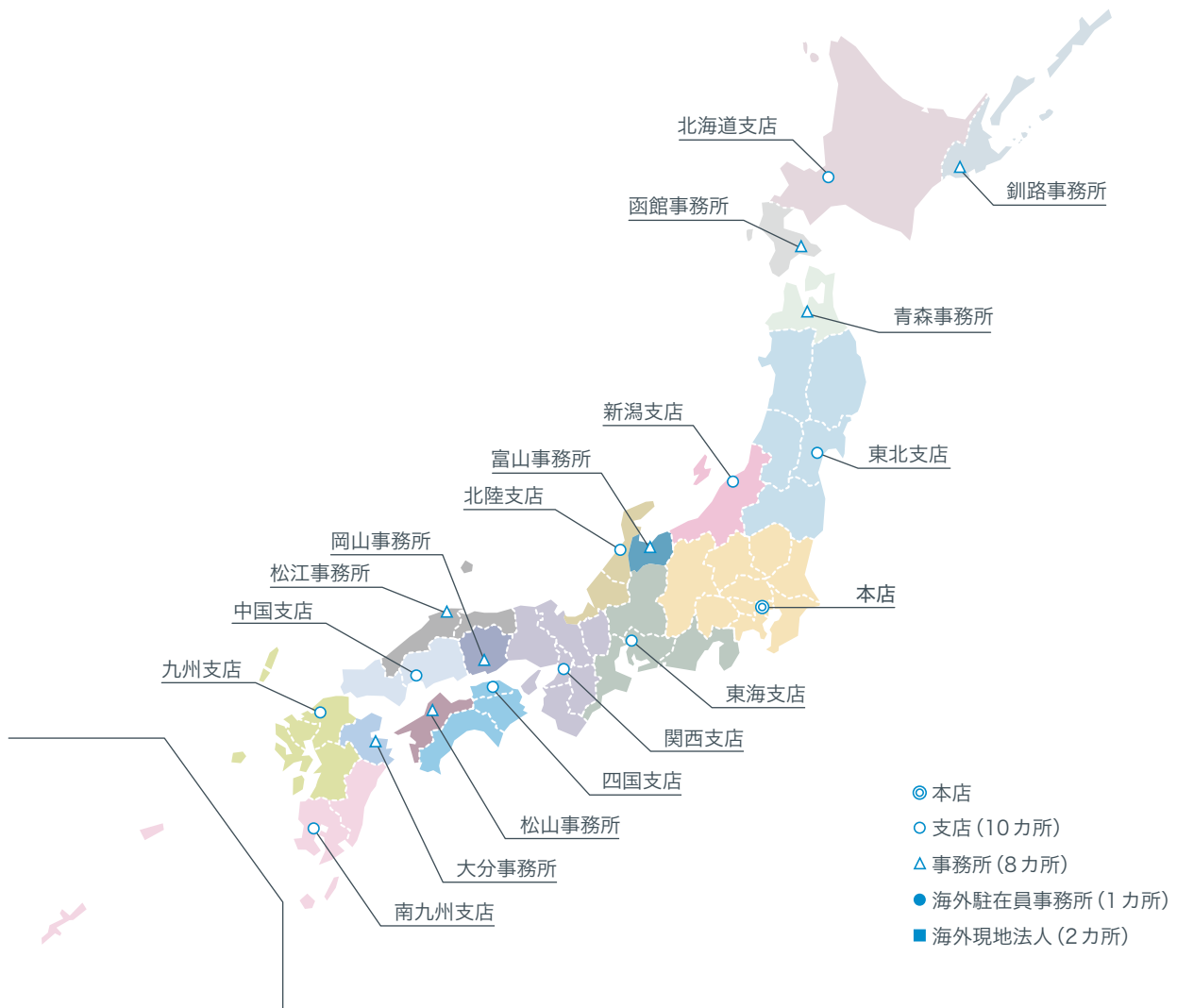


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク

海外現地法人：DBJ Singapore Limited、DBJ Europe Limited

本支店・事務所等 所在地 (平成25年7月1日現在)



本支店・事務所等 照会先 (平成25年7月1日現在)

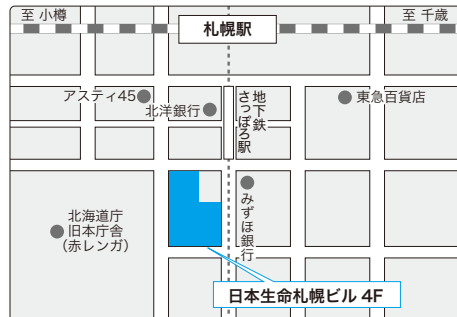
本店 東京

〒100-8178
 東京都千代田区大手町1丁目9番6号
 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
 札幌市中央区北3条西4丁目1番地
 (日本生命札幌ビル)
 TEL 011-241-4111 (代表)



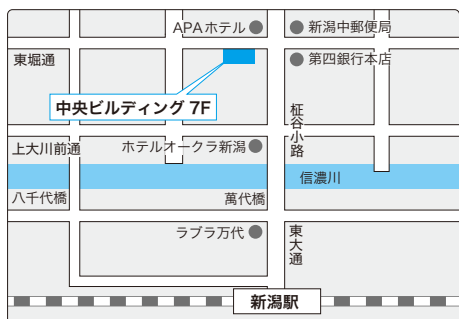
東北支店 仙台

〒980-0021
 仙台市青葉区中央1丁目6番35号
 (東京建物仙台ビル)
 TEL 022-227-8181 (代表)



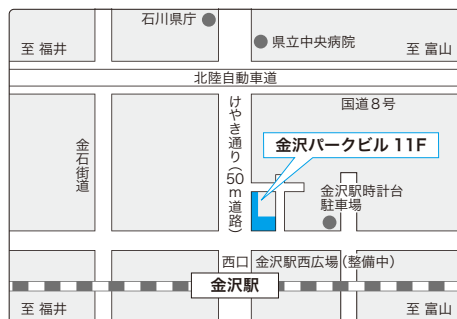
新潟支店 新潟

〒951-8066
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
 (中央ビルディング)
 TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

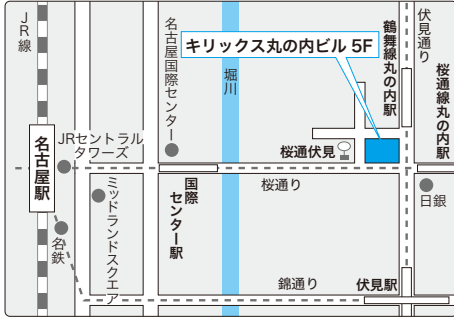
〒920-0031
 金沢市広岡3丁目1番1号
 (金沢パークビル)
 TEL 076-221-3211 (代表)



東海支店

名古屋

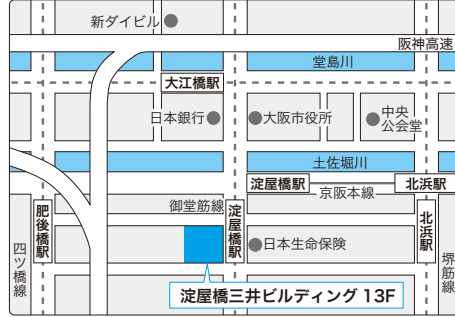
〒460-0002
 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
 (キリックス丸の内ビル)
 TEL 052-231-7561 (代表)



関西支店

大阪

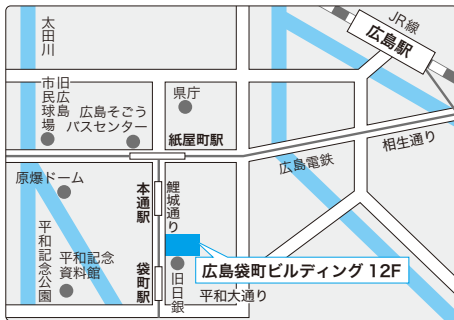
〒541-0042
 大阪市中央区今橋4丁目1番1号
 (淀屋橋三井ビルディング)
 TEL 06-4706-6411 (代表)



中国支店

広島

〒730-0036
 広島市中区袋町5番25号
 (広島袋町ビルディング)
 TEL 082-247-4311 (代表)



四国支店

高松

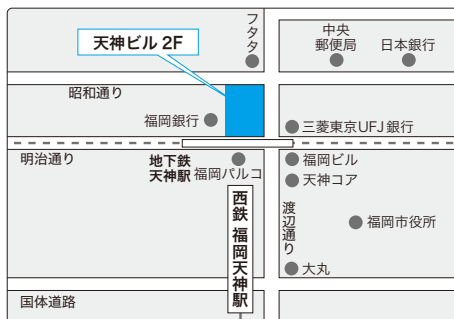
〒760-0050
 高松市亀井町5番地の1
 (百十四ビル)
 TEL 087-861-6677 (代表)



九州支店

福岡

〒810-0001
 福岡市中央区天神2丁目12番1号
 (天神ビル)
 TEL 092-741-7734 (代表)



南九州支店

鹿児島

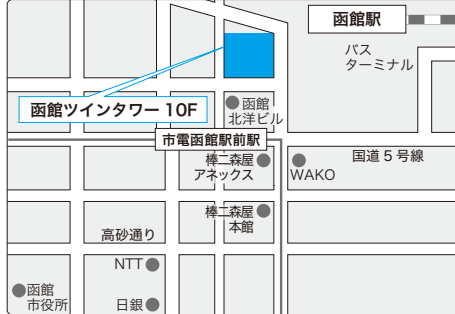
〒892-0842
 鹿児島市東千石町1番38号
 (鹿児島商工会議所ビル)
 TEL 099-226-2666 (代表)



函館事務所

函館

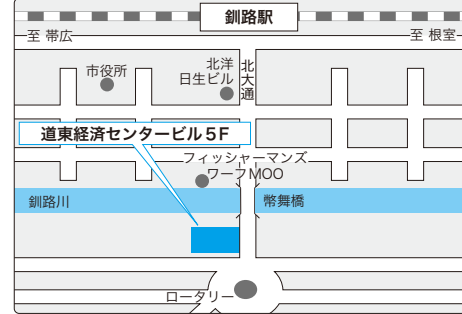
〒040-0063
函館市若松町 14 番 10 号
(函館ツインタワー)
TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847
釧路市大町 1 丁目 1 番 1 号
(道東経済センタービル)
TEL 0154-42-3789 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822
青森市中央 1 丁目 22 番 8 号
(青森第一生命ビル)
TEL 017-773-0911 (代表)



富山事務所

富山

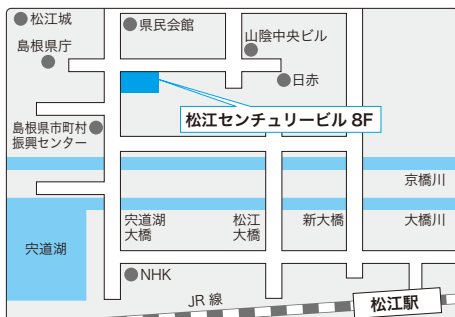
〒930-0005
富山市新桜町 6 番 24 号
(COI 富山新桜町ビル)
TEL 076-442-4711 (代表)



松江事務所

松江

〒690-0887
松江市殿町 111 番地
(松江センチュリービル)
TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821
岡山市北区中山下 1 丁目 8 番 45 号
(NTT クレド岡山ビル)
TEL 086-227-4311 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



相談センター

福井市 TEL 0776-36-5459 宮崎市 TEL 0985-22-1130
(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外是最寄りの本支店に転送されます。)

海外

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020,
U.S.A.
Tel: +1-212-221-0708

●DBJ Singapore Limited
9 Raffles Place,
#30-03 Republic Plaza, Singapore
048619
Tel: +65-6221-1779

●DBJ Europe Limited
Level 20, 125 Old Broad Street,
London EC2N 1AR, U.K.
Tel: +44-20-7507-6070

子会社・グループ会社等

●一般財団法人日本経済研究所
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-3605 (代表)

●株式会社日本経済研究所
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-4600 (代表)

●DBJキャピタル株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
(日本ビル)
TEL 03-3231-2381 (代表)

●DBJ投資アドバイザー株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-6
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-5200-5700 (代表)

●DBJ証券株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3275-5301 (代表)

●DBJアセットマネジメント株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3241-5300 (代表)

●株式会社価値総合研究所
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-5205-7900 (代表)

連結子会社

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が所有する 子会社等の 議決権比率(%)
DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	投資コンサルティング業務	平成15年 3月10日	40	100.00
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	新規事業を行う者に対する 出資等	平成2年 6月1日	99	100.00
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	信託受益権の取得、 信託の運用委託及び指図等	平成18年 4月3日	50	100.00
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.00
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 12月16日	1 〔百万シンガ ポールドル〕	100.00
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成21年 6月5日	7 〔百万ユーロ〕	100.00
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	不動産賃貸業等	平成22年 2月1日	80	100.00
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業等	平成21年 12月1日	68	50.58
有限会社DBJコーポレート・メザニン・ パートナーズ	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成15年 6月6日	3	100.00
UDSコーポレート・メザニン投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成18年 1月18日	29,614	50.00 (0.00)
UDSコーポレート・メザニン3号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成20年 2月15日	35,240	50.00 (0.00)
あすかDBJ投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成17年 10月28日	6,680	49.40
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成17年 10月14日	99	100.00
DBJキャピタル1号投資事業組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成22年 7月9日	1,032	100.00 (0.01)
DBJ新規事業投資事業組合	東京都港区	投資事業組合	平成22年 7月9日	1,786	99.99
DBJキャピタル2号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成22年 10月1日	1,600	100.00 (0.01)
DBJ証券株式会社	東京都千代田区	証券業	平成10年 10月22日	500	66.65
DBJアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言・ 代理業	平成18年 11月22日	100	100.00
都市再生プライベートファンド投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成19年 1月19日	30,869	50.50 (1.00)
グリーンアセットインベストメント特定 目的会社	東京都港区	不動産賃貸業等	平成24年 11月14日	20,000	—
GREIS Corporation	アメリカ合衆国 デラウェア州	投資事業組合への投資等	平成25年 2月27日	7 〔百万米ドル〕	100.00

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。なお、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合、あすかDBJ投資事業有限責任組合、DBJキャピタル1号投資事業組合、DBJ新規事業投資事業組合、DBJキャピタル2号投資事業有限責任組合およびGREIS Corporationについては、それぞれ出資割合を記載しております。

4. DBJ Singapore Limitedの設立年月日は、同社を現地法人化した日付を記載しております。

5. あすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

6. DBJアセットマネジメント株式会社につきましては、平成24年6月に旧DBJ野村インベストメント株式会社の普通株式を当行が取得したことにより、連結子会社となったものであります。なお、当社は、平成24年7月に社名を変更したものであります。

7. 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合につきましては、(注)6に伴い、従来、関連会社であったものが、連結子会社となったものであります。

8. グリーンアセットインベストメント特定目的会社につきましては、当行は同社の議決権を保有しておりませんが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

9. 連結子会社は21社、持分法適用関連会社は17社であります。

資本の状況 (平成25年3月31日現在)

発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248(注)3	1,060,466 (注)3
平成21年9月24日 (注)4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注)4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466
平成23年12月7日 (注)5	—	43,623	6,170	1,187,364	—	1,060,466
平成24年3月23日 (注)4	8	43,632	424	1,187,788	—	1,060,466
平成24年6月6日 (注)6	—	43,632	10,528	1,198,316	—	1,060,466
平成24年12月6日 (注)7	—	43,632	8,637	1,206,953	—	1,060,466

(注)1. 平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2. 平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。

4. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。

発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。

5. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、新DBJ法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、新DBJ法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は平成23年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。

当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

6. 上記同様、平成24年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

7. 上記同様、平成24年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております(本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。)なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

第一条（目的）

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条（業務の範囲）

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金（譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。）の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券（第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）を行うこと（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）。
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権（譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券（資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。）その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金

融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条（日本政策投資銀行債の発行）

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条（預金の受入れ等を開始する場合の特例）

- 1 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条（株式）

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第三十四条第四号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条（社債、日本政策投資銀行債及び借入金）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債（日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。）及び日本政策投資銀行債（それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。）の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。）の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 (代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条 (取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条 (事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条 (償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条 (認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条 (定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条 (財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条 (債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条 (主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条 (政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 (この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条 (準備期間中の業務等の特例)

会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則

第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

第九條 (出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五條第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五條 (政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六條 (承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八條 (主務大臣)

附則第十五條第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六條第二項及び第二十七條第一項における主務大臣は、

第二十九條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六條 (検討)

政府は、附則第一條第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七條 (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一條第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用

については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)附則第四条」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(平成23年法律第40号：抜粋)

(株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六条 東日本大震災による被害に対処するために株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。第百三十三条において同じ。)の円滑な実施のために行われる出資及び国債の発行又は償還については、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認めるとあるのは「危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めると」と、同法附則第二条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用する。

附則

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「附則第二条の二」の下に「(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法附則第二条の四第二項」を「この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項」に改める。

(参考1) 株式会社日本政策投資銀行法附則(株式会社日本政策投資銀行法改正法による改正後及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「財特法」による改正・読み替え後)

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十七年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

(参考2) 株式会社日本政策投資銀行法改正法附則(財特法による改正後)

(検討等)

第二条 政府は、平成二十六年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対

応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

財務の状況

I. 経理の状況	138
連結財務諸表等	139
連結財務諸表	139
連結貸借対照表	139
連結損益計算書	140
連結包括利益計算書	141
連結株主資本等変動計算書	142
連結キャッシュ・フロー計算書	143
注記事項	144
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	144
連結附属明細表	170
財務諸表等	172
財務諸表	172
貸借対照表	172
損益計算書	174
株主資本等変動計算書	175
注記事項	176
重要な会計方針	176
附属明細表	183
主な資産及び負債の内容	184
II. 参考情報	185
財務諸指標	185
開示債権と引当・保全の状況（単体）	192
金融再生法開示債権の状況（単体）	193
リスク管理債権の状況（連結）	194
自己資本比率の状況	195
III. 自己資本充実の状況	203
自己資本比率の状況（連結）	203
自己資本比率の状況（単体）	206

I. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

【1】連結財務諸表等

(1)【連結財務諸表】

①連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
現金預け金	※7	175,618	※7	154,564
コールローン及び買入手形		89,500		84,000
買現先勘定	※2	152,889	※2	165,975
金銭の信託		24,423		175,335
有価証券	※1, 7, 10	1,176,622	※1, 7, 10	1,357,058
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8	13,645,469	※3, 4, 5, 6, 7, 8	13,918,224
その他資産	※7	132,487	※7	133,065
有形固定資産	※7, 9	180,962	※7, 9	237,988
建物		8,682		21,947
土地		45,562		92,904
リース資産		59		23
建設仮勘定		124,802		10,368
その他の有形固定資産		1,856		112,744
無形固定資産		7,057		7,927
ソフトウェア		5,924		5,564
リース資産		39		10
その他の無形固定資産		1,092		2,352
繰延税金資産		18,854		6,734
支払承諾見返		128,518		155,753
貸倒引当金		△151,448		△147,414
投資損失引当金		△1,072		△501
資産の部合計		15,579,881		16,248,712
負債の部				
債券	※7	3,130,495	※7	3,053,277
借入金	※7	9,170,553	※7	9,448,398
短期社債		50,999		43,997
社債		541,327		871,256
その他負債		78,631		122,416
賞与引当金		4,694		4,437
役員賞与引当金		12		12
退職給付引当金		13,484		10,308
役員退職慰労引当金		55		64
偶発損失引当金		—		135
繰延税金負債		43		78
支払承諾		128,518		155,753
負債の部合計		13,118,816		13,710,136
純資産の部				
資本金		1,187,788		1,206,953
資本剰余金		1,060,466		1,060,466
利益剰余金		159,606		193,595
株主資本合計		2,407,861		2,461,014
その他有価証券評価差額金		19,313		36,873
繰延ヘッジ損益		27,711		33,987
為替換算調整勘定		△149		△57
その他の包括利益累計額合計		46,874		70,803
少数株主持分		6,329		6,759
純資産の部合計		2,461,065		2,538,576
負債及び純資産の部合計		15,579,881		16,248,712

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	318,775	340,098
資金運用収益	277,360	267,895
貸出金利息	253,849	242,088
有価証券利息配当金	15,590	18,023
コールローン利息及び買入手形利息	115	44
買現先利息	287	351
預け金利息	105	56
金利スワップ受入利息	7,287	7,053
その他の受入利息	123	278
役務取引等収益	9,461	10,293
その他業務収益	5,522	7,880
その他経常収益	26,430	54,027
償却債権取立益	10,120	7,129
偶発損失引当金戻入益	711	—
その他の経常収益	※1 15,598	※1 46,897
経常費用	219,562	224,476
資金調達費用	155,517	144,274
債券利息	47,668	43,100
コールマネー利息及び売渡手形利息	41	19
借入金利息	104,564	97,263
短期社債利息	56	57
社債利息	3,182	3,827
その他の支払利息	3	5
役務取引等費用	551	1,082
その他業務費用	2,622	12,169
営業経費	37,870	44,877
その他経常費用	23,000	22,071
貸倒引当金繰入額	1,413	10,412
その他の経常費用	※2 21,586	※2 11,659
経常利益	99,213	115,621
特別利益	11,438	1,011
固定資産処分益	104	719
負ののれん発生益	4	151
厚生年金基金代行返上益	11,036	—
その他の特別利益	293	140
特別損失	447	408
固定資産処分損	314	172
減損損失	132	236
税金等調整前当期純利益	110,204	116,224
法人税、住民税及び事業税	21,488	41,753
法人税等調整額	10,444	2,838
法人税等合計	31,932	44,592
少数株主損益調整前当期純利益	78,271	71,632
少数株主利益	957	295
当期純利益	77,313	71,337

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	78,271	71,632
その他の包括利益	※1 19,110	※1 22,838
その他有価証券評価差額金	8,854	16,451
繰延ヘッジ損益	10,288	6,260
為替換算調整勘定	△49	86
持分法適用会社に対する持分相当額	17	39
包括利益	97,382	94,471
親会社株主に係る包括利益	93,714	95,265
少数株主に係る包括利益	3,668	△794

③連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,181,194	1,187,788
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
当期変動額合計	6,594	19,165
当期末残高	1,187,788	1,206,953
資本剰余金		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
利益剰余金		
当期首残高	132,329	159,606
当期変動額		
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	77,313	71,337
当期変動額合計	27,277	33,988
当期末残高	159,606	193,595
株主資本合計		
当期首残高	2,373,990	2,407,861
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	77,313	71,337
当期変動額合計	33,871	53,153
当期末残高	2,407,861	2,461,014
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	13,169	19,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,143	17,560
当期変動額合計	6,143	17,560
当期末残高	19,313	36,873
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	17,406	27,711
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,304	6,276
当期変動額合計	10,304	6,276
当期末残高	27,711	33,987
為替換算調整勘定		
当期首残高	△101	△149
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△47	91
当期変動額合計	△47	91
当期末残高	△149	△57
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	30,474	46,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,400	23,928
当期変動額合計	16,400	23,928
当期末残高	46,874	70,803
少数株主持分		
当期首残高	5,530	6,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	798	430
当期変動額合計	798	430
当期末残高	6,329	6,759
純資産合計		
当期首残高	2,409,995	2,461,065
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	77,313	71,337
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,198	24,358
当期変動額合計	51,070	77,511
当期末残高	2,461,065	2,538,576

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	110,204	116,224
減価償却費	2,583	4,140
のれん償却額	—	203
負ののれん発生益	△4	△151
減損損失	132	236
持分法による投資損益(△は益)	2,020	△2,870
貸倒引当金の増減(△)	△10,158	△1,566
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△85	△570
賞与引当金の増減額(△は減少)	106	△257
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△4	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△12,401	△3,176
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△711	135
資金運用収益	△277,360	△267,895
資金調達費用	155,517	144,274
有価証券関係損益(△)	△3,166	△31,529
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△1,132	△906
為替差損益(△は益)	1,482	△21,898
固定資産処分損益(△は益)	210	△547
貸出金の純増(△)減	△613,988	△279,867
債券の純増減(△)	△182,217	△77,218
借入金の純増減(△)	594,071	242,844
短期社債(負債)の純増減(△)	50,999	△7,001
普通社債発行及び償還による増減(△)	224,652	322,428
預け金の純増(△)減	△17,871	20,930
コールローン等の純増(△)減	△27,648	5,500
買現先勘定の純増(△)減	△152,889	△13,085
資金運用による収入	280,304	273,810
資金調達による支出	△157,633	△146,684
その他	△17,179	32,397
小計	△52,170	307,897
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	11,816	△31,511
営業活動によるキャッシュ・フロー	△40,354	276,385
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△621,860	△512,262
有価証券の売却による収入	103,706	58,995
有価証券の償還による収入	530,838	358,806
金銭の信託の増加による支出	△110	△150,115
金銭の信託の減少による収入	1,579	1,434
有形固定資産の取得による支出	△1,708	△14,169
有形固定資産の売却による収入	1,234	1,840
無形固定資産の取得による支出	△2,630	△2,410
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	110	1,569
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,160	△256,310
財務活動によるキャッシュ・フロー		
交付国債の償還による資本金の増加額	6,170	19,165
株式の発行による収入	424	—
配当金の支払額	△50,036	△37,349
少数株主からの払込みによる収入	540	283
少数株主への配当金の支払額	△3,517	△2,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,418	△20,412
現金及び現金同等物に係る換算差額	61	213
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△75,550	△124
現金及び現金同等物の期首残高	199,692	124,141
現金及び現金同等物の期末残高	※1 124,141	※1 124,017

注記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社21社

DBJ事業投資(株)
(有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ
UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合
UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合
DBJクレジット・ライン(株)
新規事業投資(株)
DBJ Singapore Limited
(株)日本経済研究所
あすかDBJ投資事業有限責任組合
DBJ Europe Limited
DBJリアルエステート(株)
DBJ投資アドバイザー(株)
DBJキャピタル(株)
DBJキャピタル1号投資事業組合
DBJ新規事業投資事業組合
DBJキャピタル2号投資事業有限責任組合
DBJ証券(株)
DBJアセットマネジメント(株)
都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合
グリーンアセットインベストメント特定目的会社
GREIS Corporation
(連結の範囲の変更)

DBJアセットマネジメント(株)は株式の追加取得により、都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合は支配権の獲得により、グリーンアセットインベストメント特定目的会社及びGREIS Corporationは設立により、当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結子会社26社

主要な会社名
UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

テクセリアルズ(株)
(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社17社

イノベーション・カーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合
(株)幕張メッセ
みなとみらい二十一熱供給(株)
(株)北海道熱供給公社
(株)苫東
(株)札幌副都心開発公社
苫小牧港開発(株)
苫小牧埠頭(株)
東北水力地熱(株)
日本海エル・エヌ・ジー(株)
(株)AIRDO
メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合
政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司
旭川空港ビル(株)
メザニン・ソリューション2号投資事業有限責任組合
(株)ADキャピタル
日本海曳船(株)
(持分法適用の範囲の変更)

メザニン・ソリューション2号投資事業有限責任組合は設立により、(株)ADキャピタル及び日本海曳船(株)は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合は支配権の獲得により、当連結会計年度から連結していることから、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社26社

主要な会社名
UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社88社

主要な会社名
合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)アドバンジェン、日本省力機械(株)、PRISM BioLab(株)、(株)泉精器製作所、(株)OPAL、SKYROCKIT、INC.、テイポー(株)、TES HOLDINGS LIMITED
(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 11社

3月末日 10社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ239百万円増加しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,187百万円(前連結会計年度末は59,113百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、

役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委

員会報告第24号）を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券及び外貨建社債

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
株式	24,066百万円	27,245百万円
出資金	44,288百万円	38,404百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	152,889百万円	165,975百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	10,686百万円	4,927百万円
延滞債権額	136,477百万円	118,360百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	271百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	52,782百万円	47,870百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	199,946百万円	171,430百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	一百万円	4,553百万円
有形固定資産	一百万円	46,657百万円
計	一百万円	51,210百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	一百万円	32,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有価証券	14,714百万円	5,539百万円
貸出金	697,263百万円	611,175百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有価証券	一百万円	18,909百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
金融商品等差入担保金	—百万円	1,574百万円
保証金	42百万円	48百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
債券	2,318,822百万円	1,923,822百万円

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	580,042百万円	786,777百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	455,229百万円	134,389百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	2,538百万円	4,238百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
—百万円	1,200百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
株式等売却益	3,634百万円	株式等売却益	19,428百万円
投資事業組合等利益	7,750百万円	投資事業組合等利益	20,520百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
貸出金償却	5,194百万円	貸出金償却	50百万円
株式等償却	6,867百万円	株式等償却	1,996百万円
投資事業組合等損失	5,000百万円	投資事業組合等損失	8,583百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	15,948	30,439
組替調整額	△4,179	△8,088
税効果調整前	11,769	22,351
税効果額	△2,915	△5,900
その他有価証券評価差額金	8,854	16,451
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	22,440	17,097
組替調整額	△8,229	△7,436
税効果調整前	14,210	9,660
税効果額	△3,922	△3,400
繰延ヘッジ損益	10,288	6,260
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△49	86
組替調整額	—	—
税効果調整前	△49	86
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△49	86
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	70	98
組替調整額	△53	△59
税効果調整前	17	39
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	17	39
その他の包括利益合計	19,110	22,838

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,623	8	—	43,632	(注)

(注) 普通株式数の増加8千株は、財務大臣を割当先とする増資により発行したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,036百万円	1,147円	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	37,349百万円	利益剰余金	856円	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

II 当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	37,349百万円	856円	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	35,254百万円	利益剰余金	808円	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
現金預け金勘定	175,618百万円	154,564百万円
定期性預け金等	△51,476百万円	△30,546百万円
現金及び現金同等物	124,141百万円	124,017百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	81	56	—	25
無形固定資産	204	178	—	25
合計	286	234	—	51

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	21	18	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	21	18	—	3

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	42	3
1年超	10	—
合計	53	3
リース資産減損勘定の残高	—	—

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	150	47
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	144	37
支払利息相当額	2	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	230	310
1年超	100	534
合計	331	844

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	—	875
1年超	—	4,860
合計	—	5,735

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・

関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達への制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融资と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計の方法として、金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用し、通貨スワップについては振当処理を採用しています。ヘッジ対象は金利スワップが貸出金・有価証券・借入金・債券・社債、通貨スワップが外貨建金銭債権・外貨建債券・外貨建社債です。また、ヘッジの有効性評価は内部規程に従ってリスク減殺効果を検証しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融资について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融资決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力の常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ・フロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。またALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融资及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融资の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%)によるVaRに基づいております。平成25年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、20,710百万円です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	175,618	175,618	—
(2) コールローン及び買入手形	89,500	89,500	—
(3) 買現先勘定	152,889	152,889	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	672,405	695,762	23,357
その他有価証券	213,894	213,894	—
(5) 貸出金	13,645,469		
貸倒引当金（*1）	△149,928		
	13,495,540	14,113,871	618,330
資産計	14,799,848	15,441,536	641,687
(1) 債券	3,130,495	3,260,653	130,158
(2) 借入金	9,170,553	9,290,125	119,571
(3) 短期社債	50,999	50,999	—
(4) 社債	541,327	544,484	3,157
負債計	12,893,376	13,146,263	252,887
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,904	12,904	—
ヘッジ会計が適用されているもの	36,871	36,871	—
デリバティブ取引計	49,776	49,776	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	154,564	154,564	—
(2) コールローン及び買入手形	84,000	84,000	—
(3) 買現先勘定	165,975	165,975	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	761,172	787,816	26,644
その他有価証券	292,950	292,950	—
(5) 貸出金	13,918,224		
貸倒引当金（*1）	△145,762		
	13,772,462	14,468,156	695,694
資産計	15,231,125	15,953,464	722,338
(1) 債券	3,053,277	3,216,468	163,191
(2) 借入金	9,348,398	9,515,836	167,438
(3) 短期社債	43,997	43,997	—
(4) 社債	871,256	876,726	5,470
負債計	13,316,929	13,653,030	336,100
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,610	2,610	—
ヘッジ会計が適用されているもの	46,452	46,452	—
デリバティブ取引計	49,063	49,063	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。(一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。)なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。)

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。)

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
① 金銭の信託(*1)	24,423	175,335
② 非上場株式(*2)(*3)	127,999	127,873
③ 組合出資金(*1)	126,977	124,053
④ 非上場その他の証券(*2)(*3)	35,346	51,008
⑤ 産業投資借入金(財政投融资特別会計)(*4)	—	100,000
合計	314,746	578,271

(*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 前連結会計年度において、6,803百万円(うち非上場株式6,685百万円、非上場その他の証券117百万円)の減損処理を行っております。当連結会計年度において、1,866百万円(うち非上場株式272百万円、非上場その他の証券1,594百万円)の減損処理を行っております。

(*4) 産業投資借入金(財政投融资特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	175,614	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	89,500	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	44,344	85,551	299,014	148,379	43,226	51,888
国債	—	—	36,372	67,074	30,626	40,388
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	38,200	60,172	162,498	28,700	2,600	11,500
その他	6,143	25,378	100,143	52,605	10,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの(*)	52,591	25,296	34,946	3,200	48,542	2,833
国債	49,978	—	—	1,048	21,523	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	2,613	21,815	34,940	2,151	27,018	—
その他	—	3,480	6	—	—	2,833
貸出金(*)	1,786,870	3,884,502	3,247,912	1,835,293	1,967,851	775,873
合計	2,148,921	3,995,350	3,581,874	1,986,873	2,059,620	830,595

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,541百万円(うちその他有価証券のうち満期があるもの377百万円、貸出金147,163百万円)は含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	154,560	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	84,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	33,777	269,897	217,029	166,526	38,575	35,367
国債	—	—	82,447	40,502	15,375	35,367
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	28,511	127,000	100,275	39,683	13,200	—
その他	5,265	142,897	34,306	86,340	10,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(※)	85,532	33,042	25,644	24,489	65,715	2,838
国債	79,992	—	—	2,143	65,715	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	1,005	28,749	25,639	22,345	—	—
その他	4,535	4,293	5	—	—	2,838
貸出金(※)	2,136,526	3,993,141	3,070,054	2,148,952	1,670,645	775,614
合計	2,494,397	4,296,081	3,312,728	2,339,968	1,774,936	813,820

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない123,288百万円(うちその他有価証券のうち満期があるもの0百万円、貸出金123,288百万円)は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,341,870	2,398,691	2,068,229	1,163,007	1,129,073	1,069,681
短期社債	50,999	—	—	—	—	—
債券及び社債	464,025	734,347	961,875	452,038	408,507	651,029
合計	1,856,895	3,133,039	3,030,104	1,615,045	1,537,581	1,720,710

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,356,147	2,467,417	2,051,185	1,191,488	1,202,029	1,180,129
短期社債	43,997	—	—	—	—	—
債券及び社債	297,445	945,377	1,185,166	516,516	524,809	455,217
合計	1,697,590	3,412,794	3,236,352	1,708,005	1,726,839	1,635,347

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	174,461	182,231	7,769
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	134,420	141,047	6,626
	その他	134,405	147,887	13,482
	小計	443,288	471,166	27,878
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	169,250	166,282	△2,968
	その他	59,866	58,312	△1,553
	小計	229,116	224,595	△4,521
	合計	672,405	695,762	23,357

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	173,691	185,432	11,740
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	261,070	265,930	4,860
	その他	187,756	200,643	12,886
	小計	622,519	652,006	29,487
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	47,600	47,332	△267
	その他	91,053	88,477	△2,576
	小計	138,653	135,809	△2,843
	合計	761,172	787,816	26,644

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	36,467	19,193	17,273
	債券	109,333	103,156	6,176
	国債	22,572	22,241	330
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	86,761	80,914	5,846
	その他	10,376	4,716	5,659
	小計	156,177	127,067	29,109
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,339	6,411	△1,071
	債券	52,134	52,141	△7
	国債	49,978	49,980	△2
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,156	2,160	△4
	その他	50,242	50,242	—
	小計	107,717	108,796	△1,078
	合計	263,894	235,863	28,030

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	45,197	23,334	21,862
	債券	173,702	168,756	4,946
	国債	97,856	95,556	2,299
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	75,846	73,199	2,646
	その他	19,185	4,640	14,544
	小計	238,085	196,731	41,353
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,699	2,873	△174
	債券	51,888	51,943	△54
	国債	49,995	49,996	△1
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,893	1,946	△53
	その他	30,277	30,492	△215
	小計	84,865	85,309	△444
	合計	322,950	282,040	40,909

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	29,932	1,858	1,803
債券	91,584	492	—
国債	91,070	477	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	514	15	—
その他	1,789	995	1
合計	123,307	3,346	1,804

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43,523	18,006	91
債券	9,862	525	4
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	9,862	525	4
その他	6,024	1,409	96
合計	59,411	19,942	193

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、95百万円（うち株式64百万円、債券31百万円、その他の証券0百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、433百万円（うち株式130百万円、債券302百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	43	4

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	70	12

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	24,379	21,470	2,909	2,909	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	175,265	170,969	4,295	4,295	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

I 前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
評価差額	29,068
その他有価証券	26,159
その他の金銭の信託	2,909
(△)繰延税金負債	7,052
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	22,015
(△)少数株主持分相当額	2,695
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	19,313

（注）その他有価証券評価差額金には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

Ⅱ 当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	51,419
その他有価証券	47,124
その他の金銭の信託	4,295
(△)繰延税金負債	12,952
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,467
(△)少数株主持分相当額	1,606
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	36,873

(注) その他有価証券評価差額金には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	金利先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
取引所	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	590,096	507,934	17,267	17,267
	受取変動・支払固定	588,298	506,242	△13,908	△13,908
店頭	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3,358	3,358

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	744,028	671,665	21,658	21,658
	受取変動・支払固定	742,336	670,821	△16,863	△16,863
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,795	4,795

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	97,497	97,497	14,030	14,030
	為替予約				
	売建	107,290	—	△3,437	△3,437
	買建	8	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	10,592	10,592

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	97,497	97,497	1,972	1,972
	為替予約				
	売建	187,018	—	△3,654	△3,654
	買建	5,597	—	△39	△39
店頭	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,721	△1,721

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	85,219	74,219	△895	△895
	買建	11,000	—	△150	△150
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,046	△1,046

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	61,673	56,673	△462	△462
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△462	△462

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、 有価証券及び 貸出金			
	受取固定・支払変動		485,498	479,741	39,656
	受取変動・支払固定		66,529	61,028	△2,784
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		566,400	547,724	(注)3
	受取変動・支払固定		444	325	
	合計	—	—	—	36,871

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、 有価証券及び 貸出金			
	受取固定・支払変動		459,741	453,983	50,582
	受取変動・支払固定		104,028	98,125	△4,129
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		654,397	638,047	(注)3
	受取変動・支払固定		32,325	32,207	
	合計	—	—	—	46,452

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,427	—	(注)
	合計	—	—	—	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び社債	102,302	102,302	(注)
	合計	—	—	—	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度(平成23年11月1日に厚生年金基金制度から移行)及び退職一時金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年11月1日に過去分返上の認可を受けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区分		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
		金額	金額
退職給付債務	(A)	△36,101	△39,031
年金資産	(B)	21,466	26,465
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△14,635	△12,566
未認識数理計算上の差異	(D)	1,043	2,163
未認識過去勤務債務	(E)	107	95
連結貸借対照表計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	△13,484	△10,308
前払年金費用	(G)	—	—
退職給付引当金	(F) - (G)	△13,484	△10,308

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額	金額
勤務費用	1,169	1,265
利息費用	842	719
期待運用収益	△96	△107
過去勤務債務の費用処理額	△23	12
数理計算上の差異の費用処理額	220	138
その他	1	1
退職給付費用	2,114	2,030
厚生年金基金代行返上益	△11,036	—

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 一部の在外連結子会社の確定拠出年金への掛金支払額は、「その他」として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
2.0%	1.5%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
0.5%	0.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	57,367百万円	52,638百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	27,394百万円	25,945百万円
税務上の繰越欠損金	8,117百万円	8,534百万円
連結子会社の資産時価評価差額	—百万円	5,035百万円
退職給付引当金	4,916百万円	3,762百万円
その他	6,700百万円	9,339百万円
繰延税金資産小計	104,497百万円	105,256百万円
評価性引当額	△62,670百万円	△66,250百万円
繰延税金資産合計	41,826百万円	39,005百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△15,795百万円	△19,195百万円
その他有価証券評価差額金	△7,052百万円	△12,951百万円
その他	△168百万円	△201百万円
繰延税金負債合計	△23,015百万円	△32,348百万円
繰延税金資産の純額	18,810百万円	6,656百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	18,854百万円	6,734百万円
繰延税金負債	△43百万円	△78百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69%	—%
(調整)		
評価性引当額の増減	△12.85%	—%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.16%	—%
持分法による投資損益	0.75%	—%
その他	△2.77%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.98%	—%

(注)当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

支店等の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、旧本店建物の取壊義務及びこれに関連する有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積り、割引率は0.1%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	1,046百万円	1,047百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	43百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円	△131百万円
見積りの変更による増加額	—百万円	1,859百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円	2百万円
期末残高	1,047百万円	2,821百万円

ニ 資産除去債務の見積りの変更の内容及び影響額

当連結会計年度末において、大手町連鎖型再開発事業に伴う旧本店建物の取り壊しに関連する有害物質等の除去にかかる契約上の義務により生ずる除去費用が、当該取り壊し作業の進捗に伴い既見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更を行っており、それに伴う増加額1,859百万円を営業経費に計上し、変更前の資産除去債務に同額加算しております。

これにより、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,859百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	263,970	32,467	22,337	318,775

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	249,218	60,629	30,250	340,098

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	増資の引受(注1)	6,594	-	-
							資金の借入(注2)	500,000	借入金	4,577,285
							借入金の返済	789,299		
							利息の支払	68,915	未払費用	17,299
							債務被保証(注3)	2,257,667	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 交付国債の償還によるものが6,170百万円、当行が行った株主割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものが424百万円であります。

2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成44年1月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,711,361百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	増資の引受(注1)	19,165	-	-
							資金の借入(注2)	600,000	借入金	4,466,008
							借入金の返済	711,277		
							利息の支払	59,235	未払費用	15,633
							債務被保証(注3)	2,450,189	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 増資の引受は交付国債の償還によるものであります。

2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成45年1月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,907,329百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	56,259.53円	58,026.14円
1株当たり当期純利益金額	1,772.27円	1,634.96円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成24年3月31日)	当連結会計年度末 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	2,461,065百万円	2,538,576百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	6,329百万円 6,329百万円	6,759百万円 6,759百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,454,736百万円	2,531,817百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益	77,313百万円	71,337百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円
普通株式に係る当期純利益	77,313百万円	71,337百万円
普通株式の期中平均株式数	43,624千株	43,632千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要
	6~23回 政府保証債 (国内債)	平成15年3月25日~ 平成20年8月20日	632,606	582,718 [29,983]	0.8~2.2	一般 担保 (注)7	平成25年3月25日~ 平成35年6月19日	(注)1
	1~19回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日~ 平成25年3月15日	528,178	688,401	0.24~2.1	無担保	平成28年7月29日~ 平成36年2月23日	
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,066	25,062	1.81	一般 担保 (注)7	平成40年9月4日	(注)2
	4~14次 政府保証債 (外国債)	平成14年6月25日~ 平成19年11月26日	777,920 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	703,077 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	1.05~5.125	一般 担保 (注)7	平成24年6月20日~ 平成39年11月26日	(注)1
	1~7次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成21年12月1日~ 平成25年1月22日	284,868 (3,350,000千\$)	442,126 (4,850,000千\$)	0.5171~ 2.875	無担保	平成26年12月1日~ 平成31年9月25日	(注)3
	5, 7, 9, 11, 13, 16, 19, 20, 24, 27, 29~31, 33~51回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日~ 平成20年7月31日	829,856	609,890 [169,996]	0.78~2.74	一般 担保 (注)7	平成24年9月20日~ 平成59年3月20日	(注)4
当行	1次 財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,997	—	1.65	一般 担保 (注)7	平成24年6月20日	(注)4
	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保 (注)7	平成35年9月19日	(注)4 (注)5
	短期社債	平成24年2月15日~ 平成25年3月25日	50,999	43,997 [43,997]	0.1005~ 0.124	無担保	平成24年4月5日~ 平成25年5月20日	
	2~33回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成20年12月18日~ 平成25年1月23日	474,000	754,000 [84,000]	0.166~1.745	無担保	平成24年6月20日~ 平成34年9月20日	
	1~2回 普通社債 (私募債)(国内債)	平成21年8月24日~ 平成23年5月17日	20,000	20,000	0.48~0.847	無担保	平成26年9月19日~ 平成27年6月19日	
	6~9, 13~15, 17~40回 普通社債 (ユーロMTN)	平成21年3月10日~ 平成25年2月13日	47,327 (515,000千\$)	89,756 (815,000千\$) (100,000千EUR) [13,464]	0.53857~ 1.736	無担保	平成24年4月27日~ 平成31年4月16日	(注)6
	グリーン アセット インベ ストメント 特定目 的会社 1回 特定社債	平成24年12月7日	—	7,500	5.53	一般 担保	平成29年11月30日	
合計	—	—	3,722,822	3,968,531	—	—	—	—

(注)1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。

5. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機関債であります。

6. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保社債であります。

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
9. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	341,443	444,286	501,091	632,920	552,246

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	9,170,553	9,448,398	0.99%	—
借入金	9,170,553	9,448,398	0.99%	平成25年5月～平成45年1月
1年以内に返済 予定のリース債務	57	12	4.81%	—
リース債務(1年 以内に返済予定の ものを除く。)	29	13	7.97%	平成26年4月～平成28年9月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,356,147	1,255,468	1,211,948	1,098,898	952,287
リース債務	12	5	5	2	—

資産除去債務明細表

期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

【2】財務諸表等

(1)【財務諸表】

①貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	164,534	128,839
現金	2	3
預け金	164,532	128,835
コールローン	89,500	84,000
買現先勘定	※2 152,889	※2 165,975
金銭の信託	20,610	170,236
有価証券	※1, 7, 10 1,139,649	※1, 7, 10 1,337,971
国債	247,012	321,543
社債	390,589	386,369
株式	172,744	228,095
その他の証券	329,303	401,962
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,704,999	※3, 4, 5, 6, 7, 8 14,015,453
証書貸付	13,704,999	14,015,453
その他資産	133,473	134,469
前払費用	8,573	6,182
未収収益	46,408	44,682
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	62,528	64,718
金融商品等差入担保金	—	1,574
その他の資産	※7 15,025	※7 16,375
有形固定資産	※9 154,673	※9 122,363
建物	8,664	21,875
土地	45,562	92,904
リース資産	59	23
建設仮勘定	98,594	4,567
その他の有形固定資産	1,793	2,991
無形固定資産	7,045	6,848
ソフトウェア	5,915	5,537
リース資産	39	10
その他の無形固定資産	1,090	1,300
繰延税金資産	18,790	6,659
支払承諾見返	128,518	155,753
貸倒引当金	△150,350	△144,225
投資損失引当金	△1,072	△501
資産の部合計	15,563,263	16,183,843

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
債券	※7 3,130,495	※7 3,053,277
借入金	9,170,553	9,416,398
借入金	9,170,553	9,416,398
短期社債	50,999	43,997
社債	541,327	863,756
その他負債	78,229	119,273
未払法人税等	20,668	29,983
未払費用	28,490	25,889
前受収益	568	950
金融派生商品	12,752	15,655
金融商品等受入担保金	—	18,836
リース債務	87	25
資産除去債務	1,016	2,769
その他の負債	14,646	25,163
賞与引当金	4,600	4,340
役員賞与引当金	12	12
退職給付引当金	13,342	10,177
役員退職慰労引当金	52	59
偶発損失引当金	—	135
支払承諾	128,518	155,753
負債の部合計	13,118,132	13,667,181
純資産の部		
資本金	1,187,788	1,206,953
資本剰余金	1,060,466	1,060,466
資本準備金	1,060,466	1,060,466
利益剰余金	154,539	187,730
その他利益剰余金	154,539	187,730
別途積立金	79,819	117,190
繰越利益剰余金	74,720	70,540
株主資本合計	2,402,793	2,455,149
その他有価証券評価差額金	14,817	27,707
繰延ヘッジ損益	27,519	33,803
評価・換算差額等合計	42,337	61,511
純資産の部合計	2,445,130	2,516,661
負債及び純資産の部合計	15,563,263	16,183,843

②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	318,605	334,119
資金運用収益	277,128	268,638
貸出金利息	254,567	243,076
有価証券利息配当金	14,650	17,782
コールローン利息	115	44
買現先利息	287	351
預け金利息	95	52
金利スワップ受入利息	7,287	7,053
その他の受入利息	123	278
役務取引等収益	9,232	9,669
その他の役務収益	9,232	9,669
その他業務収益	5,522	7,857
外国為替売買益	—	3,524
国債等債券売却益	492	525
国債等債券償還益	5,000	2,130
その他の業務収益	30	1,675
その他経常収益	26,722	47,953
償却債権取立益	10,120	7,129
株式等売却益	3,055	18,411
金銭の信託運用益	1,069	834
偶発損失引当金戻入益	711	—
その他の経常収益	※1 11,764	※1 21,578
経常費用	222,735	219,493
資金調達費用	155,488	144,287
債券利息	47,668	43,100
コールマネー利息	41	19
借入金利息	104,535	97,276
短期社債利息	56	57
社債利息	3,182	3,827
その他の支払利息	3	5
役務取引等費用	505	265
その他の役務費用	505	265
その他業務費用	2,585	12,163
外国為替売買損	862	—
国債等債券売却損	—	4
国債等債券償却	31	302
債券発行費償却	686	642
社債発行費償却	518	716
金融派生商品費用	486	10,495
営業経費	36,581	42,431
その他経常費用	27,575	20,346
貸倒引当金繰入額	3,115	9,921
偶発損失引当金繰入額	—	135
投資損失引当金繰入額	170	43
貸出金償却	5,194	50
株式等売却損	1,752	75
株式等償却	6,402	1,688
金銭の信託運用損	10	22
その他の経常費用	※2 10,929	※2 8,407
経常利益	95,870	114,625
特別利益	11,140	719
固定資産処分益	104	719
厚生年金基金代行返上益	11,036	—
特別損失	440	382
固定資産処分損	308	163
減損損失	132	219
税引前当期純利益	106,569	114,962
法人税、住民税及び事業税	21,400	41,577
法人税等調整額	10,449	2,844
法人税等合計	31,849	44,421
当期純利益	74,720	70,540

③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,181,194	1,187,788
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
当期変動額合計	6,594	19,165
当期末残高	1,187,788	1,206,953
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
資本剰余金合計		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	29,801	79,819
当期変動額		
別途積立金の積立	50,018	37,370
当期変動額合計	50,018	37,370
当期末残高	79,819	117,190
繰越利益剰余金		
当期首残高	100,054	74,720
当期変動額		
剰余金の配当	△50,036	△37,349
別途積立金の積立	△50,018	△37,370
当期純利益	74,720	70,540
当期変動額合計	△25,334	△4,179
当期末残高	74,720	70,540
利益剰余金合計		
当期首残高	129,855	154,539
当期変動額		
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	74,720	70,540
当期変動額合計	24,683	33,191
当期末残高	154,539	187,730
株主資本合計		
当期首残高	2,371,516	2,402,793
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	74,720	70,540
当期変動額合計	31,277	52,356
当期末残高	2,402,793	2,455,149
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,350	14,817
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,467	12,890
当期変動額合計	7,467	12,890
当期末残高	14,817	27,707
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	17,238	27,519
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,281	6,284
当期変動額合計	10,281	6,284
当期末残高	27,519	33,803
評価・換算差額等合計		
当期首残高	24,588	42,337
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,748	19,174
当期変動額合計	17,748	19,174
当期末残高	42,337	61,511
純資産合計		
当期首残高	2,396,104	2,445,130
当期変動額		
交付国債の償還による増資	6,170	19,165
新株の発行	424	—
剰余金の配当	△50,036	△37,349
当期純利益	74,720	70,540
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,748	19,174
当期変動額合計	49,026	71,530
当期末残高	2,445,130	2,516,661

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. テリパティブ取引の評価基準及び評価方法

テリパティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ147百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,187百万円（前事業年度末は59,113百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額

に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監

査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券及び外貨建社債

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	50,010百万円	86,451百万円
出資金	52,665百万円	60,504百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	152,889百万円	165,975百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	10,686百万円	4,927百万円
延滞債権額	134,977百万円	114,206百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸

出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	271百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	52,782百万円	47,870百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	198,446百万円	167,276百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有価証券	14,714百万円	5,539百万円
貸出金	697,263百万円	611,175百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有価証券	一百万円	18,909百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
保証金	12百万円	3百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
債券	2,318,822百万円	1,923,822百万円

※8. 貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	580,042百万円	792,777百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	455,229百万円	134,389百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	2,440百万円	3,664百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
一百万円	1,200百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
投資事業組合等利益 9,558百万円	投資事業組合等利益 19,568百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
投資事業組合等損失 10,867百万円	投資事業組合等損失 8,331百万円

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当ありません。

II 当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当ありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	81	56	—	25
無形固定資産	204	178	—	25
合計	286	234	—	51

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	21	18	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	21	18	—	3

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	42	3
1年超	10	—
合計	53	3
リース資産減損勘定の残高	—	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	150	47
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	144	37
支払利息相当額	2	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	163	152
1年超	27	192
合計	191	344

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日)

時価のあるものは、該当ありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

時価のあるものは、該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
子会社株式	38,485	73,607
関連会社株式	11,525	12,844
合計	50,010	86,451

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	57,525百万円	52,875百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	23,817百万円	25,218百万円
退職給付引当金	4,894百万円	3,744百万円
その他	5,854百万円	8,478百万円
繰延税金資産小計	92,091百万円	90,318百万円
評価性引当額	△50,329百万円	△51,388百万円
繰延税金資産合計	41,762百万円	38,929百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△15,753百万円	△19,165百万円
その他有価証券評価差額金	△7,051百万円	△12,924百万円
その他	△167百万円	△179百万円
繰延税金負債合計	△22,972百万円	△32,270百万円
繰延税金資産の純額	18,790百万円	6,659百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	—%
評価性引当額の増減	△13.38%	—%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.26%	—%
その他	△0.68%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.89%	—%

(注)当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

支店の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、旧本店建物の取壊義務及びこれに関連する有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積り、割引率は0.4%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	1,015百万円	1,016百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	13百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円	△120百万円
見積りの変更による増加額	—百万円	1,859百万円
期末残高	1,016百万円	2,769百万円

ニ 資産除去債務の見積りの変更の内容及び影響額

当事業年度末において、大手町連鎖型再開発事業に伴う旧本店建物の取り壊しに関連する有害物質等の除去にかかる契約上の義務により生ずる除去費用が、当該取り壊し作業の進捗に伴い既見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更を行っており、それに伴う増加額1,859百万円を営業経費に計上し、変更前の資産除去債務に同額加算しております。

これにより、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,859百万円減少しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	56,039.39円	57,678.78円
1株当たり当期純利益金額	1,712.81円	1,616.69円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益	74,720百万円	70,540百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円
普通株式に係る当期純利益	74,720百万円	70,540百万円
普通株式の期中平均株式数	43,624千株	43,632千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

④ 附属明細表

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	24,037	2,161	772	21,875
土地	—	—	—	92,904	—	—	92,904
リース資産	—	—	—	57	34	23	23
建設仮勘定	—	—	—	4,567	—	—	4,567
その他の有形固定資産	—	—	—	4,459	1,468	695	2,991
有形固定資産計	—	—	—	126,027	3,664	1,491	122,363
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	11,557	6,019	2,131	5,537
リース資産	—	—	—	143	133	29	10
その他の無形固定資産	—	—	—	1,305	4	0	1,300
無形固定資産計	—	—	—	13,006	6,157	2,161	6,848

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	58,991	68,074	—	58,991	68,074
個別貸倒引当金	91,359	18,843	16,047	18,005	76,150
うち非居住者向け債権分	4,535	5,396	320	1,495	8,115
投資損失引当金	1,072	95	614	51	501
賞与引当金	4,600	4,340	4,600	—	4,340
役員賞与引当金	12	12	12	—	12
役員退職慰労引当金	52	24	17	—	59
偶発損失引当金	—	135	—	—	135
計	156,089	91,526	21,292	77,048	149,274

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……………回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	20,668	40,492	31,177	—	29,983
未払法人税等	16,212	31,535	24,368	—	23,379
未払事業税	4,455	8,956	6,809	—	6,603

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成25年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金	日本銀行への預け金14,386百万円、他の銀行への預け金114,449百万円であります。
その他の証券	外国証券228,727百万円、投資事業組合等への出資金124,357百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息41,758百万円、有価証券利息2,189百万円その他であります。

②負債の部

未払費用	借入金利息17,435百万円、債券利息6,318百万円その他であります。
------	--------------------------------------

(3)【その他】

該当事項はありません。

Ⅱ. 参考情報

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,266,670	13,696,619
有価証券	1,260,063	1,301,493

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	13,645,469	—	13,645,469	13,878,574	39,649	13,918,224
平均残高	13,266,670	—	13,266,670	13,674,016	22,602	13,696,619
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	13,645,469	—	13,645,469	13,878,574	39,649	13,918,224
平均残高	13,266,670	—	13,266,670	13,674,016	22,602	13,696,619

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

(2)貸出金残高の状況

①業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位：百万円)

業種別	前連結会計年度末 (平成24年3月末)		当連結会計年度末 (平成25年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	13,645,469	(100.00%)	13,878,574	(100.00%)
製造業	3,465,965	(25.40%)	3,406,197	(24.54%)
農業、林業	1,235	(0.01%)	1,236	(0.01%)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	59,554	(0.44%)	63,028	(0.45%)
建設業	44,670	(0.33%)	50,631	(0.36%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2,333,525	(17.10%)	2,831,981	(20.41%)
情報通信業	577,996	(4.24%)	455,501	(3.28%)
運輸業、郵便業	3,001,539	(22.00%)	2,810,231	(20.25%)
卸売業、小売業	1,102,599	(8.08%)	1,083,252	(7.81%)
金融業、保険業	551,116	(4.04%)	567,014	(4.09%)
不動産業、物品賃貸業	2,123,173	(15.56%)	2,209,943	(15.92%)
各種サービス業	366,439	(2.69%)	381,728	(2.75%)
地方公共団体	17,652	(0.13%)	13,126	(0.09%)
その他	—	(—)	4,702	(0.03%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	(—)	39,649	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	—	(—)	39,649	(100.00%)
合計	13,645,469	(—)	13,918,224	(—)

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. ()内は構成比。

②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが増えております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は4,120億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (平成24年3月末)		当連結会計年度末 (平成25年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	164		95	
延滞債権	18,406		10,778	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	19,407		27,939	
合計	37,978		38,813	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、一部取引先の株主再編により当該分類の対象外となったため、貸出金残高が前連結会計年度比大幅に減少したこと等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

①借入金等平均残高(単体)

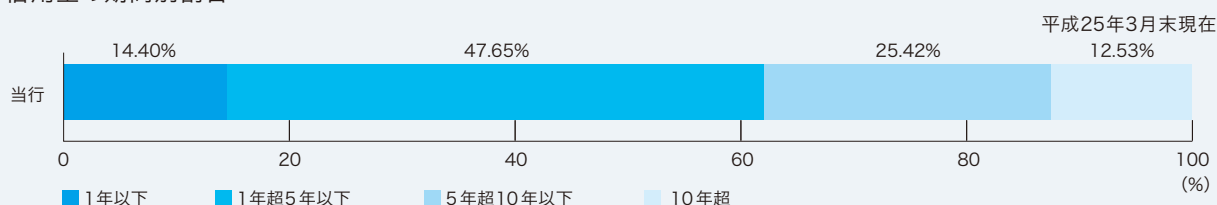
(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額	金額
債券	3,202,203	3,089,219
借入金	8,823,121	9,153,523
社債	463,972	744,972

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

②借入金の期間別割合



③自行債券の発行残高(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)
政府保証債(国内)	1,160,785	1,271,120
政府保証債(海外)	1,087,855	1,170,266
財投機関債(国内)	829,856	609,890
財投機関債(海外)	51,997	2,000
社債(国内)	494,000	774,000
社債(海外)	47,327	89,756
短期社債	50,999	43,997
合計	3,722,822	3,961,031

④自行債券の期間別残高(単体)

(単位：百万円)

前事業年度末 (平成24年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	50,000	79,871	172,806	289,609	388,520	179,977
政府保証債(海外)	74,996	103,714	515,053	—	—	394,091
財投機関債(国内)	219,990	279,982	104,974	129,962	19,986	74,959
財投機関債(海外)	49,997	—	—	—	—	2,000
社債(国内)	60,000	244,000	160,000	30,000	—	—
社債(海外)	9,040	26,780	9,040	2,465	—	—
短期社債	50,999	—	—	—	—	—
合計	515,024	734,347	961,875	452,038	408,507	651,029

当事業年度末 (平成25年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	29,983	92,930	309,808	359,407	389,067	89,922
政府保証債(海外)	—	323,309	406,100	46,770	105,753	288,333
財投機関債(国内)	169,996	149,990	144,959	49,993	19,988	74,961
財投機関債(海外)	—	—	—	—	—	2,000
社債(国内)	84,000	355,000	275,000	50,000	10,000	—
社債(海外)	13,464	24,147	41,798	10,345	—	—
短期社債	43,997	—	—	—	—	—
合計	341,443	945,377	1,177,666	516,516	524,809	455,217

(4) 損益の状況

① 損益の概要(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
業務粗利益	133,304		129,450	
経費(除く臨時処理分)	△36,581		△42,431	
人件費	△19,557		△19,475	
物件費	△14,538		△19,640	
税金	△2,485		△3,316	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	96,723		87,018	
のれん償却額	—		—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	96,723		87,018	
一般貸倒引当金繰入額	—		△9,083	
業務純益	96,723		77,934	
うち債券関係損益	5,461		2,349	
臨時損益	△853		36,691	
株式等関係損益	△5,269		16,603	
不良債権関連処理額	△8,046		△847	
貸出金償却	△5,194		△50	
個別貸倒引当金繰入額	△3,115		△838	
その他の債権売却損等	264		40	
貸倒引当金戻入益・取立益等	10,832		7,129	
その他臨時損益	1,630		13,805	
経常利益	95,870		114,625	
特別損益	10,699		336	
うち固定資産処分損益	△204		555	
うち厚生年金基金代行返上益	11,036		—	
税引前当期純利益	106,569		114,962	
法人税、住民税及び事業税	△21,400		△41,577	
法人税等調整額	△10,449		△2,844	
法人税等合計	△31,849		△44,421	
当期純利益	74,720		70,540	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

5. 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額+投資損失引当金戻入益

6. 科目にかかわらず利益はプラス表示、費用・損失はマイナス(△)表示をしております。

② 営業経費の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
給与・手当	15,818		15,755	
退職給付費用	2,122		2,039	
福利厚生費	2,220		2,355	
減価償却費	2,531		3,652	
土地建物機械賃借料	3,373		3,379	
営繕費	1,788		2,088	
消耗品費	410		910	
給水光熱費	303		331	
旅費	840		844	
通信費	300		289	
広告宣伝費	31		71	
租税公課	2,485		3,316	
その他	4,354		7,397	
合計	36,581		42,431	

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

③部門別損益の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	121,640	—	121,640	124,351	—	124,351
資金運用収益	277,128	—	277,128	268,638	—	268,638
資金調達費用	155,488	—	155,488	144,287	—	144,287
役務取引等収支	8,727	—	8,727	9,404	—	9,404
役務取引等収益	9,232	—	9,232	9,669	—	9,669
役務取引等費用	505	—	505	265	—	265
その他業務収支	2,937	—	2,937	△4,305	—	△4,305
その他業務収益	5,522	—	5,522	7,857	—	7,857
その他業務費用	2,585	—	2,585	12,163	—	12,163
業務粗利益	133,304	—	133,304	129,450	—	129,450
業務粗利益率	0.89%	—	0.89%	0.83%	—	0.83%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

④資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	14,977,705	—	14,977,705	15,523,068	—	15,523,068
利息	277,128	—	277,128	268,638	—	268,638
利回り	1.85%	—	1.85%	1.73%	—	1.73%
うち貸出金						
平均残高	13,328,179	—	13,328,179	13,794,421	—	13,794,421
利息	254,567	—	254,567	243,076	—	243,076
利回り	1.91%	—	1.91%	1.76%	—	1.76%
うち有価証券						
平均残高	1,207,789	—	1,207,789	1,284,436	—	1,284,436
利息	14,650	—	14,650	17,782	—	17,782
利回り	1.21%	—	1.21%	1.38%	—	1.38%
うち預け金						
平均残高	80,728	—	80,728	50,481	—	50,481
利息	95	—	95	52	—	52
利回り	0.12%	—	0.12%	0.10%	—	0.10%
資金調達勘定						
平均残高	12,576,986	—	12,576,986	13,059,184	—	13,059,184
利息	155,488	—	155,488	144,287	—	144,287
利回り	1.24%	—	1.24%	1.10%	—	1.10%
うち債券・社債						
平均残高	3,666,175	—	3,666,175	3,834,191	—	3,834,191
利息	50,850	—	50,850	46,927	—	46,927
利回り	1.39%	—	1.39%	1.22%	—	1.22%
うち借入金						
平均残高	8,823,121	—	8,823,121	9,153,523	—	9,153,523
利息	104,535	—	104,535	97,276	—	97,276
利回り	1.18%	—	1.18%	1.06%	—	1.06%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑤ 役務取引等収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	9,232	—	9,232	9,669	—	9,669
うち預金・貸出業務	7,097	—	7,097	7,520	—	7,520
役務取引等費用	505	—	505	265	—	265
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	8,727	—	8,727	9,404	—	9,404

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	2,937	—	2,937	△4,305	—	△4,305
外国為替売買損益	△862	—	△862	3,524	—	3,524
国債等債券損益	5,461	—	5,461	2,349	—	2,349
その他	△1,661	—	△1,661	△10,180	—	△10,180

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①		1.85	
(イ) 貸出金利回		1.91		1.76
(ロ) 有価証券利回		1.21		1.38
(2) 資金調達原価②		1.54		1.44
(イ) 預金等利回		—		—
(ロ) 外部負債利回		1.25		1.12
(3) 総資金利鞘①-②		0.31		0.29

(注)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	1株当たり純資産額		56,039.39円	
1株当たり当期純利益金額		1,712.81円		1,616.69円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	当期純利益		74,720百万円	
普通株主に帰属しない金額		—百万円		—百万円
普通株式に係る当期純利益		74,720百万円		70,540百万円
普通株式の期中平均株式数		43,624千株		43,632千株

③利益率(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	ROA			
総資産業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.64		0.56
総資産経常利益率		0.63		0.73
総資産当期純利益率		0.49		0.45
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		4.07		3.59
自己資本経常利益率		4.03		4.72
自己資本当期純利益率		3.14		2.91

④支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	41	128,518	37	155,753

⑤1店舗当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,245,909	1,274,132

⑥職員一人当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,948	11,999

⑦中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	1,371,770	1,228,006
総貸出金残高②	百万円	13,704,999	14,015,453
中小企業等貸出金比率①/②	%	10.01	8.76
中小企業等貸出先件数③	件	1,371	1,288
総貸出先件数④	件	3,065	2,959
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	44.73	43.53

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

2. 開示債権と引当・保全の状況(単体)

資産自己査定、債権保全状況(平成25年3月末)

(単位:億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 62	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 62	うち担保・保証・引当金によるカバー 62 うち引当金 1	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 161	762	100.0%	破綻先債権 49
破綻懸念先 1,146	危険債権 1,146	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,122 うち引当金 760	引当率96.9% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 135		97.9%	延滞債権 1,142
要管理先債権 514	要管理債権 481	うち担保・保証によるカバー 244	信用部分に対する引当率 83.5%	(部分直接償却) 4		91.9%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 481
要注意先 1,488	正常債権 140,453				681	債権残高に対する引当率 6.4%	
正常先 138,932						債権残高に対する引当率 0.3%	
債権残高合計 142,144	債権合計 142,144				貸倒引当金合計 1,442	債権残高に対する引当率 1.0%	リスク管理債権 1,672

- (注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。
「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。
2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

銀行法施行規則より抜粋

3. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,944	6,235
危険債権	136,679	114,632
要管理債権	52,782	48,142
小計	200,406	169,010
正常債権	13,677,530	14,045,342
合計	13,877,937	14,214,353

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)
部分直接償却実施額	59,113	50,187

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位：%)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.08	0.04
危険債権	0.98	0.81
要管理債権	0.38	0.34
正常債権	98.56	98.81

保全状況

(単位：%)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	97.9
要管理債権	88.4	91.9
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	96.9
要管理債権	78.4	83.5
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	6.7	6.4
正常先債権	0.2	0.3

4. リスク管理債権の状況(連結)

リスク管理債権(部分直接償却実施後)

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成24年3月末)	当連結会計年度末 (平成25年3月末)
破綻先債権	10,686	4,927
延滞債権	136,477	118,360
3ヵ月以上延滞債権	—	271
貸出条件緩和債権	52,782	47,870
合計	199,946	171,430

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位：%)

	前連結会計年度末 (平成24年3月末)	当連結会計年度末 (平成25年3月末)
破綻先債権	0.08	0.04
延滞債権	1.00	0.85
3ヵ月以上延滞債権	—	0.00
貸出条件緩和債権	0.39	0.34
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	1.47	1.23

業種別リスク管理債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成24年3月末)	当連結会計年度末 (平成25年3月末)
製造業	29,653	32,976
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	5,000	4,700
電気・ガス・熱供給・水道業	4,964	3,452
情報通信業	1,823	1,325
運輸業、郵便業	21,502	23,162
卸売業、小売業	19,027	15,254
金融業、保険業	4,630	4,216
不動産業、物品賃貸業	69,530	59,282
各種サービス業	43,813	27,060
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	199,946	171,430

5. 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

平成25年3月末より、国際統一基準行についてバーゼルⅢが適用されました。当行もバーゼルⅢを適用し、告示により定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について自己資本比率を算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：百万円)

項目		平成24年3月31日 金額	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,187,788	
	うち非累積的永久優先株	—	
	新株式申込証拠金	—	
	資本剰余金	1,060,466	
	利益剰余金	159,606	
	自己株式(△)	—	
	自己株式申込証拠金	—	
	社外流出予定額(△)	37,349	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	
	為替換算調整勘定	—	
	新株予約権	—	
	連結子法人等の少数株主持分	3,633	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
	営業権相当額(△)	—	
	のれん相当額(△)	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計	(A)	2,374,145	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—	
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	13,077	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	
	一般貸倒引当金	58,589	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	
	負債性資本調達手段等	—	
	うち永久劣後債務	—	
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	—		
計		71,666	
うち自己資本への算入額	(B)	71,666	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	
	うち自己資本への算入額	(C)	—
控除項目	控除項目 ^(注)	(D)	532,526
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	1,913,285
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		9,740,240
	オフ・バランス取引等項目		301,084
	信用リスク・アセットの額	(F)	10,041,324
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	—
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	—
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%)	(I)	263,296
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(J)	21,063
	信用リスク・アセット調整額	(K)	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(L)	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L))	(M)	10,304,620
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100(%)		18.56	
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100(%)		23.03	

(注) 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額等が含まれております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	2,425,759		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		1a
うち、利益剰余金の額	193,595		2
うち、自己株式の額(△)	—		1c
うち、社外流出予定額(△)	35,254		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	70,803	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	7		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,260		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,427,026		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	4,287	8+9
うち、のれんに係るものの額(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	4,287	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	274	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に 該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,427,026		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	5,426		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△57		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)	5,368		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	1,059	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
Tier2 資本不足額	—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	—		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((二)-(ホ))(ヘ)	5,368		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	2,432,395		45
Tier2 資本に係る基礎項目(4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	65		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	67,478		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	67,478		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	23,144		
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	90,688		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	—		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	90,688		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	2,523,084		59

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	5,346		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,255,349		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ)/(ヲ))	14.93%		61
連結 Tier1 比率 ((ト)/(ヲ))	14.96%		62
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	15.52%		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	202,916		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,592		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	9,325		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	67,478		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	200,088		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		85

単体自己資本比率 (国際統一基準)

(単位: 百万円)

		平成24年3月31日
項目		金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,187,788
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	1,060,466
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	154,539
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	37,349
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計 (A)	2,365,444	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	9,841
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	58,991
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務 うち期限付劣後債務及び期限付優先株	—
計	68,832	
うち自己資本への算入額 (B)	68,832	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務 うち自己資本への算入額 (C)	—
控除項目 (注)	(D)	543,113
自己資本額 (A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,891,162	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	9,769,468
	オフ・バランス取引等項目	301,084
	信用リスク・アセットの額 (F)	10,070,553
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	260,041
	信用リスク・アセット調整額 (K)	20,803
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—
計 ((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	10,330,594	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100 (%)	18.30	
(参考)Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)	22.89	

(注) 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額等が含まれております。

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	2,419,895		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		1a
うち、利益剰余金の額	187,730		2
うち、自己株式の額(△)	—		1c
うち、社外流出予定額(△)	35,254		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	—	61,511	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の 合計額	—		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,419,895		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	4,257	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	4,257	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	90	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,419,895		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	—		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
Tier2 資本不足額	—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,419,895		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	68,074		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	68,074		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,468		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	80,543		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	80,543		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	2,500,438		59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	4,257		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,645,774		60
自己資本比率			
普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	14.53%		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	14.53%		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	15.02%		63

(単位：百万円)

項目	平成25年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額	
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	193,026		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,592		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	9,250		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	68,074		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	204,993		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		85

Ⅲ. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、告示により定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

また、告示の一部改正にともない、平成25年3月末よりバーゼルⅢ基準により算出しております。

なお、当行は、本件情報開示の時点（平成25年7月現在）において、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、参考として告示に基づく自己資本比率を開示しております。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っておらず、告示第4条及び第16条に基づき、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

【1】自己資本比率の状況（連結）

定量的な開示事項

1. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
貸出金	13,147,987	13,469,872
出資・ファンド	272,894	289,337
コミットメント・支払承諾見返	293,406	502,229
債券(国債・社債等)	769,702	882,912
現先・コールローン	242,390	399,978
その他	497,046	492,361
合計	15,223,428	16,036,692

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

（単位：百万円）

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
国内合計	15,222,544	16,035,626
海外合計	883	1,065

（注）「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) ①業種別又は取引相手別（旧業種区分）

（単位：百万円）

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
製造業	3,774,990	—
農林水産業	1,401	—
鉱業	54,714	—
建設業	68,098	—
卸売・小売業	1,196,031	—
金融保険業	1,387,525	—
不動産業	1,334,769	—
運輸通信業	3,429,722	—
電気・ガス・水道業	2,475,942	—
サービス業	994,334	—
その他	505,898	—

②業種別又は取引相手別(新業種区分)

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
製造業	—	3,697,647
農業、林業	—	1,238
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	57,637
建設業	—	105,982
電気・ガス・熱供給・水道業	—	3,151,595
情報通信業	—	512,762
運輸業、郵便業	—	2,882,884
卸売業、小売業	—	1,123,637
金融業、保険業	—	1,622,001
不動産業、物品賃貸業	—	1,918,664
各種サービス業	—	345,623
地方公共団体	—	13,220
その他	—	603,797
合計	—	16,036,692

(注) 貸出先の企業及び貸出の実態に即した業種区分の見直しを平成24年度において実施しております。

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
5年以下	6,704,444	7,344,522
5年超10年以下	5,230,813	5,459,439
10年超15年以下	1,954,710	1,807,426
15年超	820,874	797,721
期間のないもの	512,585	627,582

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	485,398	577,732
同	10%	86,205	56,378
同	20%	2,903,066	2,190,604
同	50%	5,164,121	6,340,198
同	100%	6,377,135	6,740,301
同	150%	25,005	20,313
同	250%	—	15,918
同	1,250%	—	388
その他		—	31,824

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー
該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	715,430	754,856
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	71,312	56,673
うち再証券化エクスポージャー	41,763	33,507
ファンド(注)	182,600	200,342
うち再証券化エクスポージャー	3,499	4,876

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (単位：百万円)

			平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	112,263	127,726
		所要自己資本額	1,796	2,043
同上	50%	残高	8,403	9,335
		所要自己資本額	336	373
同上	100%	残高	374,858	435,358
		所要自己資本額	29,988	34,828
同上	350%	残高	3,412	3,411
		所要自己資本額	955	955
同上	1,250%	残高	—	387,342
		所要自己資本額	—	387,342
同上	その他(注)	残高	6,943	10,313
		所要自己資本額	1,142	5,955

(注) 自己資本比率告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	41,763	33,507
		所要自己資本額	1,336	1,072
同上	100%	残高	618	831
		所要自己資本額	49	66
同上	225%	残高	1,133	1,602
		所要自己資本額	204	288
同上	650%	残高	1,195	2,034
		所要自己資本額	621	1,058
同上	1,250%	残高	—	407
		所要自己資本額	—	407

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳 (単位：百万円)

		平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス		—	195,161
ファンド(注)		—	192,589

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される

信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

		平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
信用リスク・アセット額		14,286	12,497

3. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

		平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額		保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 195億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 71億円

【2】自己資本比率の状況(単体)

定性的な開示事項

-
1. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
-
2. 信用リスクに関する事項
- イ. リスク管理の方針及び手続の概要
- 融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。
- ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- 当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。
- (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)。
-
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。
- 担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。
-
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
-
5. 証券化エクスポージャーに関する事項
- イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- 当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第1条第47号)」に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。
- また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。
- ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- 当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、係る情報については審査部署にも提供され、審査部署は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。
- ハ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当行は標準的手法を採用しております。
-

	<p>二. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>当行では投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。</p> <p>ホ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
<p>6. マーケット・リスクに関する事項</p>	<p>当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。</p>
<p>7. オペレーショナル・リスクに関する事項</p>	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手順を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
<p>8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要</p>	<p>当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産(オフバランス資産を含む)の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。</p>
<p>9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項</p>	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やパーゼルIIのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。</p> <p>(*) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法</p> <p>定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。</p> <p>ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</p> <p>当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。</p> <p>① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測</p> <p>② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値</p> <p>③ 200bpValue (ベイス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測</p> <p>(②及び③は、パーゼルIIにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)</p>

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	805,644	1,303,870
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	769,519	842,275
(i) 日本国政府・地方公共団体等向けエクスポージャー	—	—
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	8,867	12,375
(iii) 法人等向けエクスポージャー	723,673	789,191
(iv) 出資等のエクスポージャー	21,306	27,647
(v) その他エクスポージャー	15,672	13,060
② 証券化エクスポージャー	36,124	461,595
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	20,803	19,703
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	826,447	1,323,573

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
貸出金	13,192,835	13,532,021
出資・ファンド	296,948	350,949
コミットメント・支払承諾見返	293,406	502,229
債券(国債・社債等)	769,702	882,870
現先・コールローン	242,390	399,978
その他	456,927	404,489
合計	15,252,211	16,072,539

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
国内合計	15,252,211	16,072,539
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありません。

(2)①業種別又は取引相手別(旧業種区分)

(単位:百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
製造業	3,774,990	—
農林水産業	1,401	—
鉱業	54,714	—
建設業	68,098	—
卸売・小売業	1,196,031	—
金融保険業	1,450,669	—
不動産業	1,362,796	—
運輸通信業	3,429,722	—
電気・ガス・水道業	2,475,942	—
サービス業	995,400	—
その他	442,443	—

②業種別又は取引相手別(新業種区分)

(単位:百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
製造業	—	3,697,647
農業、林業	—	1,238
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	57,637
建設業	—	105,982
電気・ガス・熱供給・水道業	—	3,151,595
情報通信業	—	512,762
運輸業、郵便業	—	2,882,884
卸売業、小売業	—	1,123,637
金融業、保険業	—	1,748,163
不動産業、物品賃貸業	—	1,989,172
各種サービス業	—	346,596
地方公共団体	—	13,220
その他	—	442,001
合計	—	16,072,539

(注) 貸出先の企業及び貸出の実態に即した業種区分の見直しを平成24年度において実施しております。

(3) 残存期間別

(単位:百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
5年以下	6,704,444	7,398,217
5年超10年以下	5,267,556	5,513,091
10年超15年以下	1,960,287	1,807,426
15年超	820,874	797,721
期間のないもの	499,049	556,083

八. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位:百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト 0%	485,398	577,732
同 10%	86,205	56,378
同 20%	2,896,755	2,168,875
同 50%	5,164,121	6,340,198
同 100%	6,411,453	6,797,228
同 150%	25,005	20,313
同 250%	—	15,843
同 1,250%	—	388
その他	—	31,824

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
適格金融資産担保	152,830	165,868
保証又はクレジット・デリバティブ	1,210,309	1,210,719

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	133,953	153,842
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	80,789	85,604
うち金利関連取引	49,504	48,647
うち外国為替関連取引	30,734	36,936
うちクレジット・デリバティブ取引	550	—
うちその他のコモディティ取引関連取引	—	20
ネットिंगによる与信相当額削減額	115,667	113,462
ネットの与信相当額	99,075	125,984
うちネットの再構築コストの額	54,916	74,325
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	85,219	61,673
クレジット・デフォルト・スワップ購入	11,000	—
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾見返として参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	692,945	733,263
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	62,467	56,673
うち再証券化エクスポージャー	41,763	33,507
ファンド(注)	223,486	255,724
うち再証券化エクスポージャー	2,274	2,158

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト 20%		
残高	112,263	127,726
所要自己資本額	1,796	2,043
同上 50%		
残高	8,403	9,335
所要自己資本額	336	373
同上 100%		
残高	374,858	444,368
所要自己資本額	29,988	35,549
同上 350%		
残高	3,412	3,411
所要自己資本額	955	955
同上 1,250%		
残高	—	414,839
所要自己資本額	—	414,839
同上 その他(注)		
残高	6,943	10,313
所要自己資本額	1,142	5,955

(注) 自己資本比率告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	41,763	33,507
		所要自己資本額	1,336	1,072
同上	100%	残高	402	368
		所要自己資本額	32	29
同上	225%	残高	736	709
		所要自己資本額	132	127
同上	650%	残高	777	900
		所要自己資本額	404	468
同上	1,250%	残高	—	180
		所要自己資本額	—	180

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	—	169,027
ファンド(注)	—	245,992

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
信用リスク・アセット額	14,286	12,497

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額		
上場株式等エクスポージャー	37,900	50,115
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	249,942	287,131
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	1,303	18,336
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	6,402	1,688
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	14,817	27,707

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第13条が適用されるエクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 195億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 71億円

エグジット (EXIT)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.26, 35, 39

シニアファイナンス (シニア融資)

シニアファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.24, 34, 102

シンジケート・ローン

幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.19, 32, 36, 71, 72, 74, 75, 81, 83, 88, 93, 104

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.16, 17, 24, 32, 34, 37, 104

デューデリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.45

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存（＝遡求）することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト（介入権）を金融団が行行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.24, 33, 34, 38

ハイブリッドファイナンス

ハイブリッドファイナンスとは、資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法をいう。ハイブリッド証券・ハイブリッドローン等による資金調達手段であり、メザニンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、永久債、優先出資証券、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.32, 76

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.21, 34, 37, 80, 102

メザニンファイナンス (メザニン融資)

メザニンファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう（メザニンとは中2階という意味）。メザニンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニアファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.9, 16, 24, 32-35, 38, 102

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年～2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ [P.39](#)

ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ [P.107, 108, 112-114](#)

CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ [P.3, 18, 30, 32, 41, 42, 57, 61-98, 103](#)

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ [P.8, 9, 21, 32, 39, 102](#)

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ [P.13, 16, 21, 25, 28, 29, 32, 33, 36, 38, 45, 79, 97, 98, 104](#)

MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ [P.32, 35, 38](#)

PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money (VFM) という概念が、判断基準のひとつである。

→ [P.19, 30, 37, 42, 48, 53, 58, 80, 88, 102, 104](#)

PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ [P.19, 30, 37, 48, 58, 80, 88, 104](#)

SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離した資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ [P.36-38, 74, 80](#)

UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ [P.40, 90, 93](#)

平成25年7月
発行 株式会社日本政策投資銀行
経営企画部広報・CSR室
URL : <http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

Tel: 03-3270-3211 (大代表)

